給水装置工事設計・施工指針
参　考　資　料

給水装置工事に関する情報提供は、小田原市 HP のこちらから：

小田原市ホームページ ⇒ 暮らし ⇒ 上・下水道 ⇒

水道 ⇒ 事業者の皆様に

※注意事項

関係法令、基準については、必ず **最新の内容** を確認の上、運用してください。

令和２年　４月　改訂

小 田 原 市 水 道 局

目次

１．水道関連法規 1
１－１．水道法（抜粋） 1
１－２．水道法施行規則（抜粋） 35
１－３．水道法施行令（抜粋） 69
１－４．水質基準に関する省令 77
１－５．給水装置の構造 及び 材質の基準に関する省令 79
１－６．小田原市水道給水条例（抜粋） 86
１－７．小田原市水道給水条例 施行規則（抜粋） 93
１－８．小田原市水道メーターによる計量等の特例に関する規程 97
１－９．小田原市指定給水装置工事事業者規程（抜粋） 99
１－１０．小田原市 上水道配管工事規程 104
１－１１．神奈川県水道法施行細則（抜粋） 105
１－１２．神奈川県小規模水道 及び 小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（抜粋） 109
１－１３．小田原市小規模水道 及び 小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例 115
１－１４．小規模水道 及び 小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（抜粋） 120
１－１５．小田原市指定給水装置工事事業者の違反行為に関する事務処理要綱 123
１－１６．小田原市水道利用加入金等取扱要綱 131
１－１７．自費工事による配水管等整備事業事務取扱要綱 135
２．関係法令・各種基準、仕様書 138
２－１．建築基準法 施工令（抜粋） 138
２－２．建築物に設ける飲料水の配管設備 及び 排水のための配管設備の構造方法を定める件 144
２－３．建築物に設ける飲料水の配管設備の構造方法を定める件 147
２－４．道路占用工事共通指示書 148
２－５．神奈川県道路占用工事共通仕様書（抜粋） 160
２－６．小田原市道路占用等規則（抜粋） 176
２－７．道路工事等における表示 及び 保安施設の設置基準 182
２－８．地下埋設物表示に関する取扱要領 205
３．提出書類 様式集、その他 207
３－１　提出書類 様式集 207
・　直結給水事前協議申請書 208

・ 直結給水事前協議回答書（可） 209
・ 直結給水事前協議回答書（不可） 210
・ 給水装置所有者 名義･住所変更届 211
・ 給水装置 種別･用途変更届 212
・ 給水装置 中止･廃止届 213
・ 給水装置工事 検査申込書 214
・ 水道利用加入金減免（免除）申請書 215
・ 給水装置増設工事施工承認願（簡易） 216
・ 小田原市 上水道給水装置工事 事前施行申請書 217
・ 水道メーター等 き損届 218
・ 水道メーター等 紛失届 219
・ 給水装置工事 変更･取消届 220
・ 代理人選定届 221
・ 子メーター設置工事申請 及び 施行承認願 222
・ 子メーターによる計量等申請書 223
・ 給水装置 使用開始届 224
・ 改造水道メーター取替伝票 225
・ 承諾書 （土地使用承諾書） 226
・ 同意書 （分岐（統合）同意書） 228
・ 誓約書 （工事用に給水装置を設ける給水装置工事） 229
・ 誓約書 （給水管の舗装先行取出し工事） 230
・ 誓約書 （水の出不良） 231
・ 誓約書 （消火用施設を設置する工事） 232
・ 誓約書 （子メーター設置に伴う誓約書） 233
・ 承諾書 （直結増圧式給水条件承諾書） 234
・ 確認書 （既設給水管使用確認書） 235
・ 受水槽管理簿 236
・ 受水槽管理簿（裏面） 237
３－２ 特殊な事例の誓約書 記載例 238
・ 共有管の同意が得られない(死亡等)場合の誓約書 例文 239
・ 相続未了、所有者不明の分譲管から分岐する際の誓約書 例文 240
・ 相続未了の給水装置からの支管分岐に係る誓約書 例文 241
・ 相続未了用地の誓約書（引継いで施工する場合） 例文 242
・ 相続未了用地の誓約書（相続予定人等が承認する場合） 例文 243

・　他者所有地へ残存管を行う場合の誓約書　例文 244
・　代理申請の場合の誓約書　例文 245
・　個別減圧弁設置の場合の誓約書　例文 245
３－４　断水に掛かる回覧（記載例） 247
３－５　水量・管口径の計算例 248
３－６　給水主管口径算定図表 266
３－７　器具流量図表 269
３－８　給水管の管口径均等表 277
３－９　自費施工による配水管等整備事業事務取扱　要綱に必要な様式類 278
・　様式第 1 号（第 7 条関係）配水管等自費工事施行承認申請書 278
・　様式第 2 号（第 7 条関係）誓約書 279
・　様式第 3 号（第 7 条関係）主任技術者及び管工事従事者等届出書 280
・　様式第 4 号（第 7 条関係）既設給水管の取出替え承諾書 281
・　様式第 5 号（第 7 条関係）土地無償使用承諾書 282
・　様式第 6 号（第 7 条関係）配水管等自費工事施行承認書 283
・　様式第 7 号（第 8 条関係）配水管等自費工事着手届 284
・　様式第 8 号（第 10 条関係）配水管等自費工事使用材料確認願い 285
・　様式第 9 号（第 14 条関係）配水管等自費工事中止届 286
・　様式第 10 号（第 15 条関係）配水管等自費工事完成届 287
・　様式第 11 号（第 15 条関係）配水管等水道施設譲渡届 288
・　様式第 12 号（第 15 条関係）配水管等自費工事完成検査調書 289
・　様式第 13 号（第 15 条関係）配水管等自費工事完成検査結果通知書 290
・　様式第 14 号（第 15 条関係）配水管等自費工事手直し指示書 291

１．水道関連法規

１－１．水道法（抜粋）

昭和三十二年法律第百七十七号

水道法

目　次

第一章　　総則（第一条―第五条）
第二章　　水道の基盤の強化（第五条の二～）
第三章　　水道事業
　第一節　　事業の認可等（第六条―第十三条）
　第二節　　業務（第十四条―第二十五条）
　第三節　　指定給水装置工事事業者（第二十五条の二―第二十五条の十一）
　第四節　　指定試験機関（第二十五条の十二―第二十五条の二十七）
第四章　　水道用水供給事業（第二十六条―第三十一条）
第五章　　専用水道（第三十二条―第三十四条）
第六章　　簡易専用水道（第三十四条の二―第三十四条の四）
第七章　　監督（第三十五条―第三十九条）
第八章　　雑則（第四十条―第五十条の三）
第九章　　罰則（第五十一条―第五十七条）
附則

第一章　総則

第一条　（この法律の目的）

この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

第二条　（責務）

国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

２　国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない。

第二条の二

国は、水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、都道府県及び市町村並びに水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない。

2　都道府県は、この区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における市町村の区域を越えた広域的な水道事業者等の間の連携等（水道事業者等の間の連携及び二以上の水道事業又は水道用水供給事業の一体的な経営をいう。以下同じ。）の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

3　市町村は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における水道事業者等の間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

4　水道事業者等は、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならない。

第三条　（用語の定義）

この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2　この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを除く。

3　この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が五千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

4　この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。

5　この法律において「水道事業者」とは、第六条第一項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第二十六条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を経営する者をいう。

6　この法律において「専用水道」とは、寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

一　百人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの

二　その水道施設の一日最大給水量（一日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの

7　この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

8　この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

9　この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

１０　この法律において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。

１１　この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。

１２　この法律において「給水区域」、「給水人口」及び「給水量」とは、それぞれ事業計画において定める給水区

域、給水人口及び給水量をいう。

第四条　（水質基準）

水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

一　病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。

二　シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。

三　銅、鉄、弗ふつ 素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。

四　異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。

五　異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。

六　外観は、ほとんど無色透明であること。

２　前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五条　（施設基準）

水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

一　取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。

二　貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。

三　導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。

四　浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、濾ろ 過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。

五　送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。

六　配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。

２　水道施設の位置及び配列を定めるにあたつては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。

３　水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

４　前三項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。

第二章　水道の基盤の強化

第五条の二　（基本方針）

厚生労働大臣は、水道の基盤を強化するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

２　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　水道の基盤の強化に関する基本的事項

二　水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項

三　水道事業及び水道用水供給事業（以下「水道事業等」という。）の健全な経営の確保に関する事項

四　水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する事項

五　水道事業者等の間の連携等の推進に関する事項

六　その他水道の基盤の強化に関する重要事項

3　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第五条の三　（水道基盤強化計画）

都道府県は、水道の基盤の強化のため必要があると認めるときは、水道の基盤の強化に関する計画（以下「水道基盤強化計画」という。）を定めることができる

2　水道基盤強化計画においては、その区域（以下この条において「計画区域」という。）を定めるほか、概ね次に掲げる事項を定めるものとする。

一　水道の基盤の強化に関する基本的事項

二　水道基盤強化計画の期間

三　計画区域における水道の現状及び基盤の強化の目標

四　計画区域における水道の基盤の強化のために都道府県及び市町村が講ずるべき施策並びに水道事業者等が講ずるべき措置に関する事項

五　都道府県及び市町村による水道事業者等の間の連携等の推進の対象となる区域（市町村の区域を越えた広域的なものに限る。次号及び第七号において「連携等推進対象区域」という。）

六　連携等推進対象区域における水道事業者等の間の連携等に関する事項

七　連携等推進対象区域において水道事業者等の連携等を行うにあたり必要な施設整備に関する事項

3　水道基盤強化計画は、基本方針に基づいて定めるものとする。

4　都道府県は、水道基盤強化計画を定めようとするときは、あらかじめ計画区域内の市町村並びに計画区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者の同意を得なければならない。

5　市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等を推進しようとする二以上の市町村は、あらかじめその区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者の同意を得て、協同して、都道府県に対し、厚生労働省令で定めるところにより、水道基盤強化計画を定めることを要請することができる。

6　都道府県は、前項の規定による要請があった場合において、水道の基盤強化のため必要があると認めるときは、水道基盤強化計画を定めるものとする。

7　都道府県は、水道基盤強化計画を定めようとするときは、計画区域に次条第一項に規定する協議会の区域の全部又は一部が含まれる場合には、あらかじめ当該協議会の意見を聞かなければならない。

8　都道府県は、水道基盤強化計画を定めたときは、遅滞なく、厚生労働大臣に報告するとともに、計画区域内の市町村並びに計画区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者に通知しなければならない。

9　都道府県は、水道基盤強化計画を定めたときは、これを公表するよう努めなければならない。

10　第四項から前項までの規定は、水道基盤強化計画の変更について準用する。

第五条の四　（広域的連携等推進協議会）

都道府県は、市町村の区域を越えた広域的な水道事業者管の間の連携等の推進に関し必要な協議を行うため、当該都道府県が定める区域において広域的連携等推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織

することができる。

2　協議会は、次に掲げる構成員を持って構成する。

一　前項の都道府県

二　協議会の区域をその区域に含む市町村

三　協議会の区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者

四　学識経験を有する者その他の都道府県が必要と認める者

3　協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章　水道事業

第一節　事業の認可等

第六条　（事業の認可及び経営主体）

水道事業を経営しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2　水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を経営することができるものとする。

第七条　（認可の申請）

水道事業経営の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二　水道事務所の所在地

3　水道事業者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4　第一項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　給水区域、給水人口及び給水量

二　水道施設の概要

三　給水開始の予定年月日

四　工事費の予定総額及びその予定財源

五　給水人口及び給水量の算出根拠

六　経常収支の概算

七　料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件

八　その他厚生労働省令で定める事項

5　第一項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　一日最大給水量及び一日平均給水量

二　水源の種別及び取水地点

三　水源の水量の概算及び水質試験の結果

四　水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造

五　浄水方法

六　配水管における最大静水圧及び最小動水圧

七　工事の着手及び完了の予定年月日

八　その他厚生労働省令で定める事項

第八条　（認可基準）

水道事業経営の認可は、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。

一　当該水道事業の開始が一般の需要に適合すること。

二　当該水道事業の計画が確実かつ合理的であること。

三　水道施設の工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合すること。

四　給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと。

五　供給条件が第十四条第二項各号に掲げる要件に適合すること。

六　地方公共団体以外の者の申請に係る水道事業にあつては、当該事業を遂行するに足りる経理的基礎があること。

七　その他当該水道事業の開始が公益上必要であること。

2　前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

第九条　（附款）

厚生労働大臣は、地方公共団体以外の者に対して水道事業経営の認可を与える場合には、これに必要な期限又は条件を附することができる。

2　前項の期限又は条件は、公共の利益を増進し、又は当該水道事業の確実な遂行を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、当該水道事業者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

第十条　（事業の変更）

水道事業者は、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき（次の各号のいずれかに該当するときを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。この場合において、給水区域の拡張により新たに他の市町村の区域が給水区域に含まれることとなるときは、当該他の市町村の同意を得なければ、当該認可を受けることができない。

一　その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるとき。

二　その変更が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき。

2　第七条から前条までの規定は、前項の認可について準用する。

3　水道事業者は、第一項各号のいずれかに該当する変更を行うときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第十一条　（事業の休止及び廃止）

水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければ、その水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。ただし、その水道事業の全部を他の水道事業を行う水道事業者に譲り渡すことにより、その水道事業の全部を廃止することとなるときは、この限りでない。

2　地方公共団体以外の水道事業者（給水人口が政令で定める基準を超えるものに限る。）が、前項の許可の申請

をしようとするときは、あらかじめ、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村に協議しなければならない。

3　第一項ただし書の場合においては、水道事業者は、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第十二条　（技術者による布設工事の監督）

水道事業者は、水道の布設工事（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。）を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。

2　前項の業務を行う者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

第十三条　（給水開始前の届出及び検査）

水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出で、かつ、厚生労働省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならない。

2　水道事業者は、前項の規定による水質検査及び施設検査を行つたときは、これに関する記録を作成し、その検査を行つた日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

第二節　業務

第十四条　（供給規程）

水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2　前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。

二　料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三　水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。

四　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五　貯水槽水道（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。）が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。

3　前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

4　水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。

5　水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

6　水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

7　厚生労働大臣は、前項の認可の申請が第二項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。

第十五条　（給水義務）

水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

2　水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第四十条第一項の規定による水の供給命令を受けた場合又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。

3　水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

第十六条　（給水装置の構造及び材質）

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

第十六条の二　（給水装置工事）

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。

2　水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。

3　前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

第十七条　（給水装置の検査）

水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によつて水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。

2　前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第十八条　（検査の請求）

水道事業によつて水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して、給水装置の検査及び供給を受ける水の

水質検査を請求することができる。

2　水道事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

第十九条　（水道技術管理者）

水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。

2　水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

一　水道施設が第五条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査（第二十二条の二第二項に規定する点検を含む。）

二　第十三条第一項の規定による水質検査及び施設検査

三　給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基く政令で定める基準に適合しているかどうかの検査

四　次条第一項の規定による水質検査

五　第二十一条第一項の規定による健康診断

六　第二十二条の規定による衛生上の措置

七　第二十二条の三第一項の台帳の作成

八　第二十三条第一項の規定による給水の緊急停止

九　第三十七条前段の規定による給水停止

3　水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

第二十条　（水質検査）

水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

2　水道事業者は、前項の規定による水質検査を行つたときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行つた日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

3　水道事業者は、第一項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。

第二十条の二　（登録）

前条第三項の登録は、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査を行おうとする者の申請により行う。

第二十条の三　（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、第二十条第三項の登録を受けることができない。

一　この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第二十条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

第二十条の四　（登録基準）

厚生労働大臣は、第二十条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　第二十条第一項に規定する水質検査を行うために必要な検査施設を有し、これを用いて水質検査を行うものであること。

二　別表第一に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者が水質検査を実施し、その人数が五名以上であること。

三　次に掲げる水質検査の信頼性の確保のための措置がとられていること。

イ　水質検査を行う部門に専任の管理者が置かれていること。

ロ　水質検査の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。

ハ　ロに掲げる文書に記載されたところに従い、専ら水質検査の業務の管理及び精度の確保を行う部門が置かれていること。

2　登録は、水質検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　登録を受けた者が水質検査を行う区域及び登録を受けた者が水質検査を行う事業所の所在地

第二十条の五　（登録の更新）

第二十条第三項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

第二十条の六　（受託義務等）

第二十条第三項の登録を受けた者（以下「登録水質検査機関」という。）は、同項の水質検査の委託の申込みがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、その受託を拒んではならない。

2　登録水質検査機関は、公正に、かつ、厚生労働省令で定める方法により水質検査を行わなければならない。

第二十条の七　（変更の届出）

登録水質検査機関は、氏名若しくは名称、住所、水質検査を行う区域又は水質検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第二十条の八　（業務規程）

登録水質検査機関は、水質検査の業務に関する規程（以下「水質検査業務規程」という。）を定め、水質検査の業務の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　水質検査業務規程には、水質検査の実施方法、水質検査に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。

第二十条の九　（業務の休廃止）

登録水質検査機関は、水質検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第二十条の十　（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

登録水質検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」

という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2　水道事業者その他の利害関係人は、登録水質検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録水質検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第二十条の十一　（適合命令）

厚生労働大臣は、登録水質検査機関が第二十条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録水質検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十条の十二　（改善命令）

厚生労働大臣は、登録水質検査機関が第二十条の六第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その登録水質検査機関に対し、水質検査を受託すべきこと又は水質検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十条の十三　（登録の取消し等）

厚生労働大臣は、登録水質検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて水質検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第二十条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二　第二十条の七から第二十条の九まで、第二十条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第二十条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四　第二十条の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。

五　不正の手段により第二十条第三項の登録を受けたとき。

第二十条の十四　（帳簿の備付け）

登録水質検査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

第二十条の十五　（報告の徴収及び立入検査）

厚生労働大臣は、水質検査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録水質検査機関に対し、業務の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に、登録水質検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは検査施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十条の十六　（公示）

厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

一　第二十条第三項の登録をしたとき。

二　第二十条の七の規定による届出があつたとき。

三　第二十条の九の規定による届出があつたとき。

四　第二十条の十三の規定により第二十条第三項の登録を取り消し、又は水質検査の業務の停止を命じたとき。

第二十一条　（健康診断）

水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。

2　水道事業者は、前項の規定による健康診断を行つたときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行つた日から起算して一年間、これを保存しなければならない。

第二十二条　（衛生上の措置）

水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

第二十二条の二　（水道施設の維持及び修繕）

水道事業者は、厚生労働省令で定める基準に従い、水道施設を良好な状態に保つため、その維持及び修繕を行わなければならない。

2　前項の基準は、水道施設の修繕を能率的に行うための点検に関する基準を含むものとする。

第二十二条の三　（水道施設台帳）

水道事業者は、水道施設の台帳を作成し、これを保管しなければならない。

2　前項の台帳の記載事項その他その作成及び保管に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二十二条の四　（水道施設の計画的な更新等）

水道事業者は、長期的な観点から、給水区域における一般の水の需要に鑑み、水道施設の計画的な更新に努めなければならない。

2　水道事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、水道施設の更新に要する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。

第二十三条　（給水の緊急停止）

水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

2　水道事業者の供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つた者は、直ちにその旨を当該水道事業者に通報しなければならない。

第二十四条　（消火栓）

水道事業者は、当該水道に公共の消防のための消火栓を設置しなければならない。

2　市町村は、その区域内に消火栓を設置した水道事業者に対し、その消火栓の設置及び管理に要する費用その他その水道が消防用に使用されることに伴い増加した水道施設の設置及び管理に要する費用につき、当該水道事業者との協議により、相当額の補償をしなければならない。

3　水道事業者は、公共の消防用として使用された水の料金を徴収することができない。

第二十四条の二　（情報提供）

水道事業者は、水道の需要者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第二十条第一項の規定による水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければならない。

第二十四条の三　（業務の委託）

水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。

2　水道事業者は、前項の規定により業務を委託したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失つたときも、同様とする。

3　第一項の規定により業務の委託を受ける者（以下「水道管理業務受託者」という。）は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、受託水道業務技術管理者一人を置かなければならない。

4　受託水道業務技術管理者は、第一項の規定により委託された業務の範囲内において第十九条第二項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

5　受託水道業務技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

6　第一項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合においては、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして、第十三条第一項（水質検査及び施設検査の実施に係る部分に限る。）及び第二項、第十七条、第二十条から第二十二条の三まで、第二十三条第一項、第二十五条の九、第三十六条第二項並びに第三十九条（第二項及び第三項を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道事業者及び水道技術管理者については、これらの規定は、適用しない。

7　前項の規定により水道管理業務受託者を水道事業者とみなして第二十五条の九の規定を適用する場合における第二十五条の十一台一項の規定の適用については、同項第五号中「水道事業者」とあるのは、「水道管利業務受託者」とする。

8　第一項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合においては、当該委託された業務の範囲内において、水道技術管理者については第十九条第二項の規定は適用せず、受託水道技術管理者が同項各号に掲げる事項に関する全ての事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督する場合においては、水道事業者については、同項第一項の規定は、適用しない。

第二十四条の四　（水道施設運営件の設定の許可）

地方公共団体である水道事業者は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。）第十九条第一項の規定により水道施設運営等事業（水道施設の全部又は一部の運営等（民間資金法第二条第六項に規定する運営等を言う。）であって、当該水道施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該運営等を行うものが自らの収入として収受する事業を言う。以下同じ。）に係る民間資金法第二条第七項に規定する公共施設党運営権（以下「水道施設運営権」という。）を設定しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。この場合において、当該水道事業者は、第十一条第一項の規定にかかわらず、同項の許可（水道事業の休止にかかるものに限る。）を受けることを要しない。

2　水道施設運営等事業は、地方公共団体である水道事業者が、民間資金法第十九条第一項の規定により水道施設運営権を設定した場合に限り、実施することができるものとする。

3　水道施設運営権を有する者（以下「水道施設運営権者」という。）が水道施設運営等事業を実施する場合には、

第六条第一項の規定にかかわらず、水道事業経営の認可を受けることを要しない。

第二十四条の五　（許可の申請）

前条第一項前段の許可の申請をするには、申請書に、水道施設運営等事業実施計画書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申請者の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

二　申請者が水道施設運営権を設定しようとする民間資金法第二条第五項に規定する選定事業者（以下この条及び次条第一項において単に「選定事業者」という。）の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

三　選定事業者の水道事務所の所在地

3　第一項の水道施設運営等事業実施計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　水道施設運営等事業の対象となる水道施設の名称及び立地

二　水道施設運営等事業の内容

三　水道施設運営権の存続期間

四　水道施設運営等事業の開始の予定年月日

五　水道事業者が、選定事業者が実施することとなる水道施設運営等事業の適正を期するために講ずる措置

六　災害その他非常の場合における水道事業継続のための措置

七　水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における措置

八　選定事業者の経営収支概算

九　選定事業者が自らの収入として収受しようとする水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金

十　その他厚生労働省令で定める事項

第二十四条の六　（許可基準）

第二十四の四第一項前段の許可は、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。

一　当該水道施設運営等事業の計画が確実かつ合理的であること。

二　当該施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金が、選定事業者を水道施設運営権者とみなして第二十四条の八第一項の規定により読み替えられた第十四条第二項（第一号、第二号及び第四号にかかる部分に限る。以下この号において同じ。）の規定を適用するとしたならば同項に掲げる要件に適合すること。

三　当該水道施設運営等事業の実施により水道の基盤の強化が見込まれること。

2　前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

第二十四条の七　（水道施設運営等事業技術管理者）

水道施設運営権者は、水道施設運営等事業について技術上の業務を担当させるため、水道施設運営等事業技術管理者一名を置かなければならない。

2　水道施設運営等事業技術管理者は、水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、第十九条第二項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

3　水道施設運営等事業技術管理者は、第二十四条の三第五項の政令で定める資格を有するものでなければならない。

第二十四条の八　（水道施設運営等事業に関する特例）

水道施設運営権者が水道施設運営等事業を実施する場合における第十四条第一項、第二項及び第五項、第十五条第二項及び第三項、第二十三条第二項、第二十四条第三項並びに第四十条第一項、第五項及び第八項の規定の適用については、第十四条第一項中「料金」とあるのは「料金（第二十四条の四第三項に規定する水道施設運営権者（次項、次条第二項及び第二十三条第二項において「水道施設運営権者」という。）が自らの収入として収受する水道施設の利用に関する料金（次項において「水道施設運営権者にかかる利用料金」という。）を含む。次項第一号及び第二号、第五項、次条第三項並びに第二十四条第三項において同じ。）」と、同条第二項中「次に」とあるのは「水道施設運営権者にかかる利用料金について、水道施設運営権者は水道の需要者に対して直接にその支払いを請求する権利を有する旨が明確に定められていることのほか、次に」と、第十五条第二項ただし書中「受けた場合」とあるのは「受けた場合（水道施設運営権者が当該供給命令を受けた場合を含む。）」と、第二十三条第二項中「水道事業者の」とあるのは「水道事業者（水道施設運営権者を含む。以下この項及び次条第三項において同じ。）の」と、第四十条第一項及び第五項中「又は水道用水供給事業者」とあるのは「若しくは水道用水供給事業者又は水道施設運営権者」と、同条第八項中「水道用水供給事業者」とあるのは「水道用水供給事業者若しくは水道施設運営権者」とする。この場合において、水道施設運営権者は、当然に給水契約の利益（水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金の支払いを請求する権利にかかる部分に限る。）を享受する。

2　水道施設運営権者が水道施設運営等事業を実施する場合においては、当該水道施設運営等事業にかかる業務の範囲内において、水道施設運営権者を水道事業者と、水道施設運営等事業技術管理者を水道技術管理者とみなして、第十二条、第十三条第一項、（水質検査及び施設検査の実施に係る部分に限る。）及び第二項、第十七条、第二十条から第二十二条の四まで、第二十三条第一項、第二十五条の九、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条並びに第三十九条（第二項及び第三項を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、当該水道施設運営等事業にかかる業務の範囲内において、水道事業者及び水道技術管理者については、これらの規定は適用せず、第二十二条の四第一項中「更新」とあるのは、「更新（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第二条第六項に規定する運営等として行うものに限る。次項において同じ。）」とする。

3　前項の規定により水道施設運営権者を水道事業者とみなして第二十五条の九の規定を運用する場合における第二十五条の十一第一項の規定の適用については、同項第五号中「水道事業者」とあるのは、「水道施設運営権者」とする。

4　水道施設運営権者が水道施設運営等事業を実施する場合においては、当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、水道技術管理者については第十九条第二項の規定は適用せず、水道施設運営等事業技術管理者が同項各号に掲げる次項に関する全ての事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督する場合においては、水道事業者については、同条第一項の規定は、適用しない。

第二十四条の九　（水道施設運営等事業の開始の通知）

地方公共団体である水道事業者は、水道尾施設運営権者から水道施設運営等事業の開始に係る民間資金法第二十一条第三項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

第二十四条の十　（水道施設運営等事業に係る変更の届出）

水道施設運営権者は、次に掲げる次項に変更を生じたときは、遅滞なく、その旨を水道施設運営権者を設定した地方公共団体である水道事業者及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

一　水道施設運営権者の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

二　水道施設運営権者の水道事務所の所在地

第二十四条の十一　（水道施設運営権の移転の協議）

地方公共団体である水道事業者は、水道施設運営等事業にかかる民間資金法第二十六条第二項の許可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

第二十四条の十二　（水道施設運営権の取消し等の要求）

厚生労働大臣は、水道施設運営権者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合には、民間資金法第二十九条第一項第一号（トにかかる部分に限る。）に掲げる場合に該当するとして、水道施設運営権を設定した地方公共団体である水道事業者に対して、同項の規定による処分をなすべきことを求めることができる。

第二十四条の十三　（水道施設運営等事業の取消し等の通知）

地方公共団体である水道事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

一　民間資金法第二十九条第一項の規定により水道施設運営権を取り消し、若しくはその行為の停止を命じたとき、又はその停止を解除したとき。

二　水道施設運営権の存続期間の満了に伴い、民間資金法第二十九条第四項の規定により、又は水道施設運営権者が水道施設運営権を放棄したことにより、水道施設運営権が消滅したとき。

第二十五条　（簡易水道事業に関する特例）

簡易水道事業については、当該水道が、消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによつて給水することができるものであるときは、第十九条第三項の規定を適用しない。

２　給水人口が二千人以下である簡易水道事業を経営する水道事業者は、第二十四条第一項の規定にかかわらず、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第七条に規定する市町村長との協議により、当該水道に消火栓を設置しないことができる。

第三節　指定給水装置工事事業者

第二十五条の二　（指定の申請）

第十六条の二第一項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

２　第十六条の二第一項の指定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　当該水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第二十五条の四第一項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名

三　給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

四　その他厚生労働省令で定める事項

第二十五条の三　（指定の基準）

水道事業者は、第十六条の二第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

一　事業所ごとに、第二十五条の四第一項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

二　厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。

三　次のいずれにも該当しない者であること。

イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ　この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ハ　第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ニ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ホ　法人であつて、その役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

2　水道事業者は、第十六条の二第一項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

第二十五条の三の二　（指定の更新）

第十六条の二第一項の指定は、五年後との更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

3　前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日野翌日から起算するものとする。

4　前二条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

第二十五条の四　（給水装置工事主任技術者）

指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第三項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

2　指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3　給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

一　給水装置工事に関する技術上の管理

二　給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

三　給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認

四　その他厚生労働省令で定める職務

4　給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

第二十五条の五　（給水装置工事主任技術者免状）

給水装置工事主任技術者免状は、給水装置工事主任技術者試験に合格した者に対し、厚生労働大臣が交付する。

2　厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給水装置工事主任技術者免状の交付を行わないことができる。

一　次項の規定により給水装置工事主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

二　この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

3　厚生労働大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律に違反したときは、その給水装置工事主任技術者免状の返納を命ずることができる。

4　前三項に規定するもののほか、給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二十五条の六　（給水装置工事主任技術者試験）

給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事主任技術者として必要な知識及び技能について、厚生労働大臣が行う。

2　給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事に関して三年以上の実務の経験を有する者でなければ、受けることができない。

3　給水装置工事主任技術者試験の試験科目、受験手続その他給水装置工事主任技術者試験の実施細目は、厚生労働省令で定める。

第二十五条の七　（変更の届出等）

指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。

第二十五条の八　（事業の基準）

指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

第二十五条の九　（給水装置工事主任技術者の立会い）

水道事業者は、第十七条第一項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

第二十五条の十　（報告又は資料の提出）

水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第二十五条の十一　（指定の取消し）

水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十六条の二第一項の指定を取り消すことができる。

一　第二十五条の三第一項各号のいずれかに適合しなくなったとき。

二　第二十五条の四第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三　第二十五条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四　第二十五条の八に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従つた適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。

五　第二十五条の九の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

六　前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資

料の提出をしたとき。

七　その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

八　不正の手段により第十六条の二第一項の指定を受けたとき。

2　第二十五条の三第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第四節　指定試験機関

第二十五条の十二　（指定試験機関の指定）

厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、給水装置工事主任技術者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2　指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

第二十五条の十三　（指定の基準）

厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一　職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二　前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三　申請者が、試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。

2　厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一　一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二　第二十五条の二十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三　その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ　この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ　第二十五条の十五第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

第二十五条の十四　（指定の公示等）

厚生労働大臣は、第二十五条の十二第一項の規定による指定をしたときは、指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

2　指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

3　厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第二十五条の十五　（役員の選任及び解任）

指定試験機関の役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　厚生労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（これに基づく命令又は処分を含む。）若しくは第二十五

条の十八第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。

第二十五条の十六　（試験委員）

指定試験機関は、試験事務のうち、給水装置工事主任技術者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務を行う場合には、試験委員にその事務を行わせなければならない。

2　指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3　指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4　前条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

第二十五条の十七　（秘密保持義務等）

指定試験機関の役員若しくは職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2　試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十五条の十八　（試験事務規程）

指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　試験事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

第二十五条の十九　（事業計画の認可等）

指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第二十五条の十二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。

第二十五条の二十　（帳簿の備付け）

指定試験機関は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

第二十五条の二十一　（監督命令）

厚生労働大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第二十五条の二十二　（報告、検査等）

厚生労働大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、

これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十五条の二十三　（試験事務の休廃止）

指定試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2　厚生労働大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第二十五条の二十四　（指定の取消し等）

厚生労働大臣は、指定試験機関が第二十五条の十三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2　厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第二十五条の十三第一項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二　第二十五条の十五第二項（第二十五条の十六第四項において準用する場合を含む。）、第二十五条の十八第三項又は第二十五条の二十一の規定による命令に違反したとき。

三　第二十五条の十六第一項、第二十五条の十九、第二十五条の二十又は前条第一項の規定に違反したとき。

四　第二十五条の十八第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五　不正な手段により指定試験機関の指定を受けたとき。

3　厚生労働大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第二十五条の二十五　（指定等の条件）

第二十五条の十二第一項、第二十五条の十五第一項、第二十五条の十八第一項、第二十五条の十九第一項又は第二十五条の二十三第一項の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2　前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

第二十五条の二十六　（厚生労働大臣による試験事務の実施）

厚生労働大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

2　厚生労働大臣は、指定試験機関が第二十五条の二十三第一項の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十五条の二十四第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

3　厚生労働大臣は、前項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

第二十五条の二十七　（厚生労働省令への委任）

この法律に規定するもののほか、指定試験機関及びその行う試験事務並びに試験事務の引継ぎに関し必要な

事項は、厚生労働省令で定める。

第四章　水道用水供給事業

第二十六条　（事業の認可）

水道用水供給事業を経営しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

第二十七条　（認可の申請）

水道用水供給事業経営の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二　水道事務所の所在地

3　水道用水供給事業者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4　第一項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　給水対象及び給水量

二　水道施設の概要

三　給水開始の予定年月日

四　工事費の予定総額及びその予定財源

五　経常収支の概算

六　その他厚生労働省令で定める事項

5　第一項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　一日最大給水量及び一日平均給水量

二　水源の種別及び取水地点

三　水源の水量の概算及び水質試験の結果

四　水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造

五　浄水方法

六　工事の着手及び完了の予定年月日

七　その他厚生労働省令で定める事項

第二十八条　（認可基準）

水道用水供給事業経営の認可は、その申請が次の各号のいずれにもに適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。

一　当該水道用水供給事業の計画が確実かつ合理的であること。

二　水道施設の工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合すること。

三　地方公共団体以外の者の申請に係る水道用水供給事業にあつては、当該事業を遂行するに足りる経理的基礎があること。

四　その他当該水道用水供給事業の開始が公益上必要であること。

2　前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

第二十九条　（附款）

厚生労働大臣は、地方公共団体以外の者に対して水道用水供給事業経営の認可を与える場合には、これに必要な条件を附することができる。

2　第九条第二項の規定は、前項の条件について準用する。

第三十条　（事業の変更）

水道用水供給事業者は、給水対象若しくは給水量を増加させ、又は水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき（次の各号のいずれかに該当するときを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

一　その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるとき。

二　その変更が他の水道用水供給事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき。

2　前三条の規定は、前項の認可について準用する。

3　水道用水供給事業者は、第一項各号のいずれかに該当する変更を行うときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第三十一条　（準用）

第十一条第一項及び第三項、第十二条、第十三条、第十五条第二項、第十九条（第二項第三号を除く。）、第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二、第二十四条の三（第七項を除く。）、第二十四条の四、第二十四条の五、第二十四条の六（第一項第二号を除く。）、第二十四条の七、第二十四条の八（第三項を除く。）、第二十四条の旧から第二十四条の十三までの規定は、水道用水供給事業者について準用する。

この場合において、次の表の上覧（左欄）に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄（右欄）に掲げる軸に読み替えるものとする。

第十条第一項	水道事業の全部又は	水道用水供給事業者の全部又は
第十一条第一項ただし書	水道事業の	水道用水供給事業の
	水道事業を	水道供給事業を
第十五条第二項	給水を受ける者に対し、常時水	水道用水の供給を受ける水道事業者に対し、給水契約の定めるところにより水道用水
第十五条第二項ただし書	給水区域	給水対象
	区域及び	対象及び
	関係者に周知させる	水道用水供給事業者が水道用水を供給する水道事業者に通知する
第十九条第二項	事項	事項（第三号に掲げる事項を除く）
第二十二条の四第一項	給水区域	水道用水供給事業者が水道用水を供給する水道事業者の給水区域
第二十三条第一項	関係者に周知させる	水道用水供給事業者が水道用水を供給する水道事業者に通知する
第二十四条の二	水道の	水道用水供給事業者が水道用水を供給する水道事業者の水道の
	水道事業に	水道用水供給事業に
第二十四条三第四項	第十九条第二項各号	第十九条第二項各号（第三号を除く。）
第二十四の三第六項	第十七条、第二十条	第二十条
	第二十五条の九、第三十六条第二項	第三十六条第二項
第二十四条の三第八項	同項各号	同項各号（第三号を除く。）
第二十四条の四第一項	水道事業の	水道供給事業の

第二十四条の四第三項	第六条第一項	第二十六条
	水道事業経営	水道用水供給事業経営
第二十四条の五第三項第六号	水道事業	水道用水供給事業
第二十四条の七第二項	第十九条第二項各号	第十九条第二項各号（第三号を除く。）
第二十四条の八第一項	第十四条第一項、第二項及び第五項、第十五条第二項及び第三項	第十五条第二項
	、第二十四条第三項並びに	並びに
	第十四条第一項中「料金」とあるのは「料金（第二十四条の四第三項に規定する水道施設運営権者（次項、次条第二項及び第二十三条第二項において「水道施設運営権者」という。）が自らの収入として収受する水道施設の利用に係る料金（次項において「水道施設運営権者にかかる利用料金」という。）を含む。次項第一号及び第二号、第五項、次条第三項並びに第二十四条第三項において同じ。）」と、同条第二項中「次に」とあるのは「水道施設運営権者に係る利用料金について、水道施設運営権者は水道の需要者に対して直接にその支払いを請求する権利を有する旨が明確に定められているほか、次に」と、第十五条第二項ただし書	第十五条第二項ただし書
	（水道施設運営権者が	（第二十四条の四第三項に規定する水道施設運営権者（第二十三条第二項において「水道施設運営権者」という。）が
	水道事業者（水道施設運営権者を含む。以下この項及び次条第三項	水道用水供給事業者（水小津施設運営権者を含む。以下この項
	とする。この場合において、水道施設運営権者は、当然に給水契約の利益（水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金の支払を請求する権利にかかる部分に限る。）を享受する。	とする
第二十四条の八第二項	第十七条、第二十条	第二十条
	第二十三条第一項、第二十五条の九	第二十三条第一項

第五章　専用水道

第三十二条　（確認）

専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。

第三十三条　（確認の申請）

前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二　水道事務所の所在地

3　専用水道の設置者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を都道府

県知事に届け出なければならない。

4　第一項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　一日最大給水量及び一日平均給水量

二　水源の種別及び取水地点

三　水源の水量の概算及び水質試験の結果

四　水道施設の概要

五　水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造

六　浄水方法

七　工事の着手及び完了の予定年月日

八　その他厚生労働省令で定める事項

5　都道府県知事は、第一項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添附書類によつては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を附して、申請者にその旨を通知しなければならない。

6　前項の通知は、第一項の申請を受理した日から起算して三十日以内に、書面をもつてしなければならない。

第三十四条　（準用）

第十三条、第十九条（第二項第三号及び第七号を除く。）、第二十条から第二十二条の二まで、第二十三条及び第二十四条の三（第七項を除く。）の規定は、占用水道の設置者について準用する。

この場合において、次の表の上覧（左欄）に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄（右欄）に掲げる軸に読み替えるものとする。

第十三条第一項	厚生労働大臣	都道府県知事
第十九条第二項	事項	事項（第三号及び第七号に掲げる事項を除く。）
第二十四条の三第二項	厚生労働大臣	都道府県知事
第二十四条の三第四項	第十九条第二項各号	第十九条第二項各号（第三号及び第七号を除く。）
第二十四条の三第六項	第十七条、第二十条から第二十二条の三	第二十条から第二十二条の二
	第二十五条の九、第三十六条第二項並びに第三十九条（第二項	第三十六条第二項並びに第三十九条（第一項
第二十四条の三第八項	同項各号	同項各号（第三号及び第七号を除く。）

2　一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道については、当該水道が消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによつて給水することができるものであるときは、前項の規定にかかわらず、第十九条第三項の規定を準用しない。

第六章　簡易専用水道

第三十四条の二

簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2　簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

第三十四条の三　（検査の義務）

前条第二項の登録を受けた者は、簡易専用水道の管理の検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、簡易専用水道の管理の検査を行わなければならない。

第三十四条の四　（準用）

第二十条の二から第二十条の五までの規定は第三十四条の二第二項の登録について、第二十条の六第二項の規定は簡易占用水道の管理の検査について、第二十条の七から第二十条の十六までの規定は第三十四条の二第二項の登録を受けたものについて、それぞれ準用する。

この場合において、次の表の上覧（左欄）に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それそれ同表の下欄（右欄）に掲げる軸に読み替えるものとする。

第二十条の二	水質検査	簡易占用水道の管理の検査
第二十条の四第一項第一号	第二十条第一項に規定する水質検査	簡易占用水道の管理の検査
	検査施設	検査設備
	用いて水質検査	用いて簡易占用水道の管理の検査
第二十条の四第一項第二号	別表第一	別表第二
	水質検査	簡易占用水道の管理の検査
	五名	三名
第二十条の四第一項第三号	水質検査	簡易占用水道の管理の検査
第二十条の四第二項	水質検査機関登録簿	簡易占用水道検査機関登録簿
第二十条の四第二項第三号	水質検査	簡易占用水道の管理の検査
第二十条の六第二項	登録水質検査機関	第三十四条の二第二項の登録を受けたもの
第二十条の七	水質検査を	簡易占用水道の管理の検査を
第二十条の八第一項	水質検査の	簡易占用水道の管理の検査の
	水質検査業務規程	簡易占用水道検査業務規程
第二十条の八第二項	水質検査業務規程	簡易占用水道検査業務規程
	水質検査の	簡易占用水道の管理の検査の
	水質検査に	簡易占用水道の管理の検査に
第二十条の九	水質検査の	簡易占用水道の管理の検査の
第二十条の十第二項	水道事業者	簡易占用水道の設置者
第二十条の十二	第二十条の六第一項又は第二項	第二十条の六第二項又は第三十四条の三
	水質検査を受託すべき	簡易占用水道の管理の検査の検査を行なうべき
	水質検査の	簡易占用水道の管理の検査の
第二十条の十三	水質検査の	簡易占用水道の管理の検査の
第二十条の十三第五号	第二十条第三項	第三十四条の二第二項
第二十条の十四	水質検査に	簡易占用水道の管理の検査に
第二十条の十五第一項	水質検査の	簡易占用水道の管理の検査の
	検査施設	検査設備
第二十条の十六第一号	第二十条第三項	第三十四条の二第二項
第二十条の十六第四号	第二十条第三項	第三十四条の二第二項
	水質検査	簡易占用水道の管理の検査

第七章　監督

第三十五条　（認可の取消し）

厚生労働大臣は、水道事業者又は水道用水供給事業者が、正当な理由がなくて、事業認可の申請書に添附した工事設計書に記載した工事着手の予定年月日の経過後一年以内に工事に着手せず、若しくは工事完了の予定年月日の経過後一年以内に工事を完了せず、又は事業計画書に記載した給水開始の予定年月日の経過後一年以内に給水を開始しないときは、事業の認可を取り消すことができる。この場合において、工事完了の予定年月日の経過後一年を経過した時に一部の工事を完了していたときは、その工事を完了していない部分について事業の認可を取り消すこともできる。

2　地方公共団体以外の水道事業者について前項に規定する理由があるときは、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村は、厚生労働大臣に同項の処分をなすべきことを求めることができる。

3　厚生労働大臣は、地方公共団体である水道事業者又は水道用水供給事業者に対して第一項の処分をするには、当該水道事業者又は水道用水供給事業者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

第三十六条　（改善の指示等）

厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、当該水道施設が第五条の規定による施設基準に適合しなくなつたと認め、かつ、国民の健康を守るため緊急に必要があると認めるときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。

2　厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を発したにもかかわらずなお継続して職務を怠つたときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。

3　都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第三十四条の二第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

第三十七条　（給水停止命令）

厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第一項又は第三項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第二項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

第三十八条　（供給条件の変更）

厚生労働大臣は、地方公共団体以外の水道事業者の料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件が、社会的経済的事情の変動等により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該水道事業者に対し、相当の期間を定めて、供給条件の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2　厚生労働大臣は、水道事業者が前項の期間内に同項の申請をしないときは、供給条件を変更することができる。

第三十九条　（報告の徴収及び立入検査）

厚生労働大臣は、水道（水道事業等の用に供するものに限る。以下この項において同じ。）の布設若しくは管

理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保するために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から工事の施行状況若しくは事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十条第八項において同じ。）を検査させることができる。

2　都道府県知事は、水道（水道事業等の用に供するものを除く。以下この項において同じ。）の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、専用水道の設置者から工事の施行状況若しくは専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

3　都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

4　前三項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5　第一項、第二項又は第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八章　雑則

第三十九条の二　（災害その他非常の場合における連携及び協力の確保）

国、都道府県、市町村及び水道事業者等並びにその他の関係者は、災害その他非常の場合における応急の給水及び速やかな水道施設の復旧を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第四十条　（水道用水の緊急応援）

都道府県知事は、災害その他非常の場合において、緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するために必要であり、かつ、適切であると認めるときは、水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他の水道事業者又は水道用水供給事業者に供給すべきことを命ずることができる。

2　厚生労働大臣は、前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

3　第一項の場合において、都道府県知事が同項に規定する権限に属する事務を行うことができないと厚生労働大臣が認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該事務は厚生労働大臣が行う。

4　第一項及び前項の場合において、供給の対価は、当事者間の協議によつて定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、都道府県知事が供給に要した実費の額を基準として裁定する。

5　第一項及び前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務は、需要者たる水道事業者又は水道用水供給事業者に係る第四十八条の規定による管轄都道府県知事と、供給者たる水道事業者又は水道用水供給事業者に係る同条の規定による管轄都道府県知事とが異なるときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣

が行う。

6　第四項の規定による裁定に不服がある者は、その裁定を受けた日から六箇月以内に、訴えをもつて供給の対価の増減を請求することができる。

7　前項の訴においては、供給の他の当事者をもつて被告とする。

8　都道府県知事は、第一項及び第四項の事務を行うために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から、事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

9　第三十九条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による都道府県知事の行う事務について準用する。この場合において、同条第四項中「前三項」とあり、及び同条第五項中「第一項、第二項又は第三項」とあるのは「第四十条第八項」と読み替えるものとする。

第四十一条　（合理化の勧告）

厚生労働大臣は、二以上の水道事業者間若しくは二以上の水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間において、その事業を一体として経営し、又はその給水区域の調整を図ることが、給水区域、給水人口、給水量、水源等に照らし合理的であり、かつ、著しく公共の利益を増進すると認めるときは、関係者に対しその旨の勧告をすることができる。

第四十二条　（地方公共団体による買収）

地方公共団体は、地方公共団体以外の者がその区域内に給水区域を設けて水道事業を経営している場合において、当該水道事業者が第三十六条第一項の規定による施設の改善の指示に従わないとき、又は公益の必要上当該給水区域をその区域に含む市町村から給水区域を拡張すべき旨の要求があつたにもかかわらずこれに応じないとき、その他その区域内において自ら水道事業を経営することが公益の増進のために適正かつ合理的であると認めるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、当該水道事業者から当該水道の水道施設及びこれに付随する土地、建物その他の物件並びに水道事業を経営するために必要な権利を買収することができる。

2　地方公共団体は、前項の規定により水道施設等を買収しようとするときは、買収の範囲、価額及びその他の買収条件について、当該水道事業者と協議しなければならない。

3　前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、厚生労働大臣が裁定する。この場合において、買収価額については、時価を基準とするものとする。

4　前項の規定による裁定があつたときは、裁定の効果については、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）に定める収用の効果の例による。

5　第三項の規定による裁定のうち買収価額に不服がある者は、その裁定を受けた日から六箇月以内に、訴えをもつてその増減を請求することができる。

6　前項の訴においては、買収の他の当事者をもつて被告とする。

7　第三項の規定による裁定についての審査請求においては、買収価額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

第四十三条　（水源の汚濁防止のための要請等）

水道事業者又は水道用水供給事業者は、水源の水質を保全するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対して、水源の水質の汚濁の防止に関し、意見を述べ、又は適当な措置を講ずべきことを要請することができる。

第四十四条　（国庫補助）

国は、水道事業又は水道用水供給事業を経営する地方公共団体に対し、その事業に要する費用のうち政令で定めるものについて、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、その一部を補助することができる。

第四十五条　（国の特別な助成）

国は、地方公共団体が水道施設の新設、増設若しくは改造又は災害の復旧を行う場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんにつとめなければならない。

第四十五条の二　（研究等の推進）

国は、水道に係る施設及び技術の研究、水質の試験及び研究、日常生活の用に供する水の適正かつ合理的な供給及び利用に関する調査及び研究その他水道に関する研究及び試験並びに調査の推進に努めるものとする。

第四十五条の三　（手数料）

給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付又は再交付を受けようとする者は、国に、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2　給水装置工事主任技術者試験を受けようとする者は、国（指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては、指定試験機関）に、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

3　前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

第四十六条　（都道府県が処理する事務）

この法律に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

2　この法律（第三十二条、第三十三条第一項、第三項及び第五項、第三十四条第一項において準用する第十三条第一項及び第二十四条の三第二項、第三十六条、第三十七条並びに第三十九条第二項及び第三項に限る。）の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）で定めるところにより、町村長が行うこととすることができる。

第四十七条　削除

第四十八条　（管轄都道府県知事）

この法律又はこの法律に基づく政令の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、第三十九条（立入検査に関する部分に限る。）及び第四十条に定めるものを除き、水道事業、専用水道及び簡易専用水道について当該事業又は水道により水が供給される区域が二以上の都道府県の区域にまたがる場合及び水道用水供給事業について当該事業から用水の供給を受ける水道事業により水が供給される区域が二以上の都道府県の区域にまたがる場合は、政令で定めるところにより関係都道府県知事が行う。

第四十八条の二　（市又は特別区に関する読替え等）

市又は特別区の区域においては、第三十二条、第三十三条第一項、第三項及び第五項、第三十四条第一項において準用する第十三条第一項及び第二十四条の三第二項、第三十六条、第三十七条並びに第三十九条第二項及び第三項中「都道府県知事」とあるのは、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。

2　前項の規定により読み替えられた場合における前条の規定の適用については、市長又は特別区の区長を都道府県知事と、市又は特別区を都道府県とみなす。

第四十八条の三　（審査請求）

指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十

五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第四十九条　（特別区に関する読替）

特別区の存する区域においては、この法律中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。

第五十条　（国の設置する専用水道に関する特例）

この法律中専用水道に関する規定は、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十五条及び第五十六条の規定を除き、国の設置する専用水道についても適用されるものとする。

２　国の行う専用水道の布設工事については、あらかじめ厚生労働大臣に当該工事の設計を届け出で、厚生労働大臣からその設計が第五条の規定による施設基準に適合する旨の通知を受けたときは、第三十二条の規定にかかわらず、その工事に着手することができる。

３　第三十三条の規定は、前項の規定による届出及び厚生労働大臣がその届出を受けた場合における手続について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請書」とあるのは、「届出書」と読み替えるものとする。

４　国の設置する専用水道については、第三十四条第一項において準用する第十三条第一項及び第二十四条の三第二項並びに前章に定める都道府県知事（第四十八条の二第一項の規定により読み替えられる場合にあつては、市長又は特別区の区長）の権限に属する事務は、厚生労働大臣が行う。

第五十条の二　（国の設置する簡易専用水道に関する特例）

この法律中簡易専用水道に関する規定は、第五十三条、第五十四条、第五十五条及び第五十六条の規定を除き、国の設置する簡易専用水道についても適用されるものとする。

２　国の設置する簡易専用水道については、第三十六条第三項、第三十七条及び第三十九条第三項に定める都道府県知事（第四十八条の二第一項の規定により読み替えられる場合にあつては、市長又は特別区の区長）の権限に属する事務は、厚生労働大臣が行う。

第五十条の三　（経過措置）

この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第九章　罰則

第五十一条

水道施設を損壊し、その他水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

２　みだりに水道施設を操作して水の供給を妨害した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

３　前二項の規定にあたる行為が、刑法の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに従つて処断する。

第五十二条

次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　第六条第一項の規定による認可を受けないで水道事業を経営した者

二　第二十三条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した

者

三　第二十六条の規定による認可を受けないで水道用水供給事業を経営した者

第五十三条

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一　第十条第一項前段の規定に違反した者

二　第十一条第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三　第十五条第一項の規定に違反した者

四　第十五条第二項（第二十四条の八第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反して水を供給しなかつた者

五　第十九条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

六　第二十四条の三第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、業務を委託した者

七　第二十四条の三第三項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

八　第二十四条の七第一項（第三十一条において準用する場合を含む）の規定に違反した者

九　第三十条第一項の規定に違反した者

十　第三十七条の規定による給水停止命令に違反した者

十一　第四十条第一項（第二十四条の八第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項の規定による命令に違反した者

第五十三条の二

第二十条の十三（第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十三条の三

第二十五条の十七第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十三条の四

第二十五条の二十四第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十四条

次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一　第九条第一項（第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により認可に附せられた条件に違反した者

二　第十三条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して水質検査又は施設検査を行わなかつた者

三　第二十条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四　第二十一条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五　第二十二条（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

六　第二十九条第一項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により認可に附せられた条件に違反した者

七　第三十二条の規定による確認を受けないで専用水道の布設工事に着手した者

八　第三十四条の二第二項の規定に違反した者

第五十五条

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　地方公共団体以外の水道事業者であつて、第七条第四項第七号の規定により事業計画書に記載した供給条件（第十四条第六項の規定による認可があつたときは、認可後の供給条件、第三十八条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給条件）によらないで、料金又は給水装置工事の費用を受け取つたもの

二　第十条第三項、第十一条第三項（第三十一条において準用する場合を含む。）、第二十四条の三第二項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第三十条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第三十九条第一項、第二項、第三項又は第四十条第八項（第二十四条の八第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十五条の二

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十条の九（第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第二十条の十四（第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三　第二十条の十五第一項（第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十五条の三

次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十五条の二十の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二　第二十五条の二十二第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三　第二十五条の二十三第一項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

第五十六条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条から第五十三条の二まで又は第五十四条から第五十五条の二までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十七条

正当な理由がないのに第二十五条の五第三項の規定による命令に違反して給水装置工事主任技術者免状を返

納しなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

＝　附則　抄は、省略　＝

１－２．水道法施行規則（抜粋）

昭和三十二年厚生省令第四十五号

水道法施行規則

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第七条第一項、第二項第八号及び第三項第八号（第十条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条第二項、第二十条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二条（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第二十七条第一項、第二項第六号及び第三項第七号（第三十条第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条第一項及び第二項第八号及び附則第六条第一項並びに水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）第三条第一項第六号及び第五条第一項第四号の規定に基き、並びに同法を実施するため、水道法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 水道事業
第一節 事業の認可等（第一条―第十七条の四）
第二節 指定給水装置工事事業者（第十八条―第三十六条）
第三節 指定試験機関（第三十七条―第四十八条）
第二章 水道用水供給事業（第四十九条―第五十二条）
第三章 専用水道（第五十三条・第五十四条）
第四章 簡易専用水道（第五十五条―第五十六条の八）
第五章 雑則（第五十七条）
附則

第一章　水道事業

第一節　事業の認可等

第一条　（令第一条第二項の厚生労働省令で定める目的）

水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号。以下「令」という。）第一条第二項に規定する厚生労働省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供することとする。

第一条の二　（認可申請書の添付書類等）

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号。以下「法」という。）第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

一　地方公共団体以外の者である場合は、水道事業経営を必要とする理由を記載した書類

二　地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道事業経営に関する意思決定を証する書類

三　市町村以外の者である場合は、法第六条第二項の同意を得た旨を証する書類

四　取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類

五　地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款又は規約

六　給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らかにする書類及びこれらを示した給水区域を明らかにする地図

七　水道施設の位置を明らかにする地図

八　水源の周辺の概況を明らかにする地図

九　主要な水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

十　導水管きよ、送水管及び主要な配水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

2　地方公共団体が申請者である場合であつて、当該申請が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、前項の規定にかかわらず、同項第三号、第六号及び第七号に掲げるものとする。

第二条　（事業計画書の記載事項）

法第七条第四項第八号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　工事費の算出根拠

二　借入金の償還方法

三　料金の算出根拠

四　給水装置工事の費用の負担区分を定めた根拠及びその額の算出方法

第三条　（工事設計書に記載すべき水質試験の結果）

法第七条第五項第三号（法第十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する水質試験の結果は、水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の表の上欄に掲げる事項に関して水質が最も低下する時期における試験の結果とする。

2　前項の試験は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。

第四条　（工事設計書の記載事項）

法第七条第五項第八号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　主要な水理計算

二　主要な構造計算

第五条　（法第八条第一項各号を適用するについて必要な技術的細目）

法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一　当該水道事業の開始が、当該水道事業に係る区域における不特定多数の者の需要に対応するものであること。

二　当該水道事業の開始が、需要者の意向を勘案したものであること。

第六条

法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。

一　給水区域が、当該地域における水系、地形その他の自然的条件及び人口、土地利用その他の社会的条件、水道により供給される水の需要に関する長期的な見通し並びに当該地域における水道の整備の状況を勘案して、合理的に設定されたものであること。

二　給水区域が、水道の整備が行われていない区域の解消及び同一の市町村の既存の水道事業との統合について配慮して設定されたものであること。

三　給水人口が、人口、土地利用、水道の普及率その他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。

四　給水量が、過去の用途別の給水量を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。

五　給水人口、給水量及び水道施設の整備の見通しが一定の確実性を有し、かつ、経常収支が適切に設定できるよう期間が設定されたものであること。

六　工事費の調達、借入金の償還、給水収益、水道施設の運転に要する費用等に関する収支の見通しが確実かつ合理的なものであること。

七　水質検査、点検等の維持管理の共同化について配慮されたものであること。

八　広域的水道整備計画が定められている地域にあつては、当該計画と整合性のとれたものであること。

九　水道用水供給事業者から用水の供給を受ける水道事業者にあつては、水道用水供給事業者との契約により必要量の用水の確実な供給が確保されていること。

十　取水に当たつて河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三条の規定に基づく流水の占用の許可を必要とする場合にあつては、当該許可を受けているか、又は許可を受けることが確実であると見込まれること。

十一　取水に当たつて河川法第二十三条の規定に基づく流水の占用の許可を必要としない場合にあつては、水源の状況に応じて取水量が確実に得られると見込まれること。

十二　ダムの建設等により水源を確保する場合にあつては、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第一項に規定する基本計画においてダム使用権の設定予定者とされている等により、当該ダムを使用できることが確実であると見込まれること。

第七条

法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第六号に関するものは、当該申請者が当該水道事業の遂行に必要となる資金の調達及び返済の能力を有することとする。

第七条の二　（事業の変更の認可を要しない軽微な変更）

法第十条第一項第一号の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更とする。

一　水道施設（送水施設（内径が二百五十ミリメートル以下の送水管及びその附属設備（ポンプを含む。）に限る。）並びに配水施設を除く。以下この号において同じ。）の整備を伴わない変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更であつて次のいずれにも該当しないもの（ただし、水道施設の整備を伴わない変更のうち、給水人口のみが増加する場合においては、ロの規定は適用しない。）。

イ　変更後の給水区域が他の水道事業の給水区域と重複するものであること。

ロ　変更後の給水人口と認可給水人口（法第七条第四項の規定により事業計画書に記載した給水人口（法第十条第一項又は第三項の規定により給水人口の変更（同条第一項第一号に該当するものを除く。）を行つたときは、直近の変更後の給水人口とする。）をいう。）との差が当該認可給水人口の十分の一を超えるものであること。

ハ　変更後の給水量と認可給水量（法第七条第四項の規定により事業計画書に記載した給水量（法第十条第一項又は第三項の規定により給水量の変更（同条第一項第一号に該当するものを除く。）を行つたときは、直近の変更後の給水量とする。）をいう。次号において同じ。）との差が当該認可給水量の十分の一を超えるものであること。

二　現在の給水量が認可給水量を超えない事業における、次に掲げるいずれかの浄水施設を用いる浄水方法への変更のうち、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは取水地点の変更を伴わないもの。ただし、ヌ又はルに掲げる浄水施設を用いる浄水方法への変更については、変更前の

浄水方法に当該浄水施設を用いるものを追加する場合に限る。

イ　普通沈殿池

ロ　薬品沈殿池

ハ　高速凝集沈殿池

ニ　緩速濾ろ 過池

ホ　急速濾ろ 過池

ヘ　膜濾ろ 過設備

ト　エアレーション設備

チ　除鉄設備

リ　除マンガン設備

ヌ　粉末活性炭処理設備

ル　粒状活性炭処理設備

三　河川の流水を水源とする取水地点の変更のうち、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは浄水方法の変更を伴わないものであつて、次に掲げる事由その他の事由により、当該河川の現在の取水地点から変更後の取水地点までの区間（イ及びロにおいて「特定区間」という。）における原水の水質が大きく変わるおそれがないもの。

イ　特定区間に流入する河川がないとき。

ロ　特定区間に汚染物質を排出する施設がないとき。

第八条　（変更認可申請書の添付書類等）

第一条の二第一項の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面について準用する。この場合において、第一条の二第一項中「各号」とあるのは「各号（給水区域を拡張しようとする場合にあつては第四号及び第八号を除き、給水人口を増加させようとする場合にあつては第三号、第四号及び第八号を除き、給水量を増加させようとする場合にあつては第三号を除き、水源の種別又は取水地点を変更しようとする場合にあつては第二号、第三号、第五号及び第六号を除き、浄水方法を変更しようとする場合にあつては第二号、第三号、第四号、第五号及び第六号を除く。）」と、同項第九号中「除く。）」とあるのは「除く。）であつて、新設、増設又は改造されるもの」と、同項第十号中「配水管」とあるのは「配水管であつて、新設、増設又は改造されるもの」とそれぞれ読み替えるものとする。

2　第二条の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第四項第八号に規定する厚生労働省令で定める事項について準用する。この場合において、第二条中「各号」とあるのは、「各号（水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更以外の変更を伴わない場合にあつては、第四号を除く。）」と読み替えるものとする。

3　第四条の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第五項第八号に規定する厚生労働省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条第一号及び第二号中「主要」とあるのは、「新設、増設又は改造される水道施設に関する主要」と読み替えるものとする。

第八条の二　（事業の変更の届出）

法第十条第三項の届出をしようとする水道事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　届出者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二　水道事務所の所在地

2　前項の届出書には、次に掲げる書類（図面を含む。）を添えなければならない。

一　次に掲げる事項を記載した事業計画書

イ　変更後の給水区域、給水人口及び給水量

ロ　水道施設の概要

ハ　給水開始の予定年月日

ニ　変更後の給水人口及び給水量の算出根拠

ホ　法第十条第一項第二号に該当する場合にあつては、当該譲受けの年月日、変更後の経常収支の概算及び料金並びに給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件

二　次に掲げる事項を記載した工事設計書

イ　工事の着手及び完了の予定年月日

ロ　第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当する場合にあつては、配水管における最大静水圧及び最小動水圧

ハ　第七条の二第二号に該当する場合にあつては、変更される浄水施設に係る水源の種別、取水地点、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の浄水方法

ニ　第七条の二第三号に該当する場合にあつては、変更される取水施設に係る水源の種別、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の取水地点

三　水道施設の位置を明らかにする地図

四　第七条の二第一号（水道事業者が給水区域を拡張しようとする場合に限る。次号及び第六号において同じ。）又は法第十条第一項第二号に該当し、かつ、水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、水道事業経営を必要とする理由を記載した書類

五　第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当し、かつ、水道事業者が地方公共団体以外の法人又は組合である場合にあつては、水道事業経営に関する意思決定を証する書類

六　第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当し、かつ、水道事業者が市町村以外の者である場合にあつては、法第六条第二項の同意を得た旨を証する書類

七　第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当する場合にあつては、給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らかにする書類及びこれらを示した給水区域を明らかにする地図

八　第七条の二第二号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

九　第七条の二第三号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに変更される水源からの取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類

第九条　（布設工事監督者の資格）

令第四条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

一　令第四条第一項第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同項第一号の卒業者にあつては一年

（簡易水道の場合は、六箇月）以上、同項第二号の卒業者にあつては二年（簡易水道の場合は、一年）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二　外国の学校において、令第四条第一項第一号若しくは第二号に規定する課程及び学科目又は第三号若しくは第四号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数（簡易水道の場合は、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数の二分の一）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三　技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であつて、一年（簡易水道の場合は、六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第十条　（給水開始前の水質検査）

法第十三条第一項の規定により行う水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかしないかを判断することができる場所において、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行うものとする。

2　前項の検査のうち水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。

第十一条　（給水開始前の施設検査）

法第十三条第一項の規定により行う施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項に関し、新設、増設又は改造に係る施設及び当該影響に関係があると認められる水道施設（給水装置を含む。）について行うものとする。

第十二条　（法第十四条第二項各号を適用するについて必要な技術的細目）

法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一　料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。

二　料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

イ　人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合算額

ロ　支払利息と資産維持費との合算額

ハ　営業収益の額から給水収益を控除した額

三　料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を勘案して設定されたものであること。

第十二条の二

法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、同条第二項第三号に関するものは、次に掲げるものとする。

一　水道事業者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。

イ　給水区域

ロ　料金、給水装置工事の費用等の徴収方法

ハ　給水装置工事の施行方法

ニ　給水装置の検査及び水質検査の方法

ホ　給水の原則及び給水を制限し、又は停止する場合の手続

二　水道の需要者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。

イ　給水契約の申込みの手続

ロ　料金、給水装置工事の費用等の支払義務及びその支払遅延又は不払の場合の措置

ハ　水道メーターの設置場所の提供及び保管責任

ニ　水道メーターの賃貸料等の特別の費用負担を課する場合にあつては、その事項及び金額

ホ　給水装置の設置又は変更の手続

ヘ　給水装置の構造及び材質が法第十六条の規定により定める基準に適合していない場合の措置

ト　給水装置の検査を拒んだ場合の措置

チ　給水装置の管理責任

リ　水の不正使用の禁止及び違反した場合の措置

第十二条の三

法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、同条第二項第四号に関するものは、次に掲げるものとする。

一　料金に区分を設定する場合にあつては、給水管の口径、水道の使用形態等の合理的な区分に基づき設定されたものであること。

二　料金及び給水装置工事の費用のほか、水道の需要者が負担すべき費用がある場合にあつては、その金額が、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

第十二条の四

法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、同条第二項第五号に関するものは、次に掲げるものとする。

一　水道事業者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。

イ　貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告

ロ　貯水槽水道の利用者に対する情報提供

二　貯水槽水道の設置者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。

イ　貯水槽水道の管理責任及び管理の基準

ロ　貯水槽水道の管理の状況に関する検査

第十二条の五　（料金の変更の届出）

法第十四条第五項の規定による料金の変更の届出は、届出書に、料金の算出根拠及び経常収支の概算を記載した書類を添えて、速やかに行うものとする。

第十三条　（給水装置の軽微な変更）

法第十六条の二第三項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

第十四条　（水道技術管理者の資格）

令第六条第一項第四号の規定により同項第二号及び第三号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

一　令第四条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年（簡易水道及び一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道（以下この号及び次号において「簡易水道等」という。）の場合は、二年六箇月）以上、同項第三号に規定する学校の卒業者については七年（簡易水道等の場合は、三年六箇月）以上、同項第四号に規定する学校の卒業

者については九年（簡易水道等の場合は、四年六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二　外国の学校において、令第六条第一項第二号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数（簡易水道等の場合は、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数の二分の一）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三　厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習（以下「登録講習」という。）の課程を修了した者

第十四条の二　（登録）

前条第三号の登録は、登録講習を行おうとする者の申請により行う。

2　前条第三号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録講習を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地

三　登録講習を開始しようとする年月日

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　申請者が個人である場合は、その住民票の写し

二　申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

三　申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書類

四　講師の氏名、職業及び略歴

五　学科講習の科目及び時間数

六　実務講習の実施方法及び期間

七　登録講習の業務以外の業務を行つている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類

八　その他参考となる事項を記載した書類

第十四条の三　（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、第十四条第三号の登録を受けることができない。

一　法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第十四条の十三の規定により第十四条第三号の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者がある者

第十四条の四　（登録基準）

厚生労働大臣は、第十四条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　学科講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。

イ　水道行政　二時間以上

ロ　公衆衛生・衛生管理　二時間以上

ハ　水道経営　三時間以上

ニ　水道基礎工学概論　二十一時間以上

ホ　水質管理　十二時間以上

ヘ　水道施設管理　三十三時間以上

二　学科講習の講師が次のいずれかに該当するものであること。

イ　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において前号に掲げる科目に相当する学科を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者

ロ　法第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業に関する実務に十年以上従事した経験を有する者

ハ　イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

三　水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）第五条に適合する濾ろ 過設備を有する水道施設において、十五日間以上の実務講習（一日につき五時間以上実施されるものに限る。）が行われること。

2　登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　登録を受けた者が登録講習を行う主たる事業所の名称及び所在地

第十四条の五　（登録の更新）

第十四条第三号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

第十四条の六　（実施義務）

第十四条第三号の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、次に掲げる事項を記載した登録講習の実施に関する計画を作成し、これに従つて公正に登録講習を行わなければならない。

一　学科講習の実施時期、実施場所、科目、時間及び受講定員に関する事項

二　実務講習の実施時期、実施場所及び受講定員に関する事項

2　登録講習機関は、毎事業年度の開始前に、前項の規定により作成した計画を厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十四条の七　（変更の届出）

登録講習機関は、その氏名若しくは名称又は住所の変更をしようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第十四条の八　（業務規程）

登録講習機関は、登録講習の業務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録講習の業務に関する規程を定め、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　登録講習の受講申請に関する事項

二　登録講習の受講手数料に関する事項

三　前号の手数料の収納の方法に関する事項

四　登録講習の講師の選任及び解任に関する事項

五　登録講習の修了証書の交付及び再交付に関する事項

六　登録講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

七　第十四条の十第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項

八　前各号に掲げるもののほか、登録講習の実施に関し必要な事項

第十四条の九　（業務の休廃止）

登録講習機関は、登録講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一　休止又は廃止の理由及びその予定期日

二　休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第十四条の十　（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2　登録講習を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第十四条の十一　（適合命令）

厚生労働大臣は、登録講習機関が第十四条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十四条の十二　（改善命令）

厚生労働大臣は、登録講習機関が第十四条の六第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、登録講習を行うべきこと又は登録講習の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十四条の十三　（登録の取消し等）

厚生労働大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて登録講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第十四条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二　第十四条の六第二項、第十四条の七から第十四条の九まで、第十四条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第十四条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四　第十四条の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。

五　不正の手段により第十四条第三号の登録を受けたとき。

第十四条の十四　（帳簿の備付け）

登録講習機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、登録講習の業務を廃止するまでこれを保存しなければならない。

一　学科講習、実務講習ごとの講習実施年月日、実施場所、参加者氏名及び住所

二　学科講習の講師の氏名

三　講習修了者の氏名、生年月日及び修了年月日

第十四条の十五　（報告の徴収）

厚生労働大臣は、登録講習の実施のため必要な限度において、登録講習機関に対し、登録講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

第十四条の十六　（公示）

厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

一　第十四条第三号の登録をしたとき。

二　第十四条の七の規定による届出があつたとき。

三　第十四条の九の規定による届出があつたとき。

四　第十四条の十三の規定により第十四条第三号の登録を取り消し、又は登録講習の業務の停止を命じたとき。

第十五条　（定期及び臨時の水質検査）

法第二十条第一項の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一　次に掲げる検査を行うこと。

イ　一日一回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査

ロ　第三号に定める回数以上行う水質基準に関する省令の表（以下この項及び次項において「基準の表」という。）の上欄に掲げる事項についての検査

二　検査に供する水（以下「試料」という。）の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定すること。ただし、基準の表中三の項から五の項まで、七の項、九の項、十一の項から二十の項まで、三十六の項、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項については、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあつては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができる。

三　第一号ロの検査の回数は、次に掲げるところによること。

イ　基準の表中一の項、二の項、三十八の項及び四十六の項から五十一の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね一箇月に一回以上とすること。ただし、同表中三十八の項及び四十六の項から五十一の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、水道により供給される水に

係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあつては、おおむね三箇月に一回以上とすることができる。

ロ　基準の表中四十二の項及び四十三の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おおむね一箇月に一回以上とすること。

ハ　基準の表中三の項から三十七の項まで、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね三箇月に一回以上とすること。ただし、同表中三の項から九の項まで、十一の項から二十の項まで、三十二の項から三十七の項まで、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去三年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であつて、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値（基準の表の下欄に掲げる許容限度の値をいう。以下この項において「基準値」という。）の五分の一以下であるときは、おおむね一年に一回以上と、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の十分の一以下であるときは、おおむね三年に一回以上とすることができる。

四　次の表の上欄に掲げる事項に関する検査は、当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、同表の下欄に掲げる事項を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号及び前号の規定にかかわらず、省略することができること。

基準の表中三の項から五の項まで、七の項、十二の項、十三の項（海水を原水とする場合を除く。）、二十六の項（浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く。）、三十六の項、三十七の項、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況
基準の表中六の項、八の項及び三十二の項から三十五の項までの上欄に掲げる事項	原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）第一条第十四号の薬品等及び同条第十七号の資機材等の使用状況
基準の表中十四の項から二十の項までの上欄に掲げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）
基準の表中四十二の項及び四十三の項の上欄に掲げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況（湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、上欄に掲げる事項を産出する藻類の発生状況を含む。）

2　法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一　水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に基準の表の上欄に掲げる事項について検査を行うこと。

二　試料の採取の場所に関しては、前項第二号の規定の例によること。

三　基準の表中一の項、二の項、三十八の項及び四十六の項から五十一の項までの上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査は、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号の規定にかかわらず、省略することができること。

3　第一項第一号ロの検査及び第二項の検査は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。

4　第一項第一号イの検査のうち色及び濁りに関する検査は、同号ロの規定により色度及び濁度に関する検査を行つた日においては、行うことを要しない。

5　第一項第一号ロの検査は、第二項の検査を行つた月においては、行うことを要しない。

6　水道事業者は、毎事業年度の開始前に第一項及び第二項の検査の計画（以下「水質検査計画」という。）を策定しなければならない。

7　水質検査計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの

二　第一項の検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由

三　第一項の検査を省略する項目については、当該項目及びその理由

四　第二項の検査に関する事項

五　法第二十条第三項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容

六　その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

8　法第二十条第三項ただし書の規定により、水道事業者が第一項及び第二項の検査を地方公共団体の機関又は登録水質検査機関（以下この項において「水質検査機関」という。）に委託して行うときは、次に掲げるところにより行うものとする。

一　委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項（第二項の検査のみを委託する場合にあつては、ロ及びヘを除く。）を含むこと。

イ　委託する水質検査の項目

ロ　第一項の検査の時期及び回数

ハ　委託に係る料金（以下この項において「委託料」という。）

ニ　試料の採取又は運搬を委託するときは、その採取又は運搬の方法

ホ　水質検査の結果の根拠となる書類

ヘ　第二項の検査の実施の有無

二　委託契約書をその契約の終了の日から五年間保存すること。

三　委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。

四　試料の採取又は運搬を水質検査機関に委託するときは、その委託を受ける水質検査機関は、試料の採取又は運搬及び水質検査を速やかに行うことができる水質検査機関であること。

五　試料の採取又は運搬を水道事業者が自ら行うときは、当該水道事業者は、採取した試料を水質検査機関に速やかに引き渡すこと。

六　水質検査の実施状況を第一号ホに規定する書類又は調査その他の方法により確認すること。

第十五条の二　（登録の申請）

法第二十条の二の登録の申請をしようとする者は、様式第十三による申請書に次に掲げる書類を添えて、厚

生労働大臣に提出しなければならない。

一　申請者が個人である場合は、その住民票の写し

二　申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

三　申請者が法第二十条の三各号の規定に該当しないことを説明した書類

四　法第二十条の四第一項第一号の必要な検査施設を有していることを示す次に掲げる書類

イ　試料及び水質検査に用いる機械器具の汚染を防止するために必要な設備並びに適切に区分されている検査室を有していることを説明した書類（検査室を撮影した写真並びに縮尺及び寸法を記載した平面図を含む。）

ロ　次に掲げる水質検査を行うための機械器具に関する書類

（1）　前条第一項第一号の水質検査の項目ごとに水質検査に用いる機械器具の名称及びその数を記載した書類

（2）　水質検査に用いる機械器具ごとの性能を記載した書類

（3）　水質検査に用いる機械器具ごとの所有又は借入れの別について説明した書類（借り入れている場合は、当該機械器具に係る借入れの期限を記載すること。）

（4）　水質検査に用いる機械器具ごとに撮影した写真

五　法第二十条の四第一項第二号の水質検査を実施する者（以下「検査員」という。）の氏名及び略歴

六　法第二十条の四第一項第三号イに規定する部門（以下「水質検査部門」という。）及び同号ハに規定する専任の部門（以下「信頼性確保部門」という。）が置かれていることを説明した書類

七　法第二十条の四第一項第三号ロに規定する文書として、第十五条の四第六号に規定する標準作業書及び同条第七号イからルまでに掲げる文書

八　水質検査を行う区域内の場所と水質検査を行う事業所との間の試料の運搬の経路及び方法並びにその運搬に要する時間を説明した書類

九　次に掲げる事項を記載した書面

イ　検査員の氏名及び担当する水質検査の区分

ロ　法第二十条の四第一項第三号イの管理者（以下「水質検査部門管理者」という。）の氏名及び第十五条の四第三号に規定する検査区分責任者の氏名

ハ　第十五条の四第四号に規定する信頼性確保部門管理者の氏名

ニ　水質検査を行う項目ごとの定量下限値

ホ　現に行つている事業の概要

第十五条の三　（登録の更新）

法第二十条の五第一項の登録の更新を申請しようとする者は、様式第十四による申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　前条各号に掲げる書類（同条第七号に掲げる文書にあつては、変更がある事項に係る新旧の対照を明示すること。）

二　直近の三事業年度の各事業年度における水質検査を受託した実績を記載した書類

第十五条の四　（検査の方法）

法第二十条の六第二項の厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

一　水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法に

より行うこと。

二　精度管理（検査に従事する者の技能水準の確保その他の方法により検査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）を定期的に実施するとともに、外部精度管理調査（国又は都道府県その他の適当と認められる者が行う精度管理に関する調査をいう。以下同じ。）を定期的に受けること。

三　水質検査部門管理者は、次に掲げる業務を行うこと。ただし、ハについては、あらかじめ検査員の中から理化学的検査及び生物学的検査の区分ごとに指定した者（以下「検査区分責任者」という。）に行わせることができるものとする。

イ　水質検査部門の業務を統括すること。

ロ　次号ハの規定により報告を受けた文書に従い、当該業務について速やかに是正処置を講ずること。

ハ　水質検査について第六号に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることを確認し、標準作業書から逸脱した方法により水質検査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。

ニ　その他必要な業務

四　信頼性確保部門につき、次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる者（以下「信頼性確保部門管理者」という。）が置かれていること。

イ　第七号への文書に基づき、水質検査の業務の管理について内部監査を定期的に行うこと。

ロ　第七号トの文書に基づく精度管理を定期的に実施するための事務、外部精度管理調査を定期的に受けるための事務及び日常業務確認調査（国、水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者が行う水質検査の業務の確認に関する調査をいう。以下同じ。）を受けるための事務を行うこと。

ハ　イの内部監査並びにロの精度管理、外部精度管理調査及び日常業務確認調査の結果（是正処置が必要な場合にあつては、当該是正処置の内容を含む。）を水質検査部門管理者に対して文書により報告するとともに、その記録を法第二十条の十四の帳簿に記載すること。

ニ　その他必要な業務

五　水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者が登録水質検査機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。

六　次の表に定めるところにより、標準作業書を作成し、これに基づき検査を実施すること。

作成すべき標準作業書の種類	記載すべき事項
検査実施標準作業書	一　水質検査の項目及び項目ごとの分析方法の名称 二　水質検査の項目ごとに記載した試薬、試液、培地、標準品及び標準液（以下「試薬等」という。）の選択並びに調製の方法、試料の調製の方法並びに水質検査に用いる機械器具の操作の方法 三　水質検査に当たつての注意事項 四　水質検査により得られた値の処理の方法 五　水質検査に関する記録の作成要領 六　作成及び改定年月日
試料取扱標準作業書	一　試料の採取の方法 二　試料の運搬の方法

	三　試料の受領の方法 四　試料の管理の方法 五　試料の管理に関する記録の作成要領 六　作成及び改定年月日
試薬等管理標準作業書	一　試薬等の容器にすべき表示の方法 二　試薬等の管理に関する注意事項 三　試薬等の管理に関する記録の作成要領 四　作成及び改定年月日
機械器具保守管理標準作業書	一　機械器具の名称 二　常時行うべき保守点検の方法 三　定期的な保守点検に関する計画 四　故障が起こつた場合の対応の方法 五　機械器具の保守管理に関する記録の作成要領 六　作成及び改定年月日

七　次に掲げる文書を作成すること。

イ　組織内の各部門の権限、責任及び相互関係等について記載した文書

ロ　文書の管理について記載した文書

ハ　記録の管理について記載した文書

ニ　教育訓練について記載した文書

ホ　不適合業務及び是正処置等について記載した文書

ヘ　内部監査の方法を記載した文書

ト　精度管理の方法及び外部精度管理調査を定期的に受けるための計画を記載した文書

チ　水質検査結果書の発行の方法を記載した文書

リ　受託の方法を記載した文書

ヌ　物品の購入の方法を記載した文書

ル　その他水質検査の業務の管理及び精度の確保に関する事項を記載した文書

第十五条の五　（変更の届出）

法第二十条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十五による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

２　水質検査を行う区域又は水質検査を行う事業所の所在地の変更を行う場合に提出する前項の届出書には、第十五条の二第八号に掲げる書類を添えなければならない。

第十五条の六　（水質検査業務規程）

法第二十条の八第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　水質検査の業務の実施及び管理の方法に関する事項

二　水質検査の業務を行う時間及び休日に関する事項

三　水質検査の委託を受けることができる件数の上限に関する事項

四　水質検査の業務を行う事業所の場所に関する事項

五　水質検査に関する料金及びその収納の方法に関する事項

六　水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者の氏名並びに検査員の名簿

七　水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者の選任及び解任に関する事項

八　法第二十条の十第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項

九　前各号に掲げるもののほか、水質検査の業務に関し必要な事項

2　登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項前段の規定により水質検査業務規程の届出をしようとするときは、様式第十六による届出書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　前項第三号の規定により定める水質検査の委託を受けることができる件数の上限の設定根拠を明らかにする書類

二　前項第五号の規定により定める水質検査に関する料金の算出根拠を明らかにする書類

3　登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項後段の規定により水質検査業務規程の変更の届出をしようとするときは、様式第十六の二による届出書に前項各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、第一項第三号及び第五号に定める事項（水質検査に関する料金の収納の方法に関する事項を除く。）の変更を行わない場合には、前項各号に掲げる書類を添えることを要しない。

第十五条の七　（業務の休廃止の届出）

登録水質検査機関は、法第二十条の九の規定により水質検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　休止又は廃止する検査の業務の範囲

二　休止又は廃止の理由及びその予定期日

三　休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第十五条の八　（電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法）

法第二十条の十第二項第三号の厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

第十五条の九　（情報通信の技術を利用する方法）

法第二十条の十第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうちいずれかの方法とする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第十五条の十　（帳簿の備付け）

登録水質検査機関は、書面又は電磁的記録によつて水質検査に関する事項であつて次項に掲げるものを記載した帳簿を備え、水質検査を実施した日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

2　法第二十条の十四の厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。

一　水質検査を委託した者の氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二　水質検査の委託を受けた年月日

三　試料を採取した場所

四　試料の運搬の方法

五　水質検査の開始及び終了の年月日時

六　水質検査の項目

七　水質検査を行つた検査員の氏名

八　水質検査の結果及びその根拠となる書類

九　第十五条の四第四号ハにより帳簿に記載すべきこととされている事項

十　第十五条の四第七号ハの文書において帳簿に記載すべきこととされている事項

十一　第十五条の四第七号ニの教育訓練に関する記録

第十六条　（健康診断）

法第二十一条第一項の規定により行う定期の健康診断は、おおむね六箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者（病原体の保有者を含む。）の有無に関して、行うものとする。

2　法第二十一条第一項の規定により行う臨時の健康診断は、同項に掲げる者に前項の感染症が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、発生した感染症又は発生するおそれがある感染症について、前項の例により行うものとする。

3　第一項の検査は、前項の検査を行つた月においては、同項の規定により行つた検査に係る感染症に関しては、行うことを要しない。

4　他の法令（地方公共団体の条例及び規則を含む。以下本項において同じ。）に基いて行われた健康診断の内容が、第一項に規定する感染症の全部又は一部に関する健康診断の内容に相当するものであるときは、その健康診断の相当する部分は、同項に規定するその部分に相当する健康診断とみなす。この場合において、法第二十一条第二項の規定に基いて作成し、保管すべき記録は、他の法令に基いて行われた健康診断の記録をもつて代えるものとする。

第十七条　（衛生上必要な措置）

法第二十二条の規定により水道事業者が講じなければならない衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

一　取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にすること。

二　前号の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入つて水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。

三　給水栓における水が、遊離残留塩素を〇・一ｍｇ／ｌ（結合残留塩素の場合は、〇・四ｍｇ／ｌ）以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、〇・二ｍｇ／ｌ（結合残留塩素の場合は、一・五ｍｇ／ｌ）以上とする。

2　前項第三号の遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法は、厚生労働大臣が定める。

第十七条の二　（情報提供）

法第二十四条の二の規定による情報の提供は、第一号から第六号までに掲げるものにあつては毎年一回以上定期に（第一号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に）、第七号及び第八号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手するこ

とができるような方法で行うものとする。

一　水質検査計画及び法第二十条第一項の規定により行う定期の水質検査の結果その他水道により供給される水の安全に関する事項

二　水道事業の実施体制に関する事項（法第二十四条の三第一項の規定による委託の内容を含む。）

三　水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項

四　水道料金その他需要者の負担に関する事項

五　給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項

六　水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項

七　法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査の結果

八　災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項

第十七条の三　（委託契約書の記載事項）

令第七条第三号ハに規定する厚生労働省令で定める事項は、委託に係る業務の実施体制に関する事項とする。

第十七条の四　（業務の委託の届出）

法第二十四条の三第二項の規定による業務の委託の届出に係る厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　水道事業者の氏名又は名称

二　水道管理業務受託者の住所及び氏名（法人又は組合（二以上の法人が、一の場所において行われる業務を共同連帯して請け負つた場合を含む。）にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

三　受託水道業務技術管理者の氏名

四　委託した業務の範囲

五　契約期間

2　法第二十四条の三第二項の規定による委託に係る契約が効力を失つたときの届出に係る厚生労働省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、当該契約が効力を失つた理由とする。

第二節　指定給水装置工事事業者

第十八条　（指定の申請）

法第二十五条の二第二項の申請書は、様式第一によるものとする。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　法第二十五条の三第一項第三号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

二　法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し

3　前項第一号の書類は、様式第二によるものとする。

第十九条

法第二十五条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　法人にあつては、役員の氏名

二　指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（第二十一条第三項において単に「事業所」という。）において給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者が法第二十五条の五第一項の規定により交付を受けている給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」とい

う。）の交付番号

三　事業の範囲

第二十条　（厚生労働省令で定める機械器具）

法第二十五条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

一　金切りのこその他の管の切断用の機械器具

二　やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

三　トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

四　水圧テストポンプ

第二十一条　（給水装置工事主任技術者の選任）

指定給水装置工事事業者は、法第十六条の二の指定を受けた日から二週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

2　指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至つたときは、当該事由が発生した日から二週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

3　指定給水装置工事事業者は、前二項の選任を行うに当たつては、一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たつて特に支障がないときは、この限りでない。

第二十二条

法第二十五条の四第二項の規定による給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出は、様式第三によるものとする。

第二十三条　（給水装置工事主任技術者の職務）

法第二十五条の四第三項第四号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

一　配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

二　第三十六条第一項第二号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整

三　給水装置工事（第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡

第二十四条　（免状の交付申請）

法第二十五条の五第一項の規定により給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第四による免状交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面）

二　第三十三条の規定により交付する合格証書の写し

第二十五条　（免状の様式）

法第二十五条の五第一項の規定により交付する免状の様式は、様式第五による。

第二十六条　（免状の書換え交付申請）

免状の交付を受けている者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、免状に戸籍抄本又は住民票の抄本（日

本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面）を添えて、厚生労働大臣に免状の書換え交付を申請することができる。

2　前項の免状の書換え交付の申請書の様式は、様式第六による。

第二十七条　（免状の再交付申請）

免状の交付を受けている者は、免状を破り、汚し、又は失つたときは、厚生労働大臣に免状の再交付を申請することができる。

2　前項の免状の再交付の申請書の様式は、様式第七による。

3　免状を破り、又は汚した者が第一項の申請をする場合には、申請書にその免状を添えなければならない。

4　免状の交付を受けている者は、免状の再交付を受けた後、失つた免状を発見したときは、五日以内に、これを厚生労働大臣に返納するものとする。

第二十八条　（免状の返納）

免状の交付を受けている者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する死亡又は失そうの届出義務者は、一月以内に、厚生労働大臣に免状を返納するものとする。

第二十九条　（試験の公示）

厚生労働大臣又は法第二十五条の十二第一項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）は、法第二十五条の六第一項の規定による給水装置工事主任技術者試験（以下「試験」という。）を行う期日及び場所、受験願書の提出期限及び提出先その他試験の施行に関し必要な事項を、あらかじめ、官報に公示するものとする。

第三十条　（試験科目）

試験の科目は、次のとおりとする。

一　公衆衛生概論

二　水道行政

三　給水装置の概要

四　給水装置の構造及び性能

五　給水装置工事法

六　給水装置施工管理法

七　給水装置計画論

八　給水装置工事事務論

第三十一条　（試験科目の一部免除）

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る一級又は二級の技術検定に合格した者は、試験科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる。

第三十二条　（受験の申請）

試験（指定試験機関がその試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、様式第八による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　法第二十五条の六第二項に該当する者であることを証する書類

二　写真（出願前六月以内に脱帽して正面から上半身を写した写真で、縦四・五センチメートル横三・五セ

ンチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

三　前条の規定により試験科目の一部の免除を受けようとする場合には、様式第九による給水装置工事主任技術者試験一部免除申請書及び前条に該当する者であることを証する書類

2　指定試験機関がその試験事務を行う試験を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、受験願書に前項各号に掲げる書類を添えて、これを当該指定試験機関に提出しなければならない。

第三十三条　（合格証書の交付）

厚生労働大臣（指定試験機関が合格証書の交付に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関）は、試験に合格した者に合格証書を交付しなければならない。

第三十四条　（変更の届出）

法第二十五条の七の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　法人にあつては、役員の氏名

三　給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2　第二十五条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあつた日から三十日以内に様式第十による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。

一　前項第一号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し

二　前項第二号に掲げる事項の変更の場合には、様式第二による法第二十五条の三第一項第三号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

第三十五条　（廃止等の届出）

法第二十五条の七の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から三十日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から十日以内に、様式第十一による届出書を水道事業者に提出しなければならない。

第三十六条　（事業の運営の基準）

法第二十五条の八に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　給水装置工事（第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、法第二十五条の四第一項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第二十五条の四第三項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

二　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

三　水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

四　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

五　次に掲げる行為を行わないこと。

イ　令第五条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。

ロ　給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

六　施行した給水装置工事（第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第一号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から三年間保存すること。

イ　施主の氏名又は名称

ロ　施行の場所

ハ　施行完了年月日

ニ　給水装置工事主任技術者の氏名

ホ　竣工図

ヘ　給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

ト　法第二十五条の四第三項第三号の確認の方法及びその結果

第三節　指定試験機関

第三十七条　（指定試験機関の指定の申請）

法第二十五条の十二第二項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書によつて行わなければならない。

一　名称及び主たる事務所の所在地

二　行おうとする試験事務の範囲

三　指定を受けようとする年月日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

三　申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書

四　申請に係る意思の決定を証する書類

五　役員の氏名及び略歴を記載した書類

六　現に行つている業務の概要を記載した書類

七　試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地を記載した書類

八　試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

九　その他参考となる事項を記載した書類

第三十八条　（指定試験機関の名称等の変更の届出）

法第二十五条の十四第二項の規定による指定試験機関の名称又は主たる事務所の所在地の変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によつて行わなければならない。

一　変更後の指定試験機関の名称又は主たる事務所の所在地

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

2　指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載し

た届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

二　新設し、又は廃止しようとする事務所において試験事務を開始し、又は廃止しようとする年月日

三　新設又は廃止の理由

第三十九条　（役員の選任又は解任の認可の申請）

指定試験機関は、法第二十五条の十五第一項の規定により役員の選任又は解任の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　役員として選任しようとする者の氏名、住所及び略歴又は解任しようとする者の氏名

二　選任し、又は解任しようとする年月日

三　選任又は解任の理由

第四十条　（試験委員の要件）

法第二十五条の十六第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校において水道に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者

二　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるものの研究機関において水道に関する研究の業務に従事した経験を有するもの

三　厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

第四十一条　（試験委員の選任又は変更の届出）

法第二十五条の十六第三項の規定による試験委員の選任又は変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によつて行わなければならない。

一　選任した試験委員の氏名、住所及び略歴又は変更した試験委員の氏名

二　選任し、又は変更した年月日

三　選任又は変更の理由

第四十二条　（試験事務規程の認可の申請）

指定試験機関は、法第二十五条の十八第一項前段の規定により試験事務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該試験事務規程を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　指定試験機関は、法第二十五条の十八第一項後段の規定により試験事務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　変更の内容

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

第四十三条　（試験事務規程の記載事項）

法第二十五条の十八第二項の厚生労働省令で定める試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一　試験事務の実施の方法に関する事項

二　受験手数料の収納に関する事項

三　試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

四　試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

五　その他試験事務の実施に関し必要な事項

第四十四条　（事業計画及び収支予算の認可の申請）

指定試験機関は、法第二十五条の十九第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　第四十二条第二項の規定は、法第二十五条の十九第一項後段の規定による事業計画及び収支予算の変更の認可について準用する。

第四十五条　（帳簿）

法第二十五条の二十の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　試験を施行した日

二　試験地

三　受験者の受験番号、氏名、住所、生年月日及び合否の別

2　法第二十五条の二十に規定する帳簿は、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。

第四十六条　（試験結果の報告）

指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　試験を施行した日

二　試験地

三　受験申込者数

四　受験者数

五　合格者数

2　前項の報告書には、合格した者の受験番号、氏名、住所及び生年月日を記載した合格者一覧を添えなければならない。

第四十七条　（試験事務の休止又は廃止の許可の申請）

指定試験機関は、法第二十五条の二十三第一項の規定により試験事務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲

二　休止しようとする年月日及びその期間又は廃止しようとする年月日

三　休止又は廃止の理由

第四十八条　（試験事務の引継ぎ等）

指定試験機関は、法第二十五条の二十三第一項の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合、法第二十五条の二十四第一項の規定により指定を取り消された場合又は法第二十五条の二十六第二項の規定により厚生労働大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　試験事務を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

二　試験事務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き渡すこと。

三　その他厚生労働大臣が必要と認める事項を行うこと。

第二章　水道用水供給事業

第四十九条　（認可申請書の添付書類等）

法第二十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

一　地方公共団体以外の者である場合は、水道用水供給事業経営を必要とする理由を記載した書類

二　地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道用水供給事業経営に関する意思決定を証する書類

三　取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類

四　地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款又は規約

五　水道施設の位置を明らかにする地図

六　水源の周辺の概況を明らかにする地図

七　主要な水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

八　導水管きよ及び送水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

2　地方公共団体が申請者である場合であつて、当該申請が他の水道用水供給事業の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、法第二十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、前項の規定にかかわらず、同項第五号に掲げるものとする。

第五十条　（事業計画書の記載事項）

法第二十七条第四項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、工事費の算出根拠及び借入金の償還方法とする。

第五十一条　（変更認可申請書の添付書類等）

第四条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第五項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条第一号及び第二号中「主要」とあるのは、「新設、増設又は改造される水道施設に関する主要」と読み替えるものとする。

2　第四十九条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面について準用する。この場合において、第四十九条第一項中「各号」とあるのは「各号（給水対象を増加させようとする場合にあつては第三号及び第六号を除き、水源の種別又は取水地点を変更しようとする場合にあつては第二号及び第四号を除き、浄水方法を変更しようとする場合にあつては第二号、第三号及び第四号を除く。）」と、同項第七号中「除く。）」とあるのは「除く。）であつて、新設、増設又は改造されるもの」と、同項第八号中「送水管」とあるのは「送水管であつて、新設、増設又は改造されるもの」とそれぞれ読み替えるものとする。

3　前条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第四項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項について準用する。

第五十一条の二　（法第二十八条第一項各号を適用するについて必要な技術的細目）

法第二十八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一　給水対象が、当該地域における水系、地形その他の自然的条件及び人口、土地利用その他の社会的条件、水道により供給される水の需要に関する長期的な見通し並びに当該地域における水道の整備の

状況を勘案して、合理的に設定されたものであること。

二　給水量が、給水対象の給水量及び水源の水量を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。

三　給水量及び水道施設の整備の見通しが一定の確実性を有し、かつ、経常収支が適切に設定できるよう期間が設定されたものであること。

四　工事費の調達、借入金の償還、給水収益、水道施設の運転に要する費用等に関する収支の見通しが確実かつ合理的なものであること。

五　広域的水道整備計画が定められている地域にあつては、当該計画と整合性のとれたものであること。

六　取水に当たつて河川法第二十三条の規定に基づく流水の占用の許可を必要とする場合にあつては、当該許可を受けているか、又は許可を受けることが確実であると見込まれること。

七　取水に当たつて河川法第二十三条の規定に基づく流水の占用の許可を必要としない場合にあつては、水源の状況に応じて取水量が確実に得られると見込まれること。

八　ダムの建設等により水源を確保する場合にあつては、特定多目的ダム法第四条第一項に規定する基本計画においてダム使用権の設定予定者とされている等により、当該ダムを使用できることが確実であると見込まれること。

第五十一条の三

法第二十八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第三号に関するものは、当該申請者が当該水道用水供給事業の遂行に必要となる資金の調達及び返済の能力を有することとする。

第五十一条の四　（事業の変更の認可を要しない軽微な変更）

法第三十条第一項第一号の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更とする。

一　水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更を伴わない変更のうち、給水対象又は給水量の増加に係る変更であつて、変更後の給水量と認可給水量（法第二十七条第四項の規定により事業計画書に記載した給水量（法第三十条第一項又は第三項の規定により給水量の変更（同条第一項第一号に該当するものを除く。）を行つたときは、直近の変更後の給水量とする。）をいう。次号において同じ。）との差が認可給水量の十分の一を超えないもの。

二　現在の給水量が認可給水量を超えない事業における、次に掲げるいずれかの浄水施設を用いる浄水方法への変更のうち、給水対象若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは取水地点の変更を伴わないもの。ただし、ヌ又はルに掲げる浄水施設を用いる浄水方法への変更については、変更前の浄水方法に当該浄水施設を用いるものを追加する場合に限る。

イ　普通沈殿池

ロ　薬品沈殿池

ハ　高速凝集沈殿池

ニ　緩速濾ろ 過池

ホ　急速濾ろ 過池

ヘ　膜濾ろ 過設備

ト　エアレーション設備

チ　除鉄設備

リ　除マンガン設備

ヌ　粉末活性炭処理設備

ル　粒状活性炭処理設備

三　河川の流水を水源とする取水地点の変更のうち、給水対象若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは浄水方法の変更を伴わないものであつて、次に掲げる事由その他の事由により、当該河川の現在の取水地点と変更後の取水地点の間の流域（イ及びロにおいて「特定区間」という。）における原水の水質が大きく変わるおそれがないもの。

イ　特定区間に流入する河川がないとき。

ロ　特定区間に汚染物質を排出する施設がないとき。

第五十一条の五　（事業の変更の届出）

法第三十条第三項の届出をしようとする水道用水供給事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　届出者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二　水道事務所の所在地

2　前項の届出書には、次に掲げる書類（図面を含む。）を添えなければならない。

一　次に掲げる事項を記載した事業計画書

イ　変更後の給水対象及び給水量

ロ　水道施設の概要

ハ　給水開始の予定年月日

ニ　法第三十条第一項第二号に該当する場合にあつては、当該譲受けの年月日及び変更後の経常収支の概算

二　次に掲げる事項を記載した工事設計書

イ　工事の着手及び完了の予定年月日

ロ　前条第二号に該当する場合にあつては、変更される浄水施設に係る水源の種別、取水地点、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の浄水方法

ハ　前条第三号に該当する場合にあつては、変更される取水施設に係る水源の種別、取水地点、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の取水地点

三　水道施設の位置を明らかにする地図

四　前条第一号（水道用水供給事業者が給水対象を増加しようとする場合に限る。次号において同じ。）又は法第三十条第一項第二号に該当し、かつ、水道用水供給事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、水道用水供給事業経営を必要とする理由を記載した書類

五　前条第一号又は法第三十条第一項第二号に該当し、かつ、水道用水供給事業者が地方公共団体以外の法人又は組合である場合にあつては、水道用水供給事業経営に関する意思決定を証する書類

六　前条第二号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

七　前条第三号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに変更される水源からの取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類

第五十二条　（準用）

第三条、第四条、第九条から第十一条まで及び第十五条から第十七条の四までの規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において、第三条第一項中「法第七条第五項第三号」とあるのは「法第二十七条第五項第三号」と、「法第十条第二項」とあるのは「法第三十条第二項」と、第四条中「法第七条第五項第八号」とあるのは「法第二十七条第五項第七号」と、第十一条中「水道施設（給水装置を含む。）」とあるのは「水道施設」と、第十五条第一項第二号中「給水栓」とあるのは「当該水道用水供給事業者が水を水道事業者に供給する場所」と、第十五条の二中「法第二十条の二」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の二」と、同条第三号中「法第二十条の三各号」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の三各号」と、同条第四号中「法第二十条の四第一項第一号」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の四第一項第一号」と、同号ロ（１）中「前条第一項第一号」とあるのは「第五十二条において準用する前条第一項第一号」と、同条第五号中「法第二十条の四第一項第二号」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の四第一項第二号」と、同条第六号中「法第二十条の四第一項第三号イ」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の四第一項第三号イ」と、同条第七号中「法第二十条の四第一項第三号ロ」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の四第一項第三号ロ」と、「第十五条の四第六号」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第六号」と、「同条第七号イからルまで」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第七号イからルまで」と、同条第九号ロ中「法第二十条の四第一項第三号イ」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の四第一項第三号イ」と、「第十五条の四第三号」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第三号」と、同号ハ中「第十五条の四第四号」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第四号」と、第十五条の三中「法第二十条の五第一項」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の五第一項」と、同条第一号中「前条各号」とあるのは「第五十二条において準用する前条各号」と、「同条第七号」とあるのは「第五十二条において準用する前条第七号」と、第十五条の四中「法第二十条の六第二項」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の六第二項」と、同条第四号ハ中「法第二十条の十四」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の十四」と、第十五条の五第一項中「法第二十条の七」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の七」と、同条第二項中「第十五条の二第八号」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の二第八号」と、第十五条の六第一項中「法第二十条の八第二項」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の八第二項」と、同項第八号中「法第二十条の十第二項第二号及び第四号」とあるのは「法第三十一条において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第二号及び第四号」と、同条第二項中「法第二十条の八第一項前段」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の八第一項前段」と、同条第三項中「法第二十条の八第一項後段」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の八第一項後段」と、第十五条の七中「法第二十条の九」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の九」と、第十五条の八中「法第二十条の十第二項第三号」とあるのは「法第三十一条において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第三号」と、第十五条の九中「法第二十条の十第二項第四号」とあるのは「法第三十一条において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第四号」と、第十五条の十第二項中「法第二十条の十四」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の十四」と、同項第九号中「第十五条の四第四号ハ」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第四号ハ」と、同項第十号中「第十五条の四第七号ハ」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第七号ハ」と、同項第十一号中「第十五条の四第七号ニ」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第七号ニ」とそれぞれ読み替えるものとする。

第三章　専用水道

第五十三条　（確認申請書の添付書類等）

法第三十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

一　水の供給を受ける者の数を記載した書類

二　水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面

三　水道施設の位置を明らかにする地図

四　水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図

五　主要な水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

六　導水管きよ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

第五十四条　（準用）

第三条、第十条、第十一条、第十五条から第十七条まで、第十七条の三及び第十七条の四の規定は、専用水道について準用する。この場合において、第十一条中「給水装置」とあるのは「給水の施設」と、第十五条の二中「法第二十条の二」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の二」と、同条第三号中「法第二十条の三各号」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の三各号」と、同条第四号中「法第二十条の四第一項第一号」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の四第一項第一号」と、同号ロ（１）中「前条第一項第一号」とあるのは「第五十四条において準用する前条第一項第一号」と、同条第五号中「法第二十条の四第一項第二号」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の四第一項第二号」と、同条第六号中「法第二十条の四第一項第三号イ」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の四第一項第三号イ」と、同条第七号中「法第二十条の四第一項第三号ロ」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の四第一項第三号ロ」と、「第十五条の四第六号」とあるのは「第五十四条において準用する第十五条の四第六号」と、「同条第七号イからルまで」とあるのは「第五十四条において準用する第十五条の四第七号イからルまで」と、同条第九号ロ中「法第二十条の四第一項第三号イ」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の四第一項第三号イ」と、「第十五条の四第三号」とあるのは「第五十四条において準用する第十五条の四第三号」と、同号ハ中「第十五条の四第四号」とあるのは「第五十四条において準用する第十五条の四第四号」と、第十五条の三中「法第二十条の五第一項」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の五第一項」と、同条第一号中「前条各号」とあるのは「第五十四条において準用する前条各号」と、「同条第七号」とあるのは「第五十四条において準用する前条第七号」と、第十五条の四中「法第二十条の六第二項」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の六第二項」と、同条第四号ハ中「法第二十条の十四」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の十四」と、第十五条の五第一項中「法第二十条の七」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の七」と、同条第二項中「第十五条の二第八号」とあるのは「第五十四条において準用する第十五条の二第八号」と、第十五条の六第一項中「法第二十条の八第二項」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の八第二項」と、同項第八号中「法第二十条の十第二項第二号及び第四号」とあるのは「法第三十四条において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第二号及び第四号」と、同条第二項中「法第二十条の八第一項前段」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の八第一項前段」と、同条第三項中「法第二十条の八第一項後段」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の八第一項後段」と、第十五条の七中「法第二十条の九」

とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の九」と、第十五条の八中「法第二十条の十第二項第三号」とあるのは「法第三十四条において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第三号」と、第十五条の九中「法第二十条の十第二項第四号」とあるのは「法第三十四条において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第四号」と、第十五条の十第二項中「法第二十条の十四」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の十四」と、同項第九号中「第十五条の四第四号ハ」とあるのは「第五十四条において準用する第十五条の四第四号ハ」と、同項第十号中「第十五条の四第七号ハ」とあるのは「第五十四条において準用する第十五条の四第七号ハ」と、同項第十一号中「第十五条の四第七号ニ」とあるのは「第五十四条において準用する第十五条の四第七号ニ」と読み替えるものとする。

第四章　簡易専用水道

第五十五条　（管理基準）

法第三十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　水槽の掃除を一年以内ごとに一回、定期に、行うこと。

二　水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

三　給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

四　供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

第五十六条　（検査）

法第三十四条の二第二項の規定による検査は、一年以内ごとに一回とする。

２　検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

第五十六条の二　（登録の申請）

法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の二の登録の申請をしようとする者は、様式第十七による申請書に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　申請者が個人である場合は、その住民票の写し

二　申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

三　申請者が法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の三各号の規定に該当しないことを説明した書類

四　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第一号の必要な検査設備を有していることを示す書類

五　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第二号の簡易専用水道の管理の検査を実施する者（以下「簡易専用水道検査員」という。）の氏名及び略歴

六　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第三号イに規定する部門（以下「簡易専用水道検査部門」という。）及び同号ハに規定する専任の部門（以下「簡易専用水道検査信頼性確保部門」という。）が置かれていることを説明した書類

七　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第三号ロに規定する文書として、第五十六条の四第四号に規定する標準作業書及び同条第五号イからルに掲げる文書

八　次に掲げる事項を記載した書面

イ　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第三号イの管理者（以下「簡易専用水道検査部門管理者」という。）の氏名

ロ　第五十六条の四第二号に規定する簡易専用水道検査信頼性確保部門管理者の氏名

ハ　現に行つている事業の概要

第五十六条の三　（登録の更新）

法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の五第一項の登録の更新を申請しようとする者は、様式第十八による申請書に前条各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

第五十六条の四　（検査の方法）

法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の六第二項の厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

一　簡易専用水道検査部門管理者は、次に掲げる業務を行うこと。ただし、ハについては、あらかじめ簡易専用水道検査員の中から指定した者に行わせることができるものとする。

イ　簡易専用水道検査部門の業務を統括すること。

ロ　第二号ハの規定により報告を受けた文書に従い、当該業務について速やかに是正処置を講ずること。

ハ　簡易専用水道の管理の検査について第四号に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることを確認し、標準作業書から逸脱した方法により簡易専用水道の管理の検査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。

ニ　その他必要な業務

二　簡易専用水道検査信頼性確保部門につき、次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる者（以下「簡易専用水道検査信頼性確保部門管理者」という。）が置かれていること。

イ　第五号への文書に基づき、簡易専用水道の管理の検査の業務の管理について内部監査を定期的に行うこと。

ロ　第五号トの文書に基づき、精度管理及び外部精度管理調査を定期的に受けるための事務を行うこと。

ハ　イの内部監査並びにロの精度管理及び外部精度管理調査の結果（是正処置が必要な場合にあつては、当該是正処置の内容を含む。）を簡易専用水道検査部門管理者に対して文書により報告するとともに、その記録を法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の十四の帳簿に記載すること。

ニ　その他必要な業務

三　簡易専用水道検査部門管理者及び簡易専用水道検査信頼性確保部門管理者が法第三十四条の二第二項の登録を受けた者の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。

四　次に掲げる事項を記載した標準作業書を作成すること。

イ　簡易専用水道の管理の検査の項目ごとの検査の手順及び判定基準

ロ　簡易専用水道の管理の検査に用いる設備の操作及び保守点検の方法

ハ　検査中の当該施設への部外者の立入制限その他の検査に当たつての注意事項

ニ　簡易専用水道の管理の検査の結果の処理方法

ホ　作成及び改定年月日

五　次に掲げる文書を作成すること。

イ　組織内の各部門の権限、責任及び相互関係等について記載した文書

ロ　文書の管理について記載した文書

ハ　記録の管理について記載した文書

ニ　教育訓練について記載した文書

ホ　不適合業務及び是正処置等について記載した文書

ヘ　内部監査の方法を記載した文書

ト　精度管理の方法及び外部精度管理調査を定期的に受けるための計画を記載した文書

チ　簡易専用水道検査結果書の発行の方法を記載した文書

リ　依頼を受ける方法を記載した文書

ヌ　物品の購入の方法を記載した文書

ル　その他簡易専用水道の管理の検査の業務の管理及び精度の確保に関する事項を記載した文書

第五十六条の五　（変更の届出）

法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十九による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第五十六条の六　（簡易専用水道検査業務規程）

法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の八第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　簡易専用水道の管理の検査の業務の実施及び管理の方法に関する事項

二　簡易専用水道の管理の検査の業務を行う時間及び休日に関する事項

三　簡易専用水道の管理の検査の依頼を受けることができる件数の上限に関する事項

四　簡易専用水道の管理の検査の業務を行う事業所の場所に関する事項

五　簡易専用水道の管理の検査に関する料金及びその収納の方法に関する事項

六　簡易専用水道検査部門管理者及び簡易専用水道検査信頼性確保部門管理者の氏名並びに簡易専用水道検査員の名簿

七　簡易専用水道検査部門管理者及び簡易専用水道検査信頼性確保部門管理者の選任及び解任に関する事項

八　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項

九　前各号に掲げるもののほか、簡易専用水道の管理の検査の業務に関し必要な事項

2　法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の八第一項後段の規定により簡易専用水道検査業務規程の変更の届出をしようとするときは、様式第二十による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第五十六条の七　（準用）

第十五条の七から第十五条の九までの規定は法第三十四条の二第二項の登録を受けた者について準用する。この場合において、第十五条の七中「登録水質検査機関」とあるのは「法第三十四条の二第二項の登録を受けた者」と、「法第二十条の九の規定により水質検査の業務」とあるのは「法第三十四条の四において読み替えて

準用する法第二十条の九の規定により簡易専用水道の管理の検査の業務」と、第十五条の八中「法第二十条の十第二項第三号」とあるのは「法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第三号」と、第十五条の九中「法第二十条の十第二項第四号」とあるのは「法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第四号」と読み替えるものとする。

第五十六条の八　（帳簿の備付け）

法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、書面又は電磁的記録によつて簡易専用水道の管理の検査に関する事項であつて次項に掲げるものを記載した帳簿を備え、簡易専用水道の管理の検査を実施した日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

2　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の十四の厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。

一　簡易専用水道の管理の検査を依頼した者の氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二　簡易専用水道の管理の検査の依頼を受けた年月日

三　簡易専用水道の管理の検査を行つた施設の名称

四　簡易専用水道の管理の検査を行つた年月日

五　簡易専用水道の管理の検査を行つた簡易専用水道検査員の氏名

六　簡易専用水道の管理の検査の結果

七　第五十六条の四第二号ハにより帳簿に記載すべきこととされている事項

八　第五十六条の四第五号ハの文書において帳簿に記載すべきこととされている事項

九　第五十六条の四第五号ニの教育訓練に関する記録

第五章　雑則

第五十七条　（証明書の様式）

法第二十条の十五第二項（法第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第十二とする。

2　法第二十五条の二十二第二項の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第十二の二とする。

3　法第三十九条第四項（法第四十条第九項において準用する場合を含む。）の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第十二の三とする。

＝　附則は、省略　＝

１－３．水道法施行令（抜粋）

昭和三十二年政令第三百三十六号

水道法施行令

内閣は、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第六項ただし書及び第九項、第十二条第二項（第三十一条において準用する場合を含む。）、第十六条、第十九条第三項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定に基き、この政令を制定する。

第一条　（専用水道の基準）

水道法（以下「法」という。）第三条第六項ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　口径二十五ミリメートル以上の導管の全長　千五百メートル

二　水槽の有効容量の合計　百立方メートル

２　法第三条第六項第二号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために使用する水量が二十立方メートルであることとする。

第二条　（簡易専用水道の適用除外の基準）

法第三条第七項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が十立方メートルであることとする。

第三条　（水道施設の増設及び改造の工事）

法第三条第十項に規定する政令で定める水道施設の増設又は改造の工事は、次の各号に掲げるものとする。

一　一日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

二　沈でん池、濾ろ 過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

第四条　（布設工事監督者の資格）

法第十二条第二項（法第三十一条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二　学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三　学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四　学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

五　十年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

六　厚生労働省令の定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

2　簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第一号中「二年以上」とあるのは「一年以上」と、同項第二号中「三年以上」とあるのは「一年六箇月以上」と、同項第三号中「五年以上」とあるのは「二年六箇月以上」と、同項第四号中「七年以上」とあるのは「三年六箇月以上」と、同項第五号中「十年以上」とあるのは「五年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

第五条　（給水装置の構造及び材質の基準）

法第十六条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

一　配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から三十センチメートル以上離れていること。

二　配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

三　配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

四　水圧、土圧その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

五　凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

六　当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

七　水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

2　前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

第六条　（水道技術管理者の資格）

法第十九条第三項（法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

一　第四条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者

二　第四条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者については六年以上、同項第四号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三　十年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四　厚生労働省令の定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

2　簡易水道又は一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道については、前項第一号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第二号中「四年以上」とあるのは「二年以上」と、「六年以上」とあるのは「三年以上」と、「八年以上」とあるのは「四年以上」と、同項第三号中「十年以上」とあるのは「五年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

第六条の二　（登録水質検査機関等の登録の有効期間）

法第二十条の五第一項（法第三十四条の四において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。

第七条　（業務の委託）

法第二十四条の三第一項（法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による

水道の管理に関する技術上の業務の委託は、次に定めるところにより行うものとする。

一　水道施設の全部又は一部の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあつては、技術上の観点から一体として行わなければならない業務の全部を一の者に委託するものであること。

二　給水装置の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあつては、当該水道事業者の給水区域内に存する給水装置の管理に関する技術上の業務の全部を委託するものであること。

三　次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。

イ　委託に係る業務の内容に関する事項

ロ　委託契約の期間及びその解除に関する事項

ハ　その他厚生労働省令で定める事項

第八条

法第二十四条の三第一項（法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める要件は、法第二十四条の三第一項の規定により委託を受けて行う業務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであることとする。

第九条　（受託水道業務技術管理者の資格）

法第二十四条の三第五項（法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、第六条の規定により水道技術管理者たる資格を有する者とする。

第十条　（水道用水供給事業者について準用する法の規定の読替え）

法第三十一条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条第二項第二号	第十三条第一項	第三十一条において準用する第十三条第一項
第十九条第二項第四号	次条第一項	第三十一条において準用する次条第一項
第十九条第二項第五号	第二十一条第一項	第三十一条において準用する第二十一条第一項
第十九条第二項第六号	第二十二条	第三十一条において準用する第二十二条
第十九条第二項第七号	第二十三条第一項	第三十一条において準用する第二十三条第一項

第十一条　（専用水道の設置者について準用する法の規定の読替え）

法第三十四条第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条第二項第二号	第十三条第一項	第三十四条第一項において準用する第十三条第一項
第十九条第二項第四号	次条第一項	第三十四条第一項において準用する次条第一項
第十九条第二項第五号	第二十一条第一項	第三十四条第一項において準用する第二十一条第一項
第十九条第二項第六号	第二十二条	第三十四条第一項において準用する第二十二条
第十九条第二項第七号	第二十三条第一項	第三十四条第一項において準用する第二十三条第一項

第十二条　（国庫補助）

法第四十四条に規定する政令で定める費用は、別表の中欄に掲げる費用とし、同条の規定による補助は、その費用につき厚生労働大臣が定める基準によつて算出した額（同表の中欄に掲げる施設の新設又は増設に関して寄附金その他の収入金があるときは、その額からその収入金の額を限度として厚生労働大臣が定める額を控除した額）に、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額について行うものとする。

2　前項の費用には、事務所、倉庫、門、さく、へい、植樹その他別表の中欄に掲げる施設の維持管理に必要な施設の新設又は増設に要する費用は、含まれないものとする。

第十三条　（手数料）

法第四十五条の三第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　給水装置工事主任技術者免状（以下この項において「免状」という。）の交付を受けようとする者　二千五百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する者（以下「電子情報処理組織を使用する者」という。）にあつては、二千四百五十円）

二　免状の書換え交付を受けようとする者　二千百五十円（電子情報処理組織を使用する者にあつては、二千五十円）

三　免状の再交付を受けようとする者　二千百五十円（電子情報処理組織を使用する者にあつては、二千五十円）

2　法第四十五条の三第二項の政令で定める受験手数料の額は、一万六千八百円とする。

第十四条　（都道府県の処理する事務）

水道事業（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（以下この条及び次条第一項において「河川」という。）の流水を水源とする水道事業及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業を経営する者から供給を受ける水を水源とする水道事業（以下この条及び次条第一項において「特定水源水道事業」という。）であつて、給水人口が五万人を超えるものを除く。以下この項において同じ。）に関する法第六条第一項、第九条第一項（法第十条第二項において準用する場合を含む。）、第十条第一項及び第三項、第十一条、第十三条第一項、第十四条第五項及び第六項、第二十四条の三第二項、第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十八条並びに第三十九条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務並びに水道事業に関する法第四十二条第一項及び第三項（都道府県が当事者である場合を除く。）の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。

2　一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業に関する法第二十六条、第二十九条第一項（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十条第一項及び第三項、法第三十一条において準用する法第十一条、第十三条第一項及び第二十四条の三第二項並びに法第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条並びに第三十九条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。

3　給水人口が五万人を超える水道事業（特定水源水道事業に限る。）又は一日最大給水量が二万五千立方メートルを超える水道用水供給事業の水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更であつて、当該変更に要する工事費の総額が一億円以下であるものに係る法第十条第一項又は第三十条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。

4　次の各号のいずれかに掲げる水道事業者間、水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間における合理化に関する法第四十一条の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。ただし、当該水道事業者が経営する水道事業の給水区域又は当該水道用水供給事業者が経営する水道用水供給事業から用水の供給を受ける水道事業の給水区域をその区域に含む都道府県が二以上であるときは、この限りでない。

一　給水人口の合計が五万人以下である二以上の水道事業者間

二　給水人口の合計が五万人を超える二以上の水道事業者（特定水源水道事業を経営する者を除く。）の間

三　一日最大給水量の合計が二万五千立方メートル以下である二以上の水道用水供給事業者間

四　給水人口が五万人以下である水道事業者と一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業者との間

五　給水人口が五万人を超える水道事業者（特定水源水道事業を経営する者を除く。）と一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業者（河川の流水を水源とする水道用水供給事業を経営する者を除く。）との間

5　前各項の場合においては、法の規定中前各項の規定により都道府県知事が行う事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

6　法第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十九条第一項並びに第四十一条に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、第一項、第二項及び第四項の規定により都道府県知事が行うものとされる事務は、水道の利用者の利益を保護するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。

7　前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

第十五条　（指定都道府県の処理する事務）

次に掲げる厚生労働大臣の権限に属する事務は、指定都道府県（水道事業又は水道用水供給事業に係る公衆衛生の向上と生活環境の改善に関し特に専門的な知識を必要とする事務が適切に実施されるものとして厚生労働大臣が指定する都道府県をいう。以下この条において同じ。）の知事が行うものとする。

一　特定水源水道事業であつて、給水人口が五万人を超えるもの（特定給水区域水道事業（給水区域の全部が当該指定都道府県の区域に含まれる水道事業をいう。以下この項において同じ。）であるものに限り、特定河川（河川法第六条第一項に規定する河川区域の全部が当該指定都道府県の区域に含まれる河川をいう。以下この項において同じ。）以外の河川の流水を水源とするもの及び当該指定都道府県が経営するものを除く。）に関する法第六条第一項、第九条第一項（法第十条第二項において準用する場合を含む。）、第十条第一項及び第三項、第十一条、第十三条第一項、第十四条第五項及び第六項、第二十四条の三第二項、第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十八条並びに第三十九条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務（法第十条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務については、前条第三項に規定する水道事業に係るものを除く。）

二　特定水源水道事業であつて、給水人口が五万人を超えるもの（特定給水区域水道事業であるものに限り、特定河川以外の河川の流水を水源とするものを除く。）に関する法第四十二条第一項及び第三項（当該指定都道府県が当事者である場合を除く。）の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務

三　一日最大給水量が二万五千立方メートルを超える水道用水供給事業（特定給水区域水道用水供給事業（特定給水区域水道事業を経営する者に対してのみその用水を供給する水道用水供給事業をいう。次号ロ及びハにおいて同じ。）であるものに限り、特定河川以外の河川の流水を水源とするもの及び当該指定都道府県が経営するものを除く。）に関する法第二十六条、第二十九条第一項（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十条第一項及び第三項、法第三十一条において準用する法第十一条、第十三条第一項及び第二十四条の三第二項並びに法第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条並び

に第三十九条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務（法第三十条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務については、前条第三項に規定する水道用水供給事業に係るものを除く。）

四　次のいずれかに掲げる水道事業者間、水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間における合理化に関する法第四十一条の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務

イ　特定給水区域水道事業である水道事業（特定河川以外の河川の流水を水源とするものを除く。）を経営する者である二以上の水道事業者（当該指定都道府県を除く。）の間（給水人口の合計が五万人以下である二以上の水道事業者間及び給水人口の合計が五万人を超える二以上の水道事業者（特定水源水道事業を経営する者を除く。）の間を除く。）

ロ　特定給水区域水道用水供給事業である水道用水供給事業（特定河川以外の河川の流水を水源とするものを除く。）を経営する者である二以上の水道用水供給事業者（当該指定都道府県を除く。）の間（一日最大給水量の合計が二万五千立方メートル以下である二以上の水道用水供給事業者間を除く。）

ハ　特定給水区域水道事業である水道事業（特定河川以外の河川の流水を水源とするものを除く。）を経営する者である水道事業者（当該指定都道府県を除く。）と特定給水区域水道用水供給事業である水道用水供給事業（特定河川以外の河川の流水を水源とするものを除く。）を経営する者である水道用水供給事業者（当該指定都道府県を除く。）との間（次に掲げる水道事業者と水道用水供給事業者との間を除く。）

（1）　給水人口が五万人以下である水道事業者と一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業者との間

（2）　給水人口が五万人を超える水道事業者（特定水源水道事業を経営する者を除く。）と一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業者（河川の流水を水源とする水道用水供給事業を経営する者を除く。）との間

2　厚生労働大臣は、前項の規定による指定都道府県の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3　第一項の規定による指定都道府県の指定があつた場合においては、その指定の際現に効力を有する厚生労働大臣が行つた認可等の処分その他の行為又は現に厚生労働大臣に対して行つている認可等の申請その他の行為で、当該指定の日以後同項の規定により当該指定都道府県の知事が行うこととなる事務に係るものは、当該指定の日以後においては、当該指定都道府県の知事が行つた認可等の処分その他の行為又は当該指定都道府県の知事に対して行つた認可等の申請その他の行為とみなす。

4　厚生労働大臣は、指定都道府県について第一項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消すものとする。

5　第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。この場合において、第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「指定都道府県の知事」と、「当該指定都道府県の知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

6　第一項の場合においては、法の規定中同項の規定により指定都道府県の知事が行う事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、指定都道府県の知事に関する規定として指定都道府県の知事に適用があるものとする。

7　法第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十九条第一項並びに第四十一条に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、第一項の規定により指定都道府県の知事が行うものとされる事務は、水道の利用者の利益を保護するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認めるときは、厚生労働大臣又は指定都道府県の知事が行うものとする。

8　前項の場合において、厚生労働大臣又は指定都道府県の知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

第十六条　（管轄都道府県知事）

法第四十八条に規定する関係都道府県知事は、次の各号に掲げる事業又は水道について、それぞれ当該各号に定める区域をその区域に含むすべての都道府県の知事とする。この場合において、当該都道府県知事は、共同して同条に規定する事務を行うものとする。

一　水道事業　当該事業の給水区域

二　水道用水供給事業　当該事業から用水の供給を受ける水道事業の給水区域

三　専用水道　当該水道により居住に必要な水の供給が行われる区域

四　簡易専用水道　当該水道により水の供給が行われる区域

＝附則は、省略　＝

別表（第十二条関係）

一	水源開発施設（水道の水源の開発の用に供するダム、堰(せき)、水路及び海水淡水化施設並びにこれらの施設と密接な関連を有する施設をいう。以下同じ。）であつて、用水単価及び資本単価が厚生労働大臣が定める額以上の水道事業又は水道用水供給事業の用に供するものの新設又は増設に要する費用	三分の一（用水単価及び資本単価が厚生労働大臣が定める額以上の水道事業又は水道用水供給事業にあつては二分の一）
二	都道府県知事が定め、かつ、厚生労働大臣が適当と認めた広域的な水道の整備計画に基づく水道施設（水源開発施設及び基幹的な配水施設以外の配水施設を除く。）であつて、用水単価及び資本単価が厚生労働大臣が定める額以上の水道事業又は水道用水供給事業の用に供するものの新設又は増設に要する費用	三分の一
三	二以上の市町村の区域を給水区域とする水道事業又は当該水道事業若しくは二以上の水道事業を給水対象とする水道用水供給事業の用に供する水道施設（水源開発施設、小規模な導水施設及び送水施設並びに配水施設を除く。）であつて、用水単価及び資本単価が厚生労働大臣が定める額以上の水道事業又は水道用水供給事業の用に供するものの新設又は増設に要する費用	四分の一
四	簡易水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設に要する費用	財政力指数が厚生労働大臣が定める数値を超える市町村にあつては、四分の一（単位管延長が厚生労働大臣が定める数値以上の水道施設にあつては十分の四、単位管延長が当該数値未満であつて厚生労働大臣が別に定める数値以上の水道施設にあつては三分の一）、その他の

		市町村にあつては、三分の一（単位管延長が厚生労働大臣が定める数値以上の水道施設にあつては十分の四）
五	浄水施設から排出される水の処理施設の新設又は増設に要する費用	四分の一
備考 この表における「用水単価」、「資本単価」、「財政力指数」及び「単位管延長」については、厚生労働大臣の定めるところによる。		

１－４．水質基準に関する省令

平成十五年厚生労働省令第百一号

水質基準に関する省令

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第四条第二項の規定に基づき、水質基準に関する省令を次のように定める。

水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一	一般細菌	一ｍｌの検水で形成される集落数が一〇〇以下であること。
二	大腸菌	検出されないこと。
三	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、〇･〇〇三ｍｇ／ｌ以下であること。
四	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、〇・〇〇〇五ｍｇ／ｌ以下であること。
五	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、〇・〇一ｍｇ／ｌ以下であること。
六	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、〇・〇一ｍｇ／ｌ以下であること。
七	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、〇・〇一ｍｇ／ｌ以下であること。
八	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、〇・〇五ｍｇ／ｌ以下であること。
九	亜硝酸態窒素	〇・〇四ｍｇ／ｌ以下であること。
十	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、〇・〇一ｍｇ／ｌ以下であること。
十一	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	一〇ｍｇ／ｌ以下であること。
十二	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、〇・八ｍｇ／ｌ以下であること。
十三	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、一・〇ｍｇ／ｌ以下であること。
十四	四塩化炭素	〇・〇〇二ｍｇ／ｌ以下であること。
十五	一・四―ジオキサン	〇・〇五ｍｇ／ｌ以下であること。
十六	シス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―ジクロロエチレン	〇・〇四ｍｇ／ｌ以下であること。
十七	ジクロロメタン	〇・〇二ｍｇ／ｌ以下であること。
十八	テトラクロロエチレン	〇・〇一ｍｇ／ｌ以下であること。
十九	トリクロロエチレン	〇・〇一ｍｇ／ｌ以下であること。
二十	ベンゼン	〇・〇一ｍｇ／ｌ以下であること。
二十一	塩素酸	〇・六ｍｇ／ｌ以下であること。
二十二	クロロ酢酸	〇・〇二ｍｇ／ｌ以下であること。
二十三	クロロホルム	〇・〇六ｍｇ／ｌ以下であること。
二十四	ジクロロ酢酸	〇・〇三ｍｇ／ｌ以下であること。
二十五	ジブロモクロロメタン	〇・一ｍｇ／ｌ以下であること。
二十六	臭素酸	〇・〇一ｍｇ／ｌ以下であること。

二十七	総トリハロメタン （クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	○・一ｍｇ／ｌ以下であること。
二十八	トリクロロ酢酸	○・○三ｍｇ／ｌ以下であること。
二十九	ブロモジクロロメタン	○・○三ｍｇ／ｌ以下であること。
三十	ブロモホルム	○・○九ｍｇ／ｌ以下であること。
三十一	ホルムアルデヒド	○・○八ｍｇ／ｌ以下であること。
三十二	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、一・○ｍｇ／ｌ以下であること。
三十三	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、○・二ｍｇ／ｌ以下であること。
三十四	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、○・三ｍｇ／ｌ以下であること。
三十五	銅及びその化合物	銅の量に関して、一・○ｍｇ／ｌ以下であること。
三十六	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、二○○ｍｇ／ｌ以下であること。
三十七	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、○・○五ｍｇ／ｌ以下であること。
三十八	塩化物イオン	二○○ｍｇ／ｌ以下であること。
三十九	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	三○○ｍｇ／ｌ以下であること。
四十	蒸発残留物	五○○ｍｇ／ｌ以下であること。
四十一	陰イオン界面活性剤	○・二ｍｇ／ｌ以下であること。
四十二	（四Ｓ・四ａＳ・八ａＲ）―オクタヒドロ―四・八ａ―ジメチルナフタレン―四ａ（二Ｈ）―オール （別名ジェオスミン）	○・○○○○一ｍｇ／ｌ以下であること。
四十三	一・二・七・七―テトラメチルビシクロ［二・二・一］ヘプタン―二―オール （別名二―メチルイソボルネオール）	○・○○○○一ｍｇ／ｌ以下であること。
四十四	非イオン界面活性剤	○・○二ｍｇ／ｌ以下であること。
四十五	フェノール類	フェノールの量に換算して、○・○○五ｍｇ／ｌ以下であること。
四十六	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	三ｍｇ／ｌ以下であること。
四十七	ｐＨ値	五・八以上八・六以下であること。
四十八	味	異常でないこと。
四十九	臭気	異常でないこと。
五十	色度	五度以下であること。
五十一	濁度	二度以下であること。

＝　附則は、省略　＝

１－５．給水装置の構造 及び 材質の基準に関する省令

平成九年厚生省令第十四号

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）第四条第二項の規定に基づき、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令を次のように定める。

第一条　（耐圧に関する基準）

給水装置（最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。

一　給水装置（次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第三号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路を除く。）は、厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験（以下「耐圧性能試験」という。）により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

二　加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具（次に掲げる要件を満たす給水用具に設置されているものに限る。）は、耐圧性能試験により当該加圧装置の最大吐出圧力の静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

イ　当該加圧装置を内蔵するものであること。

ロ　減圧弁が設置されているものであること。

ハ　ロの減圧弁の下流側に当該加圧装置が設置されているものであること。

ニ　当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具についてロの減圧弁を通さない水との接続がない構造のものであること。

三　熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路（次に掲げる要件を満たすものに限る。）については、接合箇所（溶接によるものを除く。）を有せず、耐圧性能試験により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

イ　当該熱交換器が給湯及び浴槽内の水等の加熱に兼用する構造のものであること。

ロ　当該熱交換器の構造として給湯用の水路と浴槽内の水等の加熱用の水路が接触するものであること。

四　パッキンを水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、第一号に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により二〇キロパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

２　給水装置の接合箇所は、水圧に対する充分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。

３　家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。

第二条　（浸出等に関する基準）

飲用に供する水を供給する給水装置は、厚生労働大臣が定める浸出に関する試験（以下「浸出性能試験」と

いう。）により供試品（浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料（金属以外のものに限る。）をいう。）について浸出させたとき、その浸出液は、別表第一の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

2　給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であってはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあっては、この限りでない。

3　給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されていてはならない。

4　鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。

第三条　（水撃限界に関する基準）

水栓その他水撃作用（止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。）を生じるおそれのある給水用具は、厚生労働大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を二メートル毎秒又は当該給水用具内の動水圧を〇・一五メガパスカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止（閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあっては、自動閉止）をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が一・五メガパスカル以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにあっては、この限りでない。

第四条　（防食に関する基準）

酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

2　漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

第五条　（逆流防止に関する基準）

水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

一　次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止することができる適切な位置（ニに掲げるものにあっては、水受け容器の越流面の上方一五〇ミリメートル以上の位置）に設置されていること。

イ　減圧式逆流防止器は、厚生労働大臣が定める逆流防止に関する試験（以下「逆流防止性能試験」という。）により三キロパスカル及び一・五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、厚生労働大臣が定める負圧破壊に関する試験（以下「負圧破壊性能試験」という。）により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が三ミリメートルを超えないこと。

ロ　逆止弁（減圧式逆流防止器を除く。）及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具（ハにおいて「逆流防止給水用具」という。）は、逆流防止性能試験により三キロパスカル及び一・五メガパスカルの

静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

ハ　逆流防止給水用具のうち次の表の第一欄に掲げるものに対するロの規定の適用については、同欄に掲げる逆流防止給水用具の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句とする。

逆流防止給水用具の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
（1）　減圧弁	一・五メガパスカル	当該減圧弁の設定圧力
（2）　当該逆流防止装置の流出側に止水機構が設けられておらず、かつ、大気に開口されている逆流防止給水用具（（3）及び（4）に規定するものを除く。）	三キロパスカル 及び一・五メガパスカル	三キロパスカル
（3）　浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがま（（4）に規定するものを除く。）	一・五メガパスカル	五〇キロパスカル
（4）　浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがまであって逆流防止装置の流出側に循環ポンプを有するもの	一・五メガパスカル	当該循環ポンプの最大吐出圧力又は五〇キロパスカルのいずれかの高い圧力

ニ　バキュームブレーカは、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、バキュームブレーカに接続した透明管内の水位の上昇が七五ミリメートルを超えないこと。

ホ　負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が、バキュームブレーカを内部に備えた給水用具にあっては逆流防止機能が働く位置から水受け部の水面までの垂直距離の二分の一、バキュームブレーカ以外の負圧破壊装置を内部に備えた給水用具にあっては吸気口に接続している管と流入管の接続部分の最下端又は吸気口の最下端のうちいずれか低い点から水面までの垂直距離の二分の一を超えないこと。

ヘ　水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。

二　吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。

イ　呼び径が二五ミリメートル以下のものにあっては、別表第二の上欄に掲げる呼び径の区分に応じ、同表中欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

ロ　呼び径が二五ミリメートルを超えるものにあっては、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

2　事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、前項第二号に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流の防

止のための措置が講じられているものでなければならない。

第六条　（耐寒に関する基準）

屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁（給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。）にあっては、厚生労働大臣が定める耐久に関する試験（以下「耐久性能試験」という。）により十万回の開閉操作を繰り返し、かつ、厚生労働大臣が定める耐寒に関する試験（以下「耐寒性能試験」という。）により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあっては、耐寒性能試験により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第一条第一項に規定する性能、第三条に規定する性能及び前条第一項第一号に規定する性能を有するものでなければならない。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあっては、この限りでない。

第七条　（耐久に関する基準）

弁類（前条本文に規定するものを除く。）は、耐久性能試験により十万回の開閉操作を繰り返した後、当該給水装置に係る第一条第一項に規定する性能、第三条に規定する性能及び第五条第一項第一号に規定する性能を有するものでなければならない。

＝　附則は、省略　＝

別表第一

事項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、〇・〇〇〇三ｍｇ／ｌ以下であること。	カドミウムの量に関して、〇・〇〇三ｍｇ／ｌ以下であること。
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、〇・〇〇〇〇五ｍｇ／ｌ以下であること。	水銀の量に関して、〇・〇〇〇五ｍｇ／ｌ以下であること。
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、〇・〇〇一ｍｇ／ｌ以下であること。	セレンの量に関して、〇・〇一ｍｇ／ｌ以下であること。
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、〇・〇〇一ｍｇ／ｌ以下であること。	鉛の量に関して、〇・〇一ｍｇ／ｌ以下であること。
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、〇・〇〇一ｍｇ／ｌ以下であること。	ヒ素の量に関して、〇・〇一ｍｇ／ｌ以下であること。
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、〇・〇〇五ｍｇ／ｌ以下であること。	六価クロムの量に関して、〇・〇五ｍｇ／ｌ以下であること。
亜硝酸態窒素	〇・〇〇四ｍｇ／ｌ以下であること。	〇・〇四ｍｇ／ｌ以下であること。
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、〇・〇〇一ｍｇ／ｌ以下であること。	シアンの量に関して、〇・〇一ｍｇ／ｌ以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	一・〇ｍｇ／ｌ以下であること。	一〇ｍｇ／ｌ以下であること。

フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、〇・〇八ｍｇ／１以下であること。	フッ素の量に関して、〇・八ｍｇ／１以下であること。
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、〇・一ｍｇ／１以下であること。	ホウ素の量に関して、一・〇ｍｇ／１以下であること。
四塩化炭素	〇・〇〇〇二ｍｇ／１以下であること。	〇・〇〇二ｍｇ／１以下であること。
一・四―ジオキサン	〇・〇〇五ｍｇ／１以下であること。	〇・〇五ｍｇ／１以下であること。
シス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―ジクロロエチレン	〇・〇〇四ｍｇ／１以下であること。	〇・〇四ｍｇ／１以下であること。
ジクロロメタン	〇・〇〇二ｍｇ／１以下であること。	〇・〇二ｍｇ／１以下であること。
テトラクロロエチレン	〇・〇〇一ｍｇ／１以下であること。	〇・〇一ｍｇ／１以下であること。
トリクロロエチレン	〇・〇〇一ｍｇ／１以下であること。	〇・〇一ｍｇ／１以下であること。
ベンゼン	〇・〇〇一ｍｇ／１以下であること。	〇・〇一ｍｇ／１以下であること。
ホルムアルデヒド	〇・〇〇八ｍｇ／１以下であること。	〇・〇八ｍｇ／１以下であること。
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、〇・一ｍｇ／１以下であること。	亜鉛の量に関して、一・〇ｍｇ／１以下であること。
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、〇・〇二ｍｇ／１以下であること。	アルミニウムの量に関して、〇・二ｍｇ／１以下であること。
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、〇・〇三ｍｇ／１以下であること。	鉄の量に関して、〇・三ｍｇ／１以下であること。
銅及びその化合物	銅の量に関して、〇・一ｍｇ／１以下であること。	銅の量に関して、一・〇ｍｇ／１以下であること。
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、二〇ｍｇ／１以下であること。	ナトリウムの量に関して、二〇〇ｍｇ／１以下であること。
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、〇・〇〇五ｍｇ／１以下であること。	マンガンの量に関して、〇・〇五ｍｇ／１以下であること。
塩化物イオン	二〇ｍｇ／１以下であること。	二〇〇ｍｇ／１以下であること。
蒸発残留物	五〇ｍｇ／１以下であること。	五〇〇ｍｇ／１以下であること。
陰イオン界面活性剤	〇・〇二ｍｇ／１以下であること。	〇・二ｍｇ／１以下であること。
非イオン界面活性剤	〇・〇〇五ｍｇ／１以下であること。	〇・〇二ｍｇ／１以下であること。
フェノール類	フェノールの量に換算して、〇・〇〇〇五ｍｇ／１以下であること。	フェノールの量に換算して、〇・〇〇〇五ｍｇ／１以下であること。
有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	〇・五ｍｇ／１以下であること。	三ｍｇ／１以下であること。
味	異常でないこと。	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。	異常でないこと。

色度	○・五度以下であること。	五度以下であること。
濁度	○・二度以下であること。	二度以下であること。
一・二―ジクロロエタン	○・○○○四ｍｇ／ｌ以下であること。	○・○○四ｍｇ／ｌ以下であること。
アミン類	トリエチレンテトラミンとして、○・○一ｍｇ／ｌ以下であること。	トリエチレンテトラミンとして、○・○一ｍｇ／ｌ以下であること。
エピクロロヒドリン	○・○一ｍｇ／ｌ以下であること。	○・○一ｍｇ／ｌ以下であること。
酢酸ビニル	○・○一ｍｇ／ｌ以下であること。	○・○一ｍｇ／ｌ以下であること。
スチレン	○・○○二ｍｇ／ｌ以下であること。	○・○○二ｍｇ／ｌ以下であること。
二・四―トルエンジアミン	○・○○二ｍｇ／ｌ以下であること。	○・○○二ｍｇ／ｌ以下であること。
二・六―トルエンジアミン	○・○○一ｍｇ／ｌ以下であること。	○・○○一ｍｇ／ｌ以下であること。
一・二―ブタジエン	○・○○一ｍｇ／ｌ以下であること。	○・○○一ｍｇ／ｌ以下であること。
一・三―ブタジエン	○・○○一ｍｇ／ｌ以下であること。	○・○○一ｍｇ／ｌ以下であること。
備考 主要部品の材料として銅合金を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準にあっては、この表鉛及びその化合物の項中「○・○○一ｍｇ／ｌ」とあるのは「○・○○七ｍｇ／ｌ」と、亜鉛及びその化合物の項中「○・一ｍｇ／ｌ」とあるのは「○・九七ｍｇ／ｌ」と、銅及びその化合物の項中「○・一ｍｇ／ｌ」とあるのは「○・九八ｍｇ／ｌ」とする。		

別表第二

呼び径の区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離
一三ミリメートル以下のもの	二五ミリメートル以上	二五ミリメートル以上
一三ミリメートルを超え 二〇ミリメートル以下のもの	四〇ミリメートル以上	四〇ミリメートル以上
二〇ミリメートルを超え 二五ミリメートル以下のもの	五〇ミリメートル以上	五〇ミリメートル以上
備考 １　浴槽に給水する給水装置（水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具（この表及び次表において「吐水口一体型給水用具」という。）を除く。）にあっては、この表下欄中「二五ミリメートル」とあり、又は「四〇ミリメートル」とあるのは、「五〇ミリメートル」とする。		

2　プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）にあっては、この表下欄中「二五ミリメートル」とあり、「四〇ミリメートル」とあり、又は「五〇ミリメートル」とあるのは、「二〇〇ミリメートル」とする。

別表第三

区分			越流面から吐水口の最下端までの垂直距離
近接壁の影響がない場合			（1．7×d＋5）ミリメートル以上
近接壁の影響がある場合	近接壁が一面の場合	壁からの離れが（3×D）ミリメートル以下のもの	（3×d）ミリメートル以上
		壁からの離れが（3×D）ミリメートルを超え（5×D）ミリメートル以下のもの	（2×d＋5）ミリメートル以上
		壁からの離れが（5×D）ミリメートルを超えるもの	（1．7×d＋5）ミリメートル以上
	近接壁が二面の場合	壁からの離れが（4×D）ミリメートル以下のもの	（3．5×d）ミリメートル以上
		壁からの離れが（4×D）ミリメートルを超え（6×D）ミリメートル以下のもの	（3×d）ミリメートル以上
		壁からの離れが（6×D）ミリメートルを超え（7×D）ミリメートル以下のもの	（2×d＋5）ミリメートル以上
		壁からの離れが（7×D）ミリメートルを超えるもの	（1．7×d＋5）ミリメートル以上

備考

1　D：吐水口の内径（単位　ミリメートル）

　d：有効開口の内径（単位　ミリメートル）

2　吐水口の断面が長方形の場合は長辺をDとする。

3　越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。

4　浴槽に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が五〇ミリメートル未満の場合にあっては、当該距離は五〇ミリメートル以上とする。

5　プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が二〇〇ミリメートル未満の場合にあっては、当該距離は二〇〇ミリメートル以上とする。

１－６．小田原市水道給水条例（抜粋）

平成２年12月25日条例第24号

最終改正　令和元年９月26日条例第11号

小田原市水道給水条例

目次

第１章　総則（第１条～第３条）

第２章　給水装置の工事及び費用（第４条～第９条）

第２章の２　貯水槽水道（第10条～第10条の３）

第３章　給水（第11条～第18条の２）

第４章　料金及び手数料（第19条～第29条の２）

第５章　管理（第30条～第35条）

第６章　補則（第36条）

附則

第１章　総則

第１条（趣旨）

この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第14条第１項の規定に基づき、小田原市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年小田原市条例第58号）による水道事業における水道料金（以下「料金」という。）、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件に関し必要な事項を定めるものとする。

第２条　（定義）

この条例における用語の意義は、法の例による。

（給水栓の種類）

第３条　（給水栓の種類）

給水装置のうち給水栓の種類は、次のとおりとする。

（１）　普通計量栓　１戸又は１世帯で家事の用に供するもの

（２）　特別計量栓　事業又は特殊の用に供するもの

（３）　共用栓　２戸以上又は２世帯以上で使用するもの

（４）　消火栓　消火用として使用するもの

第２章　給水装置の工事及び費用

第４条　（給水装置工事の申込み）

給水装置工事（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第13条に規定する軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）を除く。）をしようとする者は、あらかじめ水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）に申し込み、その承認を受けなければならない。

２　前項の規定による申込みの際、事業管理者は、必要があると認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

第５条　（給水装置工事の施行）

給水装置工事（軽微な変更を除く。）は、事業管理者又は事業管理者が法第16条の２第１項の規定により指定した業者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行するものとする。

２　指定給水装置工事事業者は、給水装置工事（軽微な変更を除く。）を施行しようとするときは、あらかじめ設計について事業管理者の審査を受けるとともに、工事完了後直ちに事業管理者の検査を受けなければならない。

第６条　（給水管及び給水用具の指定）

事業管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止し、及び給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、指定給水装置工事事業者に対し、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いる給水管及び給水用具についてその構造及び材質を指定し、及び配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に係る工法その他工事上の条件を指示することができる。

第７条　（給水装置工事の費用負担）

第４条第１項の規定による申込みをした者（以下「工事申込者」という。）は、給水装置工事に要した費用（以下「工事費」という。）を負担するものとする。

第８条　（工事費の予納）

工事申込者は、事業管理者が給水装置工事を施行する場合は、事業管理者が算出した工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、官公署等の申込みに係る工事を施行する場合において、事業管理者がやむを得ないと認めるときは、当該工事の完成後に納入することができる。

２　前項の概算額は、工事完成後精算し、過不足が生じたときは、これを還付し、又は追徴する。ただし、その額が10円に満たない場合は、これを還付し、又は追徴しないことができる。

３　第１項の概算額を通知した日から起算して15日以内に納入しないときは、第４条第１項の規定による申込みを取り消したものとみなす。

第９条　（給水装置の変更等の工事）

事業管理者は、配水管の移転その他特別の理由により給水装置の位置等に変更を加える必要があると認めるときは、給水装置の所有者の同意を得ずに必要な変更を行うことができる。この場合において、これに要する費用は、当該変更を生じさせた者の負担とする。

第２章の２　貯水槽水道

第10条　（貯水槽水道の設置等）

配水管の口径等に比べて著しく多量の水を一時に使用する箇所その他事業管理者が必要があると認めた箇所には、貯水槽水道（法第14条第２項第５号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）を設置するものとする。

２　貯水槽水道の設置者は、事業管理者が管理に関し必要があると認め、当該貯水槽水道に係る設計図書の提出を求めたときは、これを提出するものとする。

第10条の２　（貯水槽水道に関する事業管理者の責務）

事業管理者は、貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

２　事業管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

３　事業管理者は、貯水槽水道の利用者から当該貯水槽水道の給水栓に係る水質の検査の請求があったときは、当該検

査を行い、その結果を当該検査の請求者に通知する。この場合において、当該検査に特別の費用を要するときは、その実費を徴収する。

第10条の３　（貯水槽水道の設置者の責務）

貯水槽水道の設置者に係る当該貯水槽水道の管理基準及び管理状況の検査については、法第34条の２又は小田原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成24年小田原市条例第25号）の定めるところによる。

第３章　給水

第11条　（給水の原則）

給水は、非常災害、水道施設の損傷その他公益上やむを得ない事情がある場合及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することができない。

２　事業管理者は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

３　給水の制限又は停止により生じた損害については、事業管理者は、その責めを負わないものとする。

第12条　（給水の原則）

給水装置の所有者は、市内に居住しないとき又は事業管理者が必要と認めるときは、この条例に定めるところにより当該所有者が行うべき事項を処理させるため、市内に居住する代理人を選定しなければならない。

第13条　（総代人の選定）

共用栓を使用する者は、当該共用栓の所有者又は使用者のうちから選定した総代人（以下「総代人」という。）を、事業管理者に届け出なければならない。

２　事業管理者は、届出を受けた総代人を不適当と認めるときは、これを変更させることができる。

第14条　（給水装置の管理等）

給水装置の使用者（以下「使用者」という。）又は給水装置の所有者（以下「所有者」という。）は、善良な管理者の注意をもって給水装置を管理し、これに異状があるときは、直ちに事業管理者に届け出なければならない。

２　給水装置に異状があり、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、使用者又は所有者の負担とする。ただし、事業管理者が必要があると認めたときは、市においてその費用を負担することができる。

第15条　（使用水量の計量）

使用水量は、メーターにより計量する。ただし、事業管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第16条　（メーターの貸与等）

メーターは、市が使用者、総代人又は所有者に貸与し、事業管理者が設置する。

２　メーターの貸与を受けた者が、第14条第１項の規定による管理義務を怠ったため、メーターを亡失し、又はき損したときは、速やかに事業管理者に届け出て、その損害を賠償しなければならない。

第17条　（届出）

使用者、総代人又は所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ事業管理者に届け出なければならない。

（１）　給水装置の使用を開始し、又は中止し、若しくは廃止するとき。

（２）　給水装置の用途を変更するとき。

（３）　消防演習に給水装置を使用するとき。

（４）　工事その他により臨時に給水装置を使用するとき。

第18条　使用者、総代人又は所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに事業管理者に届け出なければならない。

（１）　使用者、総代人又は所有者に変更があったとき。

（２）　消火活動のために給水装置を使用したとき。

（３）　共用栓の使用戸数等に異動があったとき。

第18条の２（給水装置の機能又は水質の検査）

事業管理者は、給水装置の使用者又は所有者から給水装置の機能又は水質の検査の請求があったときは、当該検査を行い、その結果を当該検査の請求者に通知する。この場合において、当該検査に特別の費用を要するときは、その実費を徴収する。

第４章　料金及び手数料

＝第１９条（料金の納付義務）～第２６条（収納後の料金の増減）まで省略＝

第27条　（水道利用加入金の徴収）

事業管理者は、給水装置工事のうち新設工事又は改造工事（メーター（子メーター（貯水槽水道に設けられたメーターをいう。以下同じ。）を含む。）の口径を増すものに限る。以下この条において同じ。）の承認の際、当該工事の申込者から次の各号に定める工事の区分に応じ、当該各号に定める額を水道利用加入金として徴収する。ただし、事業管理者が特別の理由があると認めるときは、別に納期を指定して徴収することができる。

（１）　新設工事　メーター（子メーターを含む。）の口径に応じ、１個につき次の表に掲げる金額により計算して得た額（子メーターを設置する場合にあっては、当該子メーターの口径に応じて計算して得た額とメーターの口径に応ずる額のいずれか多い額）に消費税率等に１を加えた率を乗じて得た額とする。ただし、改造工事を併せて行うときは、新設工事に係る額が次号の規定により計算して得た額に満たないときは、同号の規定により計算して得た額とする。

メーターの口径	金額
20ミリメートル以下	120,000円（工事の申込みの日の３年前から当該申込みの日まで引き続き小田原市に住所を有する個人が自己の居住の用に供する住宅又は地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する住宅で、当該住宅の給水目的が家庭用と認められるものにあっては、70,000円）
25ミリメートル	180,000円
40ミリメートル	900,000円
50ミリメートル	1,300,000円
75ミリメートル	3,300,000円
100ミリメートル	5,500,000円
150ミリメートル	11,000,000円
200ミリメートル以上	16,000,000円

（２） 改造工事　前号の表の区分に応じ、改造工事後のメーター（子メーターを含む。以下この号において同じ。）の口径に対応する額から改造工事前のメーターの口径に対応する額を控除した額に消費税率等に１を加えた率を乗じて得た額とする。

２　既に徴収した水道利用加入金は、還付しない。ただし、事業管理者が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第28条　（手数料）

手数料の額は、次のとおりとする。

（１） 指定給水装置工事事業者指定手数料　１件につき10,000円

（２） 指定給水装置工事事業者証再交付手数料　１件につき2,500円

（３） 給水装置工事に係る設計審査手数料　次の表に定める額

区分		金額（１件につき）
新設工事		19,000円
改造工事（メーターの口径を変更する場合に限る。）		19,000円
増設工事（排水設備工事を含む。）		12,000円。 ただし、軽微な増設工事及び排水設備工事にあっては、2,000円
分譲管工事	口径40ミリメートル以下	12,000円
	口径50ミリメートル	20,000円
	口径75ミリメートル以上	30,000円
貯水槽（全容量）	５立方メートルを超え20立方メートル以下	20,000円
	20立方メートルを超えるもの	30,000円
子メーター	10個以下	13,000円
	11個以上50個以下	25,000円
	51個以上	37,000円

備考

１　新設工事を行い、貯水槽及び子メーターを設置する場合には、新設工事の項及び子メーターの項に規定する金額並びに貯水槽の項に規定する金額の２分の１に相当する金額の合計額とする。

２　新設工事を行い、貯水槽を設置する場合は、新設工事の項及び貯水槽の項に規定する金額の合計額とする。

３　分譲管工事の場合は、分譲管工事の項及び新設工事の項に規定する金額の合計額とする。

４　貯水槽改造のみの場合は、貯水槽の項及び増設工事の項に規定する金額の合計額とする。

５　子メーターのみの増設工事の場合は、子メーターの項に規定する金額のみとする。

（４） 証明手数料　１件につき300円

２　前項第１号、第２号及び第４号の手数料は、事業者証又は証明書の交付の際に徴収する。

３　第１項第３号の手数料は、給水装置工事の承認の際に徴収する。ただし、事業管理者が特別の理由があると認めるときは、別に納期を指定して徴収することができる。

４　次項に定めるものを除き、既納の手数料は、還付しない。

５　第１項第３号の手数料については、次のいずれかに該当するときは、当該手数料の全部又は一部を還付し、又は追

徴することができる。

（１） 給水装置工事の承認後、設計変更に伴い、第１項第３号の規定により算出する設計審査手数料の額に変更があったとき。

（２） 事業管理者が給水装置工事の完了前に当該給水装置工事の承認の申込みの取下げを認めたとき。

（３） 前２号に掲げるもののほか、事業管理者が特に必要と認めたとき。

第29条 （料金等の減免）

事業管理者は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、この条例の定めるところにより納付しなければならない料金、水道利用加入金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

第29条の２ （債権の放棄）

事業管理者は、水道料金に係る債権の消滅時効が完成したときは、当該債権を放棄することができる。

第５章 管理

第30条 （給水装置の検査）

事業管理者は、管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、使用者又は所有者に対し、適当な措置を指示することができる。

第31条 （禁止行為）

使用者は、事業管理者の許可を受けずに、供給を受ける水を他人に分与し、又は販売してはならない。

第32条 （給水装置の切離し）

事業管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、給水装置を切り離すことができる。

（１） 所有者の所在が90日以上不明で、かつ、使用者がないとき。

（２） 給水装置が使用中止の状態にあって、将来にわたって使用の見込みがないと認めたとき。

第33条 （給水契約の申込みの拒否及び給水の停止）

事業管理者は、給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第５条に規定する基準に適合していないと認めるときは、給水契約の申込みを拒み、又は当該基準に適合させるまでの間給水を停止することができる。

２ 事業管理者は、前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、給水を停止することができる。

（１） 工事費、料金又は水道利用加入金を指定期間内に納付しないとき。

（２） 水道水を汚染するおそれのある器物又は施設と給水装置とを連絡して使用し、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

（３） 給水装置が事業管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないとき（当該給水装置に係る給水装置工事が軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質が前項に規定する基準に適合していることが確認されたときを除く。）。

（４） 次条第１項各号のいずれかに該当するとき。

第34条 （過料等）

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、５万円以下の過料を科する。

（１） 第４条の承認を受けないで給水装置工事（軽微な変更を除く。）を行ったとき。

（２） 第14条第１項の規定による管理義務を著しく怠ったとき。

（３） 正当な理由なく、第16条第１項のメーターの設置、第21条のメーターの検針、第30条の検査又は前条の給水の

停止を拒み、又は妨げたとき。

2　事業管理者は、前項各号のいずれかに該当する場合において損害があったときは、これを賠償させることができる。

第35条　（料金を免れた者に対する過料）

市長は、詐欺その他不正の行為により、料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料を科することができる。

＝第６章　補則・附則は省略＝

１－７．小田原市水道給水条例 施行規則（抜粋）

平成 3 年 4 月 1 日水道局管理規程第 4 号

最終改正　平成 30 年 3 月 31 日水管規程第 2 号

小田原市水道給水条例施行規程

第１条　（趣旨）

この規程は、小田原市水道給水条例（平成２年小田原市条例第 24 号。以下「条例」という。）第 36 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第１条の２　（定義）

この規程における用語の意義は、条例の例による。

第２条　（給水装置工事の申込み）

条例第４条第１項の規定による申込みは、給水装置工事施行承認願（様式第１号）によるものとする。

第３条　（給水装置工事の変更等）

条例第４条第１項の規定により承認を受けた工事の変更又は取消しをしようとするときは、給水装置工事変更・取消届（様式第２号）により、事業管理者に届け出なければならない。

第４条　削除

第５条　（工事の基準）

指定給水装置工事事業者は、給水装置工事を施行する場合において、給水管を水洗便器に連結するときは、逆止弁を設け、汚水の逆流を完全に防止しなければならない。

第６条　（給水装置の位置）

給水装置の位置は、工事申込者が選定するものとする。

２　事業管理者は、給水装置の位置を不適当と認めるときは、これを変更させることができる。

第７条　（工事費の算出方法）

工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。ただし、事業管理者が給水装置工事を施行する場合においては、第９号に規定する費用は、徴収しない。

（1）　調査費

（2）　設計費

（3）　材料費

（4）　労力費

（5）　運搬費

（6）　路面復旧費

（7）　保安施設費

（8）　掘削占用申請料

（9）　設計審査手数料

(10)　諸経費

２　前項に規定するもののほか、、特別の費用を必要とするときは、当該費用を加算する。

３　前２項に規定するもののほか、工事費の算出について必要な事項は、別に定める。

第８条　（貯水槽水道の水質検査における特別の費用）

条例第 10 条の２第３項に規定する特別の費用は、次に掲げる項目以外の検査に要するものとする。

（1）　貯水槽水道の給水栓における水の色

（2）　貯水槽水道の給水栓における濁り

（3）　貯水槽水道の給水栓における臭い

（4）　貯水槽水道の給水栓における味

（5）　貯水槽水道の給水栓における残留塩素の有無

第９条　（支障物件設置等の禁止）

使用者は、給水装置の設置場所に、点検等の支障になるおそれのある物件をたい積し、又は工作物を設けてはならない。

第 10 条　（代理人選定届）

所有者は、条例第 12 条の規定により代理人を選定したときは、代理人選定届（様式第４号）により事業管理者に届け出なければならない。

第 11 条　（総代人選定届）

条例第 13 条に規定する届出は、総代人選定届（様式第５号）によるものとする。

第 12 条　削除

第 13 条　（メーターの設置）

水道メーター（以下「メーター」という。）は、給水管と同じ口径のものを用いて、次に定める場所で、かつ、給水栓以下の高さの場所に、水平に設置しなければならない。

（1）　メーターの点検等が容易に行える場所であること。

（2）　乾燥し、かつ、汚水が流入するおそれがない場所であること。

（3）　メーターが損傷するおそれがない場所であること。

第 14 条　（メーターの管理）

条例第 16 条第２項に規定する届出は、水道メーター等紛失届（様式第７号）によるものとする。

第 15 条　（標識）

使用者は、事業管理者が交付する標識（様式第８号）を門戸に掲げなければならない。

第 16 条　（給水装置の使用開始等）

条例第 17 条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類によるものとする。

（1）　給水装置の使用の開始　給水装置使用開始届（様式第９号）

（2）　給水装置の使用の再開始　給水装置使用再開始届（様式第 10 号）

（3）　給水装置の使用の中止又は廃止　給水装置使用中止・廃止届（様式第 11 号）

（4）　給水装置の種別又は用途の変更　給水装置種別・用途変更届（様式第 12 号）

（5）　消防演習のための給水装置の使用　消火栓給水装置使用届（様式第 13 号）

第 17 条　（使用者の変更等）

条例第 18 条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類によるものとする。

（1）　使用者の変更　給水装置使用者名義等変更届（様式第 14 号）

（2）　総代人の変更　総代人変更届（様式第 15 号）

（3）　所有者の変更　給水装置所有者名義・住所変更届（様式第 16 号）

（4） 消火活動のための給水装置の使用　消火栓給水装置使用届

（5） 共用栓給水装置の使用戸数等の異動　共用栓給水装置使用戸数等異動届（様式第 17 号）

第 17 条の２　（特別の費用を要する給水装置の機能又は水質の検査）

条例第 18 条の２に規定する特別の費用を要する検査は、次に掲げる検査以外の検査とする。

（1） 計量法（平成４年法律第 51 号）に基づくメーター（事業管理者が設置したものに限る。）の検査のうち特別の費用を要しないものとして事業管理者が認めるもの

（2） 水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）に定める事項に係る検査

（3） 給水栓における残留塩素の濃度に係る検査

第 18 条　（料金の算定）

条例第 20 条に規定する料金の算定のために定める月は、第１号に掲げる地区においては１月、３月、５月、７月、９月及び 11 月の、第２号に掲げる地区においては２月、４月、６月、８月、10 月及び 12 月のそれぞれ事業管理者が定める料金算定の基準日（以下「定例日」という。）の属する月及びその前月の２月とする。

（1） 栄町一丁目　栄町二丁目　栄町三丁目　栄町四丁目　中町一丁目　中町二丁目　中町三丁目　浜町一丁目　浜町二丁目　浜町三丁目　浜町四丁目　本町一丁目　本町二丁目　本町三丁目　本町四丁目　城内　南町一丁目　南町二丁目　南町三丁目　南町四丁目　寿町一丁目　寿町二丁目　寿町三丁目　寿町四丁目　寿町五丁目　東町一丁目　東町二丁目　東町三丁目　東町四丁目　東町五丁目　城山一丁目　城山二丁目　城山三丁目　城山四丁目　扇町一丁目　扇町二丁目　扇町三丁目　扇町四丁目　扇町五丁目　扇町六丁目　緑　十字　荻窪　谷津　池上　板橋　南板橋　風祭　入生田　水之尾　早川　早川一丁目　早川二丁目　早川三丁目　石橋　米神　根府川　江之浦

（2） 井細田　多古 正寺　中曽根　飯田岡　堀之内　柳新田　小台　新屋　府川　北ノ窪　清水新田　穴部　穴部新田　久野　下堀　中里　矢作　鴨宮　上新田　中新田　下新田　南鴨宮一丁目　南鴨宮二丁目　南鴨宮三丁目　曽比　栢山　飯泉　成田　桑原　別堀　高田　千代　永塚　東大友　西大友　延清　曽我原　曽我谷津　曽我別所　曽我岸　曽我光海　国府津一丁目　国府津二丁目　国府津三丁目　国府津四丁目の一部　国府津五丁目の一部　国府津　田島　酒匂一丁目　酒匂二丁目　酒匂三丁目　酒匂四丁目　酒匂五丁目　酒匂六丁目　酒匂七丁目　西酒匂一丁目　西酒匂二丁目　西酒匂三丁目　酒匂　小八幡一丁目　小八幡二丁目　小八幡三丁目　小八幡四丁目　小八幡　上曽我　下大井　鬼柳　曽我大沢　前川の一部

＝　第 19 条　（使用水量の端数処理）～第 22 条　削除は、省略　＝

第 23 条　（住民票の写し等の提出）

事業管理者は、条例第 27 条第１項の規定により水道利用加入金の額の適用区分を決定するため必要があると認めるときは、条例第４条第１項の規定による申込みの日の３年前から当該申込みの日まで引き続き小田原市に住所を有する者に対し、その者の住民票の写し（住民票の写しを提出できない場合にあっては、事業管理者が必要と認める書類）の提出を求めるものとする。

第 24 条　（加入金の還付）

条例第 27 条第２項ただし書の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、水道利用加入金を還付する。

（1） 給水装置工事のうち新設工事又は改造工事の完成前に当該工事の申請の取消しがあったときは、既に

徴収した額の全額を還付する。

（2） 給水装置工事のうち新設工事又は改造工事の完成前に当該工事の内容の変更（変更後の加入金の額が既に徴収した加入金の額より小さい場合に限る。）があったときは、既に徴収した加入金の額から変更後の加入金の額を減額して得た額を還付する。

（3） 給水装置工事完成後 90 日以内に当該給水装置を撤去したときは、既に徴収した額の全額を還付する。

＝ 第 25 条 （給水停止通知）～第 26 条 （水道局職員証）、附 則は、省略 ＝

１－８．小田原市水道メーターによる計量等の特例に関する規程

昭和 47 年６月１日水道部管理規程第２号

最終改正　平成 16 年４月１日水管規程第３号

小田原市水道メーターによる計量等の特例に関する規程

第１条　（趣旨）

この規程は、小田原市の水道を給水する貯水槽水道において、水道メーターが設けられた場合における使用水量の計量（以下「計量」という。）及び水道料金の算定（以下「料金算定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第２条　（定義）

この規程において、「子メーター」とは、貯水槽水道において設けられた水道メーターをいう。

第３条　（計量及び料金算定の特例）

小田原市水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、貯水槽水道の所有者又は使用者の代表者（以下「所有者等」という。）が、管理者が貸与する子メーターを指定の位置に所有者等の負担で設置し、維持管理する場合には、子メーターによる計量を行い、当該メーターの用途に応じた料金算定をすることができる。

第４条　（申請の手続）

所有者等は、前条の規定により子メーターによる計量及び料金算定（以下「子メーターによる計量等」という。）を希望する場合は、子メーターによる計量等申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

（１）　居住者名簿（様式第２号）

（２）　誓約書（様式第３号）

（３）　設計図書

第５条　（決定通知）

管理者は、前条の申請があった場合は、子メーターによる計量等について必要な調査を行い、その適否を決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

第６条　（子メーターによる計量等の条件）

管理者は、子メーターによる計量等を決定するに当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

（１）　所有者等は、給水装置に付帯する水道メーターにより計量された使用水量が、各子メーターにより計量された使用水量の合計量を超える場合は、その超えた使用水量の水道料金を管理者に支払うこと。

（２）　水道料金は、原則として口座振替の方法により納入すること。

第７条　（所有者等の代理人）

所有者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該貯水槽水道を利用する者のうちから代理人１人を選任し、直ちに管理者に届け出なければならない。

（１）　所有者等が小田原市内に住所を有しないとき。

（２）　前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めるとき。

２　前項の代理人は、この規程に規定する所有者等の義務について所有者等と連帯してその責めに任ずるものとする。

３　管理者は、第１項の代理人を不適当と認める場合は、変更を命ずることができる。

第８条　（届出の義務）

所有者等又は代理人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。

（1）　所有者等又は代理人に変更があったとき。

（2）　所有者等又は代理人が氏名又は住所を変更したとき。

（3）　貯水槽以下の給水設備の使用を開始し、中止し、又は廃止するとき。

（4）　貯水槽以下の装置の用途を変更するとき。

（5）　貯水槽以下の１の給水設備について料率の異なる２種以上の用途に使用するとき。

第９条　（子メーターによる計量等の取りやめ）

管理者は、所有者等がこの規程に違反し、勧告してもなお義務の履行がなされる見込みのない場合は、子メーターによる計量等を取りやめることができる。

第 10 条　（子メーターによる計量等の取りやめの通知）

管理者は、前条の規定により子メーターによる計量等を取りやめた場合は、文書により所有者等に通知するものとする。

＝　附　則は、省略　＝

１－９．小田原市指定給水装置工事事業者規程（抜粋）

平成 10 年 3 月 30 日　水道局管理規程第 3 号

最終改正　平成 24 年 6 月 29　日水管規程第 2 号

小田原市指定給水装置工事事業者規程

目次

第１章　総則（第１条・第２条）

第２章　指定給水装置工事事業者の指定等（第３条～第９条）

第３章　給水装置工事主任技術者（第 10 条～第 12 条）

第４章　指定給水装置工事事業者の義務（第 13 条～第 18 条）

第５章　雑則（第 19 条・第 20 条）

附則

第１章　総則

第１条　（趣旨）

この規程は、小田原市水道給水条例（平成２年小田原市条例第 24 号。以下「条例」という。）第５条第１項の規定による指定給水装置工事事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

第２条　（定義）

この規程における用語の意義は、条例の例による。

第２章　指定給水装置工事事業者の指定等

第３条　（指定の申請）

条例第５条第１項の規定による指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

２　条例第５条第１項の規定による指定を受けようとする者は、小田原市指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、事業管理者に提出しなければならない。

（1）　誓約書（様式第２号）

（2）　法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し

第４条　（指定の基準）

事業管理者は、条例第５条第１項の規定による指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、当該指定をしなければならない。

（1）　事業所ごとに、第 10 条第１項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

（2）　次に掲げる機械器具を有する者であること。

ア　金切りのこその他の管の切断用の機械器具

イ　やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ウ　トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ　水圧テストポンプ

（3） 次のいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ　水道法（昭和32年法律第177号）に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

ウ　第７条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

エ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ　法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

第５条　（指定給水装置工事事業者証）

事業管理者は、条例第５条第１項の規定による指定をしたときは、速やかに、小田原市指定給水装置工事事業者証（様式第３号。以下この条において「事業者証」という。）を交付するものとする。

2　指定給水装置工事事業者は、事業者証を亡失し、又は損傷したときは、小田原市指定給水装置工事事業者証再交付申請書（様式第４号）を事業管理者に提出し、再交付を受けなければならない。

3　指定給水装置工事事業者は、次条第１項の規定により事業の廃止の届出をしたとき又は第７条の規定による指定の取消しを受けたときは、事業者証を事業管理者に返納しなければならない。

4　指定給水装置工事事業者は、次条第１項の規定により事業の休止の届出をしたとき又は第８条の規定による指定の停止を受けたときは、事業者証を事業管理者に提出しなければならない。

第６条　（変更の届出等）

指定給水装置工事事業者は、次に掲げる事項に変更があったとき又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、その旨を事業管理者に届け出なければならない。

（1） 事業所の名称及び所在地

（2） 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（3） 法人にあっては、役員の氏名

（4） 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者免状の交付番号

2　前項の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から30日以内に小田原市指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、事業管理者に提出しなければならない。

（1） 前項第２号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し

（2） 前項第３号に掲げる事項の変更の場合には、誓約書及び登記事項証明書

3　第１項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、小田原市指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第６号）を事業管理者に提出しなければならない。

第７条　（指定の取消し）

事業管理者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第５条第１項の規定による指定を取り消すことができる。

（1） 第４条各号に適合しなくなったとき。

（2） 第10条の規定に違反したとき。

（3） 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

（4） 第 13 条各号に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。

（5） 第 17 条の規定による事業管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

（6） 第 18 条の規定による事業管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

（7） その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

（8） 不正の手段により条例第５条第１項の規定による指定を受けたとき。

第８条　（指定の停止）

事業管理者は、指定給水装置工事事業者が前条各号のいずれかに該当する場合において、当該指定給水装置工事事業者に特段の事情があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、６月を超えない期間を定め条例第５条第１項の規定による指定の効力を停止することができる。

第９条　（一般に周知させる措置）

事業管理者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

（1） 条例第５条第１項の規定による指定をしたとき。

（2） 第６条第１項の規定による届出（同項第１号又は第２号に係るものに限る。）があったとき。

（3） 第７条の規定による指定の取消しをしたとき。

（4） 前条の規定による指定の停止をしたとき。

第３章　給水装置工事主任技術者

第 10 条　（給水装置工事主任技術者の選任）

指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、次条各号に掲げる職務をさせるため、水道法第 25 条の５第１項の規定により給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

2　前項の規定による選任は、条例第５条第１項の規定による指定を受けた日から２週間以内に行わなければならない。

3　指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から２週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

4　指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

5　指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第７号）により事業管理者に届け出なければならない。

第 11 条　（給水装置工事主任技術者の職務）

給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

（1） 給水装置工事に関する技術上の管理

（2） 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

（3） 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第５条に規

定する基準に適合していることの確認

（4） 給水装置工事に関し、事業管理者との次に掲げる連絡又は調整

ア　配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ　条例第６条に規定する工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整

ウ　給水装置工事（軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡

2　給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

第 12 条　（構造及び材質の確認）

給水装置工事主任技術者は、給水装置工事に係る給水装置に用いる給水管及び給水用具の構造及び材質が条例第６条の規定により事業管理者に指定されたときは、当該給水管及び給水用具が当該指定された構造及び材質であることの確認を行わなければならない。

第４章　指定給水装置工事事業者の義務

第 13 条　（事業の運営の基準）

指定給水装置工事事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

（1） 給水装置工事（軽微な変更を除く。）ごとに、第 10 条第１項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して第 11 条第１項各号に掲げる職務及び前条の確認を行う者を指名すること。

（2） 条例第６条に規定する工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

（3） 条例第６条の規定により事業管理者が指示した工法、工期その他の工事上の条件に適合するように同条に規定する工事を施行すること。

（4） 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

（5） 次に掲げる行為を行わないこと。

ア　水道法施行令第５条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ　給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

（6） 施行した給水装置工事（軽微な変更を除く。）ごとに、第１号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から３年間保存すること。

ア　施主の氏名又は名称

イ　施行の場所

ウ　施行完了年月日

エ　給水装置工事主任技術者の指名

オ　竣工図

カ　給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ　第 11 条第１項第３号の確認の方法及びその結果

第 14 条　（設計の審査）

指定給水装置工事事業者は、条例第５条第２項の審査を受けようとするときは、小田原市水道給水条例施行規程（平成３年小田原市水道局管理規程第４号）第２条に規定する給水装置工事施行承認願に設計図その他事業管理者が必要と認める書類を添えて、事業管理者に提出しなければならない。

第 15 条　削除

第 16 条　（給水装置工事の検査）

指定給水装置工事事業者は、条例第５条第２項に規定する給水装置工事の検査（以下「給水装置工事の検査」という。）を受けようとするときは、給水装置工事完了後速やかに、給水装置工事検査申込書（様式第８号）を事業管理者に提出しなければならない。

２　事業管理者は、給水装置工事の検査の結果、給水装置工事に不備があると認めるときは、当該給水装置工事に係る指定給水装置工事事業者に対し、期間を指定して手直しを要求することができる。

３　指定給水装置工事事業者は、前項の手直しを要求されたときは、同項に規定する指定期間内にこれを行い、改めて給水装置工事の検査を受けなければならない。

第 17 条　（給水装置工事主任技術者の立会い）

事業管理者は、給水装置工事の検査又は条例第 30 条の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置工事又は当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

第 18 条　（報告又は資料の提出）

事業管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第５章　雑則

第 19 条　（講習会）

事業管理者は、給水装置工事の施行に関する知識及び技術の向上のために、指定給水装置工事事業者、給水装置工事主任技術者その他給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施することができる。

第 20 条　（実施細目）

この規程の施行に関し必要な事項は、事業管理者が別に定める。

＝　附則は、省略　＝

１－１０．小田原市 上水道配管工事規程

廃止のため削除

１－１１．神奈川県水道法施行細則（抜粋）

昭和 55 年３月 31 日　規則第 40 号

最終改正　平成 29 年３月 31 日　規則第 58 号

神奈川県水道法施行細則

神奈川県水道法施行細則をここに公布する。

第１条　（事務の委任）

水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）及び水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号。以下「省令」という。）に基づく次に掲げる事務は、保健福祉事務所長に委任する。

（1）　法第 32 条の規定により確認をすること。

（2）　法第 33 条第３項の規定により届出を受理すること。

（3）　法第 34 条第１項において準用する法第 13 条第１項の規定による専用水道の給水を開始する旨の届出を受理すること。

（4）　法第 34 条第１項において準用する法第 24 条の３第２項の規定による水道の管理に関する技術上の業務を委託したときの届出及び委託に係る契約が効力を失つたときの届出を受理すること。

（5）　法第 36 条第１項の規定により専用水道の水道施設を改善すべき旨を指示すること。

（6）　法第 36 条第２項の規定により専用水道について水道技術管理者を変更すべきことを勧告すること。

（7）　法第 36 条第３項の規定により清掃その他の必要な措置をとるべき旨を指示すること。

（8）　法第 37 条の規定により専用水道又は簡易専用水道による給水を停止すべきことを命ずること。

（9）　法第 39 条第２項の規定により専用水道の布設又は管理について必要な報告を徴し、及び職員に専用水道の工事現場、事務所又は水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質等を検査させること。

(10)　法第 39 条第３項の規定により必要な報告を徴し、及び職員に施設のある場所又は設置者の事務所に立ち入らせ、施設、水質又は必要な帳簿書類を検査させること。

(11)　法第 48 条の規定により法第 32 条、第 36 条及び第 37 条に規定する権限を行うこと。

第２条　（事業経営認可申請書）

法第６条第１項又は第 26 条の規定による認可の申請は、水道（水道用水供給）事業経営認可申請書（第１号様式）により行うものとする。

第３条　（事業経営認可申請書記載事項変更届）

法第７条第３項又は第 27 条第３項の規定による届出は、水道（水道用水供給）事業経営認可申請書記載事項変更届（第２号様式）により行うものとする。

第４条　（事業変更認可申請書）

法第 10 条第１項又は第 30 条第１項の規定による変更認可の申請は、水道（水道用水供給）事業変更認可申請書（第３号様式）により行うものとする。

第５条　（事業変更届）

法第 10 条第３項又は第 30 条第３項の規定による届出は、水道（水道用水供給）事業変更届（第４号様式）

により行うものとする。

第６条　（休止又は廃止の許可申請書）

法第 11 条第１項（法第 31 条において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けようとする水道事業者又は水道用水供給事業者は、水道（水道用水供給）事業休止（廃止）許可申請書（第５号様式）を知事に提出しなければならない。

第７条　（事業廃止届）

法第 11 条第２項（法第 31 条において準用する場合を含む。）の規定により届出をしようとする水道事業者又は水道用水供給事業者は、水道（水道用水供給）事業廃止届（第６号様式）を知事に提出しなければならない。

第８条　（布設工事監督者設置等の報告）

水道事業者又は水道用水供給事業者は、水道の布設工事につき、法第 12 条第１項（法第 31 条において準用する場合を含む。）の規定による監督業務を行うべき者（以下「布設工事監督者」という。）を設置したときは、速やかに布設工事監督者設置報告書（第７号様式）により知事に報告しなければならない。

２　水道事業者又は水道用水供給事業者は、布設工事監督者を変更したときは、速やかに布設工事監督者変更報告書（第８号様式）により知事に報告しなければならない。

第９条　（給水開始届）

法第 13 条第１項（法第 31 条及び第 34 条第１項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、給水開始届（第９号様式）により行うものとする。

第 10 条　（料金変更届等）

法第 14 条第５項の規定による届出は、料金変更届（第 10 号様式）により行うものとする。

２　法第 14 条第６項の規定により認可を受けようとする水道事業者は、供給条件変更認可申請書（第 11 号様式）を知事に提出しなければならない。

第 11 条　（水道技術管理者設置等の報告）

水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者は、法第 19 条第１項（法第 31 条及び第 34 条第１項において準用する場合を含む。）の規定による水道技術管理者を設置したときは、速やかに水道技術管理者設置報告書（第 12 号様式）により知事（専用水道にあつては、当該設置場所を管轄する保健福祉事務所長。次項において同じ。）に報告しなければならない。

２　水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者は、水道技術管理者を変更したときは、速やかに水道技術管理者変更報告書（第 13 号様式）により知事に報告しなければならない。

第 12 条　（水質検査結果書等の提出）

水道事業者又は水道用水供給事業者は、法第 20 条第１項（法第 31 条において準用する場合を含む。）の規定により水質検査（省令第 15 条第１項第１号イの検査を除く。以下「水質検査」という。）を行つたときは、速やかに当該水質検査の結果を記載した書類（以下「水質検査結果書」という。）を当該事業者の主たる事務所（以下「水道事務所」という。）の所在地を管轄する保健福祉事務所長（当該水道事務所の所在地が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ケ崎市又は寒川町の区域にある場合は、知事）に提出しなければならない。

２　専用水道の設置者は、法第 34 条第１項において準用する法第 20 条第１項の規定により水質検査を行つたときは、速やかに水質検査結果書を当該専用水道の設置場所を管轄する保健福祉事務所長に提出しなければなら

ない。

3　第１項の規定により水質検査結果書の提出を受けた保健福祉事務所長は、毎月取りまとめの上水質検査月報（第 14 号様式）を作成し、翌月の末日までに知事に提出しなければならない。

第 13 条　（記録作成の様式）

法第 20 条第２項（法第 31 条及び第 34 条第１項において準用する場合を含む。）の規定による記録は、第 15 号様式に準じて作成するものとする。

第 14 条　（給水の緊急停止報告）

水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道若しくは簡易専用水道の設置者は、法第 23 条第１項（法第 31 条及び第 34 条第１項において準用する場合を含む。）又は省令第 55 条第４号の規定により給水の緊急停止を行つたときは、給水緊急停止報告書（第 16 号様式）により直ちに知事（専用水道又は簡易専用水道にあつては、当該設置場所を管轄する保健福祉事務所長）に報告しなければならない。

第 15 条　（業務委託開始等の届出）

法第 24 条の３第２項（法第 31 条及び第 34 条第１項において準用する場合を含む。）の規定による業務を委託したときの届出は業務委託開始届（第 17 号様式）により、業務に係る契約が効力を失つたときの届出は業務委託契約失効届（第 18 号様式）により行うものとする。

第 16 条　（専用水道布設工事確認申請書）

法第 32 条の規定による確認の申請は、専用水道布設工事確認申請書（第 19 号様式）により行うものとする。

第 17 条　（確認申請書記載事項変更届）

法第 33 条第３項の規定による届出は、専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届（第 20 号様式）により行うものとする。

第 18 条　（専用水道の廃止の届け）

専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときは、速やかに専用水道廃止届（第 21 号様式）により当該専用水道の設置場所を管轄する保健福祉事務所長に届け出なければならない。

第 19 条　（簡易専用水道の設置の届け）

簡易専用水道を設置した者は、速やかにその旨を簡易専用水道設置届（第 22 号様式）により当該簡易専用水道の設置場所を管轄する保健福祉事務所長に届け出なければならない。

第 20 条　（簡易専用水道の変更の届け）

簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道設置届の記載事項（次に掲げる事項に限る。）に変更を生じたときは、速やかに簡易専用水道変更届（第 23 号様式）により当該簡易専用水道の設置場所を管轄する保健福祉事務所長に届け出なければならない。

（１）　建築物の名称

（２）　設置者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

第 21 条　（簡易専用水道の廃止の届け）

簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道を廃止したときは、速やかにその旨を簡易専用水道廃止届（第 24 号様式）により当該簡易専用水道の設置場所を管轄する保健福祉事務所長に届け出なければならない。

第 22 条　（書類の経由）

法又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、水道事務所の所在地を管轄する保健福祉事務所長を経由しなければならない。ただし、水道事務所の所在地が、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀

市、藤沢市、茅ケ崎市又は寒川町の区域にある場合は、この限りでない。

＝　附則は、省略　＝

１－１２．神奈川県小規模水道 及び 小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（抜粋）

平成７年３月 14 日　条例第７号

最終改正　平成 29 年３月 31 日条例第 33 号

小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例をここに公布する。

目　次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　小規模水道（第３条～第 13 条）
第３章　小規模受水槽水道（第 14 条～第 16 条）
第４章　監督（第 17 条～第 19 条）
第５章　雑則（第 20 条～第 22 条）
第６章　罰則（第 23 条～第 26 条）
附則

第１章　総則

第１条　（目的）

この条例は、小規模水道の布設及び管理並びに小規模受水槽水道の管理について、環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

第２条　（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）　水道　導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に設置されたものを除く。

（2）　小規模水道　水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第３条第２項に規定する水道事業（以下「水道事業」という。）の用に供する水道及び同条第６項に規定する専用水道（以下「専用水道」という。）以外の水道であって、地下水又は表流水を水源とし、居住に必要な水を供給するものをいう。ただし、専ら一戸の住宅に供給するものを除く。

（3）　小規模受水槽水道　水道事業の用に供する水道、専用水道及び法第３条第７項に規定する簡易専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水を受けるための水槽を有するものをいう。ただし、専ら一戸の住宅に供給するもの及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第２条第１項に規定する特定建築物に供給するものを除く。

（4）　小規模水道施設　小規模水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設であって、当該水道の設置者の管理に属するものをいう。

（5） 小規模水道の布設工事　小規模水道施設の新設又は規則で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。

第２章　小規模水道

第３条　（水質基準）

小規模水道により供給される水は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

（1） 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。

（2） シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。

（3） 銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。

（4） 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。

（5） 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。

（6） 外観は、ほとんど無色透明であること。

2　前項各号の基準に関して必要な事項は、規則で定める。

第４条　（施設基準）

小規模水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該小規模水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、取水施設及び浄水施設は、それぞれ次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

（1） 取水施設　できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。

（2） 浄水施設　原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する浄水を得るのに必要な沈でん池、ろ過池、消毒設備その他の設備を備えていること。

2　小規模水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

第５条　（確認）

小規模水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が前条の規定による施設基準に適合するものであることについて、知事の確認を受けなければならない。

第６条　（確認の申請）

前条の確認の申請をするには、申請書に、工事の概要書その他規則で定める書類（図面を含む。）を添えて、知事に提出しなければならない。

2　前項の工事の概要書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（1） 水源の種別及び取水地点

（2） 原水の水質試験結果

（3） 小規模水道施設の概要

（4） 浄水方法

3　知事は、第１項の申請があった場合において、当該工事の設計が第４条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添付書類によっては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を示して、申請者にその旨を通知しなければならない。

4　前項の通知は、第１項の申請があった日から起算して 20 日以内に、書面をもってしなければならない。

第７条　（給水開始前の届出及び水質検査）

小規模水道の設置者は、布設工事を完了した場合において、当該布設工事に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出て、かつ、規則で定めるところにより、水質検査を行わなければならない。

２　小規模水道の設置者は、前項に規定する水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、その検査を行った日から起算して５年間、これを保存しなければならない。

第８条　（変更及び廃止の届出）

小規模水道の設置者は、第６条第１項に規定する申請書に記載した事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。小規模水道を廃止したときも、同様とする。

第９条　水質検査）

小規模水道の設置者は、その供給する水について、１年以内ごとに１回、規則で定めるところにより、定期の水質検査を行わなければならない。

２　小規模水道の設置者は、その供給する水が第３条の規定による水質基準に適合しないおそれがあるときは、規則で定めるところにより、臨時の水質検査を行わなければならない。

３　小規模水道の設置者は、前２項に規定する水質検査を行ったときは、規則で定めるところにより、当該水質検査の結果を、速やかに知事に届け出なければならない。

第 10 条　（衛生上の措置）

小規模水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、衛生上必要な措置を講じなければならない。

（１）　取水場、貯水池、導水きょ、浄水場、配水池及びポンプ井は、常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にすること。

（２）　前号の施設には、必要に応じてさくを設け、又はかぎを掛ける等みだりに人及び動物が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。

（３）　原水の質により必要があるときは、規則で定めるところにより塩素消毒を行うこと。

第 11 条　（技術担当者の設置等）

小規模水道の設置者は、小規模水道の管理について技術上の業務を行わせるため、技術担当者を置かなければならない。ただし、自ら技術担当者となることを妨げない。

２　小規模水道の設置者は、技術担当者を置いたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。技術担当者を変更したときも、同様とする。

第 12 条　（技術担当者の業務等）

技術担当者は、第９条第１項及び第２項並びに第 10 条第３号の規定による検査及び消毒に関する業務のほか、施設の点検その他適正な水質管理を行うために必要な業務に従事するものとする。

２　小規模水道の設置者は、技術担当者に前項の業務に従事するために必要な知識を習得させるために、知事の指定する講習を受けさせなければならない。

第 13 条　（給水の緊急停止）

小規模水道の設置者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

２　小規模水道の設置者は、前項の規定により給水を停止したときは、規則で定めるところにより、直ちにその

旨を知事に届け出なければならない。

第３章　小規模受水槽水道

第 14 条　（給水開始の届出）

小規模受水槽水道の設置者は、当該小規模受水槽水道の給水を開始したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

第 15 条　（変更又は廃止の届出）

小規模受水槽水道の設置者は、前条の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。小規模受水槽水道を廃止したときも、同様とする。

第 16 条　（管理基準等）

小規模受水槽水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、その水道を管理しなければならない。

（1）　水槽の清掃を１年以内ごとに１回、定期に行うこと。

（2）　有害物、汚水等による水の汚染を防止するために水槽の点検その他必要な措置を講ずること。

（3）　給水栓における水の色、濁り、におい、味その他規則で定める事項に関する検査を随時行い、供給する水に異常を認めたときは、規則で定めるところにより水質検査を行うこと。

（4）　供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

2　小規模受水槽水道の設置者は、当該小規模受水槽水道の管理について、規則で定めるところにより、１年以内ごとに１回、知事の指定する者の検査を受けなければならない。ただし、水槽の有効容量が８立方メートル以下の小規模受水槽水道についてはこの限りでない。

3　小規模受水槽水道の設置者は、前項の規定による検査を受けたときは、これに関する記録を作成し、検査を受けた日から起算して３年間、これを保存しなければならない。

第４章　監督

第 17 条　（改善命令等）

知事は、小規模水道について、当該小規模水道施設が第４条の規定による施設基準に適合していないと認めるときは、当該小規模水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を命ずることができる。

2　知事は、小規模水道の設置者が第７条第１項に規定する水質検査を実施しないで給水を開始したときは、知事の行う水質検査を受けるべき旨を命ずることができる。

3　知事は、小規模水道の設置者が第９条第１項又は第２項に規定する検査を実施しないときは、知事の行う水質検査を受けるべき旨を命ずることができる。

4　知事は、小規模水道の衛生上の措置が第 10 条の基準に適合していないと認めるときは、当該小規模水道の設置者に対して、期間を定めて、当該小規模水道の管理に関し、消毒その他の必要な衛生上の措置を採るべき旨を命ずることができる。

5　知事は、小規模受水槽水道の管理が第 16 条第１項の規定による管理基準に適合していないと認めるときは、当該小規模受水槽水道の設置者に対して、期間を定めて、当該小規模受水槽水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

第 18 条　（給水停止命令）

知事は、小規模水道又は小規模受水槽水道の設置者が、前条第１項、第４項又は第５項の規定による命令に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の健康を害すると認めるときは、その命令に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。

第 19 条　（報告の徴収及び立入検査）

知事は、小規模水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模水道の設置者から小規模水道の工事の施行状況若しくは管理の実施状況について必要な報告を求め、又は当該職員をして小規模水道の工事現場、小規模水道施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、工事の施行状況、小規模水道施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。

２　知事は、小規模受水槽水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模受水槽水道の設置者から小規模受水槽水道の管理について必要な報告を求め、又は当該職員をして小規模受水槽水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。

３　前２項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　第１項又は第２項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第５章　雑則

第 20 条　（地位の承継の届出）

相続、合併、分割、譲渡その他の事由により、小規模水道又は小規模受水槽水道の所有権その他施設の管理に関する権原を取得し、設置者の地位を承継した者は、当該承継の日から起算して 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

第 21 条　（適用除外）

この条例は、市及び寒川町の区域内においては適用しない。

第 22 条　（委任）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第６章　罰則

第 23 条

第 13 条第１項の規定に違反した者は、10 万円以下の罰金に処する。

第 24 条

次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の罰金に処する。

（1）　第５条の規定による確認を受けないで工事に着手した者

（2）　第 16 条第２項の規定に違反した者

（3）　第 17 条第２項又は第３項の規定による命令に違反した者

（4）　第 18 条の規定による給水停止命令に違反した者

第 25 条

第 19 条第１項又は第２項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、２万円以下の罰金に処する。

第 26 条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前３条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

＝　附則は、省略　＝

１－１３．小田原市小規模水道 及び 小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

平成 24 年 12 月 17 日条例第 25 号

小田原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　小規模水道（第３条～第 11 条）
第３章　小規模受水槽水道（第 12 条～第 14 条）
第４章　監督（第 15 条～第 17 条）
第５章　雑則（第 18 条・第 19 条）
第６章　罰則（第 20 条～第 23 条）
附則

第１章　総則

第１条　（目的）

この条例は、小規模水道の布設及び管理並びに小規模受水槽水道の管理について環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

第２条　（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　水道　水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第３条第１項に規定する水道をいう。

（２）　小規模水道　法第３条第２項に規定する水道事業（次号において「水道事業」という。）の用に供する水道及び同条第６項に規定する専用水道（次号において「専用水道」という。）以外の水道であって、地下水又は表流水を水源として居住に必要な水を供給するものをいう。ただし、専ら１戸の住宅に供給するものを除く。

（３）　小規模受水槽水道　水道事業の用に供する水道、専用水道及び法第３条第７項に規定する簡易専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水を受けるための水槽（以下「受水槽」という。）を有するものをいう。ただし、専ら１戸の住宅に供給するもの及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第２条第１項に規定する特定建築物に供給するものを除く。

（４）　小規模水道施設　小規模水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設であって、当該小規模水道の設置者の管理に属するものをいう。

（５）　布設工事　小規模水道施設の新設又は規則で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。

（６）　設置者　小規模水道又は小規模受水槽水道（以下「小規模水道等」という。）の所有者又は所有者以外の者で当該小規模水道等の管理に関する権原を有するものをいう。

第２章　小規模水道

第３条　（水質基準）

小規模水道により供給される水は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

（１）　病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。

（２）　シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。

（３）　銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。

（４）　異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。

（５）　異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。

（６）　外観は、ほとんど無色透明であること。

２　前項各号の基準に関して必要な事項は、規則で定める。

第４条　（施設基準）

小規模水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該小規模水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、取水施設及び浄水施設は、それぞれ次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

（１）　取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。

（２）　浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要な沈殿池、濾(ろ)過池、消毒設備その他の設備を備えていること。

２　小規模水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

第５条　（確認）

布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が前条の規定による施設基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。

第６条　（確認の申請）

前条の確認の申請をするときは、申請書に、工事の概要書その他規則で定める書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

２　前項の工事の概要書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（１）　水源の種別及び取水地点

（２）　原水の水質試験結果

（３）　小規模水道施設の概要

（４）　浄水方法

３　市長は、第１項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第４条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添付書類及び図面によっては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、申請者にその旨を通知しなければならない。

４　前項の規定による通知は、第１項の申請を受理した日から起算して 30 日以内に、書面をもってしなければならない。

第７条　（給水開始前の水質検査及び届出）

小規模水道の設置者は、布設工事を完了した場合において、当該布設工事に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより水質検査を行い、その結果を証明する書類を添えて、市長に給水を開始する旨を届け出なければならない。

２　小規模水道の設置者は、前項の水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、当該水質検査を行った日から起算して５年間、これを保存しなければならない。

第８条　（変更等の届出）

小規模水道の設置者は、第６条第１項に規定する申請書並びに工事の概要書その他規則で定める書類及び図面に記載した事項に変更があったとき、又は当該小規模水道を廃止したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

第９条　（水質検査）

小規模水道の設置者は、当該小規模水道により供給する水について、１年以内ごとに１回、規則で定めるところにより、定期の水質検査を行わなければならない。

２　小規模水道の設置者は、当該小規模水道により供給する水が第３条の規定による水質基準に適合しないおそれがあるときは、規則で定めるところにより、臨時の水質検査を行わなければならない。

３　小規模水道の設置者は、前２項に規定する水質検査を行ったときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該水質検査の結果を市長に届け出なければならない。

第 10 条　（衛生上の措置）

小規模水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、衛生上必要な措置を講じなければならない。

（１）　小規模水道施設は、常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にすること。

（２）　小規模水道施設には、必要に応じて柵を設け、又は鍵を掛ける等みだりに人及び動物が立ち入って水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

（３）　原水の質により必要があるときは、規則で定めるところにより、塩素消毒を行うこと。

第 11 条　（給水の緊急停止等）

小規模水道の設置者は、当該小規模水道により供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに、給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

２　前項の規定により給水を停止したときは、小規模水道の設置者は、直ちに、その旨を市長に報告しなければならない。

第３章　小規模受水槽水道

第 12 条　（給水開始の届出）

小規模受水槽水道の設置者は、当該小規模受水槽水道の給水を開始したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

第 13 条　（変更等の届出）

小規模受水槽水道の設置者は、前条の規定により届け出た事項に変更があったとき又は当該小規模受水槽水道を廃止したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

第 14 条　（管理基準等）

小規模受水槽水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、当該小規模受水槽水道を管理しなければならない。

（1） 受水槽の清掃を１年以内ごとに１回、定期に行うこと。

（2） 有害物、汚水等による水の汚染を防止するために受水槽の点検その他必要な措置を講ずること。

（3） 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他規則で定める事項に関する検査を随時行い、供給する水に異常を認めたときは、規則で定めるところにより、水質検査を行うこと。

（4） 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに、給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

2　小規模受水槽水道の設置者は、当該小規模受水槽水道の管理について、１年以内ごとに１回、規則で定めるところにより、市長の指定する者の検査を受けなければならない。ただし、当該小規模受水槽水道の受水槽の有効容量が８立方メートル以下である場合は、この限りでない。

3　小規模受水槽水道の設置者は、前項の検査を受けたときは、これに関する記録を作成し、当該検査を受けた日から起算して３年間、これを保存しなければならない。

第４章　監督

第 15 条　（改善の指示等）

市長は、小規模水道施設が第４条の規定による施設基準に適合しなくなったと認めるときは、当該小規模水道の設置者に対し、期限を定めて、当該小規模水道施設を改善すべき旨を指示することができる。

2　市長は、小規模水道の設置者が第７条第１項の水質検査を実施しないで給水を開始したときは、期限を定めて、市長の指定する者の水質検査を受けるべき旨を命ずることができる。

3　市長は、小規模水道の設置者が第９条第１項又は第２項に規定する水質検査を実施しないときは、期限を定めて、市長の指定する者の水質検査を受けるべき旨を命ずることができる。

4　市長は、小規模水道の衛生上の措置が第 10 条の基準に適合していないと認めるときは、当該小規模水道の設置者に対し、期限を定めて、当該小規模水道の管理に関し、消毒その他の必要な衛生上の措置を採るべき旨を指示することができる。

5　市長は、小規模受水槽水道の管理が前条第１項の基準に適合していないと認めるときは、当該小規模受水槽水道の設置者に対し、期限を定めて、当該小規模受水槽水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

6　市長は、小規模受水槽水道の設置者が前条第２項に規定する市長の指定する者の検査を受けないで当該小規模受水槽水道を使用していると認めるときは、期限を定めて、その検査を受けるべき旨を命ずることができる。

第 16 条　（給水停止命令）

市長は、小規模水道等の設置者が、前条第１項、第４項又は第５項の規定による指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該小規模水道等の利用者の健康を害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該小規模水道等による給水を停止すべきことを命ずることができる。

第 17 条　（報告の徴収及び立入検査）

市長は、小規模水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、当該小規模水道の設置者に対し、工事の施行状況若しくは管理の実施状況について必要な報告を求め、又は当該職員に小規模水道の工事現場、小規模水道施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、工事の施行状況、小規模水道施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。

2　市長は、小規模受水槽水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、当該小規模受水槽水道の設置者に対し、小規模受水槽水道の管理について必要な報告を求め、又は当該職員に小規模受水槽水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。

3　前２項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4　第１項又は第２項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第５章　雑則

第 18 条　（地位の承継の届出）

相続、合併、譲渡その他の事由により、設置者の地位を承継した者は、当該承継の日から起算して 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第 19 条　（委任）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第６章　罰則

第 20 条

第 11 条第１項の規定に違反した者は、10 万円以下の罰金に処する。

第 21 条

次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の罰金に処する。

（1）　第５条の規定による市長の確認を受けないで布設工事に着手した者

（2）　第 15 条第２項、第３項又は第６項の規定による命令に違反した者

（3）　第 16 条の規定による給水停止命令に違反した者

第 22 条

第 17 条第１項又は第２項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、２万円以下の罰金に処する。

第 23 条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前３条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

＝　附則は、省略　＝

１－１４．小規模水道 及び 小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例 施行規則（抜粋）

平成 25 年 3 月 29 日　規則第 24 号

最終改正　平成 28 年 3 月 31 日　規則第 9 号

小田原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則

第１条　（趣旨）

この規則は、小田原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成 24 年小田原市条例第 25 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第２条　（小規模水道施設の増設又は改造の工事）

条例第２条第５号に規定する規則で定める増設又は改造の工事は、次に掲げるものとする。

（1）　取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

（2）　沈殿池、濾(ろ)過池、浄水池又は配水池の増設又は大規模な改造に係る工事

第３条　（小規模水道の水質基準）

条例第３条第２項に規定する規則で定める基準に関して必要な事項は、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号。以下「省令」という。）に定めるところによる。

第４条　（小規模水道の布設工事の確認）

条例第６条第１項の申請書は、小規模水道布設工事確認申請書（様式第１号）とする。

２　条例第６条第１項に規定する規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

（1）　居住に必要な水の供給を受ける者の区域を示した書類

（2）　配水系統図

（3）　取水施設及び浄水施設の構造図

（4）　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

３　条例第６条第３項の規定による通知は、当該工事の設計が施設基準に適合することを確認したときは小規模水道布設工事適合確認書（様式第２号）により、適合しないと認めたとき、又は申請書の添付書類及び図面によっては適合するかしないかを判断することができないときは小規模水道布設工事不適合（不確認）通知書（様式第３号）により行うものとする。

第５条　（小規模水道の給水開始前の水質検査及び届出）

条例第７条第１項の水質検査は、小規模水道により供給する水が条例第３条に規定する水質基準（以下「水質基準」という。）に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果に関する検査とする。

２　条例第７条第１項の規定による届出は、小規模水道給水開始届（様式第４号）により行わなければならない。

第６条　（小規模水道の変更等の届出）

条例第８条の規定による届出は、様式第５号により行わなければならない。

第７条　（小規模水道の定期及び臨時の水質検査）

条例第９条第１項の定期の水質検査は、小規模水道により供給する水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う省令の表の１の項、２の項、９の項、11 の項、38 の項及び

46 の項から 51 の項までの項の上欄に掲げる事項、消毒の残留効果並びに市長が特に必要と認めて指示する事項に関する検査とする。

2　条例第９条第２項の規定により行う臨時の水質検査は、省令の表の上欄に掲げる事項に関する検査とする。ただし、同表の上欄に掲げる事項に関する検査の一部を行う必要がないことが明らかである場合は、当該事項に関する検査を省略することができる。

3　条例第９条第３項の規定による届出は、小規模水道水質検査結果届（様式第６号）により行わなければならない。

第８条　（給水する水の塩素消毒）

条例第 10 条第３号の塩素消毒は、給水栓における水が遊離残留塩素を１リットルにつき 0.1 ミリグラム（結合残留塩素の場合は、１リットルにつき 0.4 ミリグラム）以上保持するように行わなければならない。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、１リットルにつき 0.2 ミリグラム（結合残留塩素の場合は、１リットルにつき 1.5 ミリグラム）以上でなければならない。

第９条　（給水の緊急停止の報告）

条例第 11 条第２項の規定による報告は、小規模水道施設給水緊急停止報告書（様式第７号）により行わなければならない。

第 10 条　（小規模受水槽水道の給水開始の届出）

条例第 12 条の規定による届出は、小規模受水槽水道給水開始届（様式第８号）により行わなければならない。

第 11 条　（小規模受水槽水道の変更等の届出）

条例第 13 条の規定による届出は、様式第５号により行わなければならない。

第 12 条　（小規模受水槽水道の水質検査）

条例第 14 条第１項第３号の水質検査は、小規模受水槽水道により供給する水が異常であるかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要と認められる事項に関する検査及び消毒の残留効果に関する検査とする。ただし、同表の上欄に掲げる事項に関する検査の一部を行う必要がないことが明らかである場合は、当該事項に関する検査を省略することができる。

第 13 条　（小規模受水槽水道の管理に関する検査）

条例第 14 条第２項の検査は、次に掲げる事項に関する検査とする。

（1）　受水槽及び高置水槽周囲の状態

（2）　受水槽及び高置水槽の本体、上部及び内部の状態

（3）　受水槽及び高置水槽のマンホール及びオーバーフロー管の状態

（4）　受水槽及び高置水槽の通気管及び水抜管の状態

（5）　給水管の状態

（6）　給水栓における臭気、味、色、色度及び濁度並びに残留塩素の状態

第 14 条　（身分証明書）

条例第 17 条第３項の身分を示す証明書は、小規模水道及び小規模受水槽水道立入検査証（様式第９号）とする。

第 15 条　（地位の承継の届出）

条例第18条の規定による届出は、設置者の地位承継届（様式第10号）により行わなければならない。

第16条　（委任）

この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

＝　附則は、省略　＝

１－１５．小田原市指定給水装置工事事業者の違反行為に関する事務処理要綱

平成 24 年 3 月 1 日

最終改正　平成 29 年 4 月 1 日

小田原市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

第１条　（趣旨）

この要綱は、小田原市指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年小田原市水道局管理規程第３号。以下「規程」という。）第７条各号に該当する行為及び水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の５第３項の違反（以下「違反行為」という。）に係る事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

第２条　（違反行為の調査）

給水課長（以下「課長」という。）は、指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者（以下「指定業者等」という。）が違反行為を行った疑いがあるときは、事実関係の調査を行う。

２　課長は、前項の調査に基づき、指定業者等の違反行為の事実が認められるときは、当該指定業者等に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導するとともに、てん末書の提出を求めるものとする。

３　課長は、第１項の規定による調査の結果及び前項の規定により提出されたてん末書の内容に基づき、違反行為報告書（様式第１号）を作成するものとする。

第３条　（違反行為に対する措置）

管理者は、違反行為の内容を検討し、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるとき（指定の取消し又は停止の処分（以下「処分」という。）を行わない場合に限る。）は、文書注意による指導を行うものとする。

２　管理者は、文書注意による指導を行った後、なお指定業者が違反行為を是正しないとき、又は再度処分を要しない違反行為の事実が認められるときは、文書警告による指導を行うものとする。

３　課長は、違反行為の内容を検討し、処分が必要と認められるときは、予定される処分の内容及び第６条の規定により設置される小田原市指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の開催の要否について、意見を付して水道局長に報告するものとする。

４　管理者は、違反行為の内容が処分に相当すると認められるときは、別表に定める処分基準に従い、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）　規程第７条の規定による指定の取消しの処分

（２）　規程第８条の規定による指定の効力の停止の処分

５　管理者は、次条の規定による聴聞又は弁明の機会の付与の結果及び審査委員会における審査の結果を考慮し、前項の処分を行わない場合において、違反行為を行った業者に対し、文書注意又は文書警告による指導を行うことができる。

６　管理者は、給水装置工事主任技術者に水道法第 25 条の５第３項に規定する給水装置工事主任技術者免状の返納命令に該当する違反があったと認められるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

第４条　（聴聞又は弁明の機会の付与）

管理者は、違反行為の内容が規定第７条又は規定第８条の規定による処分に相当すると認めるときは、当該処分の名あて人になるべき者について、意見陳述のための聴聞又は弁明の機会の付与に係る手続きを行うもの

とする。

第５条　（審査委員会の開催）

管理者は、第３条第３項の規定による報告又は前条の規定による聴聞及び弁明を受け、必要があると判断したときは、審査委員会に審査を求めるものとする。

第６条　（審査委員会の設置）

管理者は、第３条第４項の規定による処分に関し公正の確保と透明性を図るため審査委員会を設置する。

２　審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

３　委員長は水道局長の職にある者をもって充てる

４　委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

（１）　水道局副局長

（２）　水道局営業課長

（３）　水道局給水課長

（４）　水道局工務課長

（５）　水道局水質管理課長

（６）　水道技術管理者

５　委員長は、会務を総理する。

６　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、水道局副局長がその職務を代理する。

７　委員長は、事情を聴取し、又は意見を聞くため、必要があると認めるときは、関係職員、指定給水装置工事事業者その他関係者の委員会への出席を求めることができる。

８　審査委員会は、管理者による審査の要求を受けて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

９　委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

10　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11　委員会の庶務は、水道局給水課において処理する。

第７条　（処分等の通知）

管理者は、第３条第４項第１号又は第２号の処分を決定したときは、規程第９条の規定に基づき告示するとともに、処分決定通知書（様式第２号）により速やかに当該指定事業者に通知する。

２　管理者は、第３条第１項、第２項又は第５項の指導を決定したときは、行政指導通知書（様式３号）により、その旨を当該指定事業者に通知する。

第８条　（処分後の工事施行）

指定業者等は、第３条第４項の規定により処分を受けた場合において、施工中の給水装置工事があるときは、当該工事に限りこれを施工することができる。

附　則

この要綱は、平成 24 年３月１日から施行する。

附　則（平成 28 年４月１日）

この要綱は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則（平成 29 年４月１日）

この要綱は、平成 29 年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

違反項目	水道法の根拠条項	関係条項		違反行為の内容	処分内容
		水道法	水道法施行規則		
指定要件違反	第25条の11第１項第１号	第25条の３ 第１項第１号	第21条	１　事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定の取消し
		第１項第２号	第20条	２　厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定の取消し
		第１項第３号イ		３　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産の宣告を受けたとき。	指定の取消し
		第１項第３号ロ		４　水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者であることが判明したとき。	指定の取消し
		第１項第３号ハ		５　指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者であることが判明したとき。	指定の取消し
		第１項第３号二		６　業務に関し次に掲げる不正又は不誠実な行為をしたとき。	
				（１）管理者の承認を受けないで工事を施行したとき又は工事完成後、管理者の検査を受けなかったとき。	指定停止６月以下
				（２）無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	指定の取消し
				（３）道路掘削許可、道路使用許可等を受けずに工事を施行したとき	指定停止６月以下
				（４）施行上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定停止３月以下
				（５）施行上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定停止６月以下
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	第25条の11第１項第２号	第25条の４ 第１項 第２項	第21条 第１項 第２項 第３項	１　給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定の取消し
				２　給水装置工事主任技術者が２以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定停止３月以下
届出義務	第25条の11第	第25条の７	第34条	１　事業所の名称及び所在地	指定の取消し

違反	１項第３号			等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	
			第35条	２　休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し
事業の運営基準違反	第25条の11第１項第４号	第25条の８	第36条 第２号	１．配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有するものを従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させないとき。	指定停止１月以下
			第３号	２．管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	指定停止６月以下
			第５号イ	３．水道法施行令第５条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。 （令第５条：給水装置の構造及び材質の基準）	指定停止６月以下
			第５号ロ	４．給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定停止３月以下
			第６号	５．指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置工事ごとに工事記録を作成しなかったとき又は当該記録を作成の日から３年間保存しなかったとき。	指定停止３月以下
工事施行に関する義務違反	第25条の11第１項第５号	第25条の９		１　給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	指定停止３月以下
	第１項第６号	第25条の10		２　給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽	指定停止３月以下

	第１項第７号			の報告若しくは資料の提出をしたとき。 3　施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大きいとき。	指定停止６月以下
不正申請	第25条の11第１項第８号	第16条の２ 第１項第25条の２	第18条 第19条	1　不正の手段により指定給水装置工事事業者として指定を受けたとき。	指定の取消し

様式第１号（第２条関係）

違　反　行　為　報　告　書

年　　月　　日

小田原市水道事業管理者

小田原市長　様

小田原市水道局給水課長

給水装置工事施行場所	小田原市	
指定給水装置工事事業者	住所	
	氏名〔法人の場合は名称及び代表者の氏名〕	指定番号　第　　号 電話
	主任技術者	免許番号 氏名
給水装置工事申込者	住所	
	氏名〔法人の場合は名称及び代表者の氏名〕	
	電話番号	
工事の種別	□ 新設　□ 改造 □ 増設　□ 撤去　□　無届工事	
違反行為施行期間	年　月　日から　　年　月　日	
発見状況	発見年月日	年　月　日（ ）　時頃
	発見者	
違反行為の経過・理由		
現地調査（違反行為の写真添付）	調査日	年　月　日　時　分～　時　分
	担当職員	
	是正・指示内容	
	是正後の状況	
その他報告を要すると認められる事項		
措置の内容	□ 指定の取消し　□ 指定の停止　□　行政指導（警告・注意） □ 主任技術者免状返納命令報告書を厚生労働省に提出	

備考１　指定業者等から提出されたてん末書を添付すること。

２　簡易報告書として使用する場合は、記入できる範囲で可とする。

様式第２号（第７条関係）

処　分　決　定　通　知　書

番　　号
年　　月　　日

氏名又は名称
住所
代表者氏名　　様

小田原市水道事業
小田原市長　　印

小田原市指定給水装置工事事業者の処分について、小田原市指定給水装置工事事業者規程第７条・第８条の規定により、次のとおり決定したので、小田原市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第７条第１項の規定により通知します。

指定番号	
決定区分	１　小田原市指定給水装置工事事業者規程第７条の規定による指定の取消し
	２　小田原市指定給水装置工事事業者規程第８条の規定による指定の効力の停止 年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
理　　由	
備　　考	

この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。

様式第３号（第７条関係）

行　政　指　導　通　知　書

番　　号
年　　月　　日

氏名又は名称
住所
代表者氏名　　様

小田原市水道事業
小田原市長　　㊞

小田原市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第３条第１項・第２項・第５項の規定により、次のとおり警告・注意します。

指定番号	
指導内容及び理由	
備　　考	

１－１６．小田原市水道利用加入金等取扱要綱

昭和57年４月１日

最終改正　令和元年10月１日

小田原市水道利用加入金等取扱要綱

第１条　（趣旨）

この要綱は、水道利用加入金（以下「加入金」という。）及び給水装置工事に係る設計審査手数料（以下「設計審査手数料」という。）の取扱いについて、小田原市水道給水条例（平成２年小田原市条例第24号。以下「条例」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第２条　削除

第３条　（用語の意義）

条例第27条第１項第１号の表に規定する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　その他これらに準ずる法人　日本勤労者住宅協会（日本勤労者住宅協会法（昭和41年法律第133号）に定める日本勤労者住宅協会をいう。）をいう。

（２）　一般の住民のために建築する住宅　次に掲げる住宅をいう。

ア　地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社が、当該住宅の入居者の選定に当たって公募を原則として行うもので、当該法人が建築する公舎・社宅は含まない。

イ　日本勤労者住宅協会第23条第１号に規定する住宅

第４条　（加入金及び設計審査手数料の徴収方法）

加入金及び設計審査手数料は、給水装置工事施行承認願（小田原市水道給水条例施行規程（平成３年小田原市水道局管理規程第４号）に定める給水装置工事施行承認願をいう。）を審査し、受理した後、納付書を発した日から15日以内に指定した金融機関又は直接水道局に納付させるものとする。この場合において、納期限が次の各号に掲げる日のいずれかに当たるときは、これらの日の翌日をもって納期限とみなす。

（１）　日曜日又は土曜日

（２）　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（３）　12月29日から翌年の１月３日までの日（前号に掲げる日を除く。）

第５条　削除

第６条　（加入金の免除）

条例第29条の規定により加入金を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。この場合において、工事の申請者に水道利用加入金減額（免除）申請書（様式第１号）及び加入金の減額又は免除に必要な書類を提出させるものとする。

（１）　減額

ア　自治会が設置する公民館、集会所、児童遊園地等に給水装置を新設し、口径20ミリメートル以下の水道メーターを設置する場合は、当該メーター１個につき条例第27条第１項第１号の表に掲げる金額から50,000円を差し引いて得た額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率と該当税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率とを合計した率（以下「消費税率等」という。）に１を加えた率を乗じて得た額に減額するものとする。

イ　公共事業により、給水装置と水道メーター（子メーターを含む。）を撤去し、同時（水道事業管理者が認めた場合を除く。）に他の場所にこれらを新設しなければならない場合において、新設に係る加入金の額が撤去に係る加入金相当額より多いときは、撤去に係る加入金相当額を減額するものとする。

ウ　給水装置の所有者（次のエに定める共同住宅の給水装置の所有者を除く。）が給水装置及び水道メーターを撤去した後、同一敷地内にこれらを新設する場合において、新設する水道メーターの個数が撤去する水道メーターの個数以下であって、口径が増すときは、新設する水道メーターの個数分に対応する撤去する水道メーターの口径に係る加入金相当額を減額するものとする。

エ　共同住宅（１棟の中に２戸以上を有する住宅で、次に掲げる条件を備えているもの。以下同じ。）において、水道メーターによる検針を子メーターによる検針に切り替える場合で、子メーターに係る額が水道メーターに係る加入金相当額より多いときは、水道メーターに係る加入金相当額を減額するものとする。

（ア）　各戸ごとに独立して生計を営むことのできる構造を有し、専用の台所及び便所を備えていること。

（イ）　各戸ごとに給水栓又は給水用具を有すること。

（ウ）　各戸ごとに水道メーター又は子メーターを設置すること。

オ　申請者が工事の申込みの日の３年前から当該申込みの日まで引き続き小田原市に住所を有し、かつ、共同住宅の１戸を自己の居住の用に供するため、口径20ミリメートル以下の水道メーター（子メーターを含む。）を設置する場合において、当該住宅の給水目的が家庭用と認められるときは、条例第27条第１項第１号の表に掲げる金額から50,000円を差し引いて得た額に消費税率等に１を加えた率を乗じて得た額に減額するものとする。ただし、水道メーターと子メーターを設置する場合において、子メーターに係る額が水道メーターに係る額より多いときは、水道メーターに係る額を限度として減額する。

カ　共同住宅（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する共同住宅を除く。）において、水道メーターを改造する場合で、改造後の水道メーターに係る加入金相当額が子メーターに係る加入金相当額より多いときは、既設の水道メーターに係る加入金相当額と子メーターに係る加入金相当額との差額を減額するものとする。

キ　共同住宅（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する共同住宅を除く。）において、子メーターを増設する場合で、増設後の子メーターに係る加入金相当額が水道メーターに係る加入金相当額より多いときは、既設の水道メーターに係る加入金相当額と子メーターに係る加入金相当額との差額を減額するものとする。

ク　共同住宅（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する共同住宅を除く。）において、子メーターを増設し、併せて水道メーターを改造する場合で、水道メーターの改造に係る額と子メーターの増設に係る額のいずれか多い額に既設の水道メーター及び子メーターに係る加入金相当額のいずれか多い額を加えて得た額が、改造後の水道メーターに係る加入金相当額と増設後の子メーターに係る加入金相当額のいずれか多い額より多いときは、

その差額を減額するものとする。

ケ　共同住宅において、給水装置の所有者（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人を除く。）が給水装置と水道メーター（子メーターを含む。）を撤去した後、同一敷地内にこれらを新設する場合において、工事後の加入金の額が工事前の加入金相当額より多いときは、工事前の加入金相当額を減額するものとする。

コ　共同住宅（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する共同住宅を除く。）の給水装置をその所有者が同一敷地内において共同住宅以外の給水装置に改造する場合において、改造後の加入金相当額が改造前の加入金相当額より多いときは、改造前の加入金相当額を減額するものとする。共同住宅以外の給水装置を共同住宅の給水装置に改造する場合も、また同様とする。

サ　地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する住宅に子メーターを設置する場合において、水道メーターに係る額が子メーターに係る額より多いときは、その差額を減額するものとする。

シ　地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために共同住宅の給水装置と水道メーター（子メーターを含む。）を撤去した後、同一敷地内にこれらを新設する場合において、工事後の子メーターに係る加入金の額が工事前の子メーターに係る加入金相当額より多いときは、工事前の加入金相当額を減額するものとする。

ス　地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する住宅と同一棟に店舗を建て、それぞれに子メーター（口径20ミリメートル以下に限る。）を設置する場合は、一般の住民のために建築する住宅に係る子メーター１個につき条例第27条第１項第１号の表に掲げる金額から50,000円を差し引いて得た額に消費税率等に１を加えた率を乗じて得た額に減額するものとする。

セ　地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のための住宅を増築することにより子メーターを増設し、併せて水道メーターを改造する場合において、改造に係る額が増設に係る額より多いときは、その差額を減額するものとする。

（２）　免除

ア　共用栓として使用している給水装置を同一場所で専用栓に切り替える場合

イ　水道局で認めている私設水道メーターを同口径の水道メーターに切り替える場合

ウ　公共事業により、給水装置と水道メーター（子メーターを含む。）を撤去し、同時（水道事業管理者が認めた場合を除く。）にこれらを他の場所に新設しなければならない場合において、新設に係る加入金の額が撤去に係る加入金相当額以下であるとき。

エ　給水装置の所有者（共同住宅の給水装置の所有者を除く。）が給水装置及び水道メーターを撤去した後、同一敷地内にこれらを新設する場合において、新設する水道メーターの個数及び口径が撤去する水道メーターの個数及び口径（20ミリメートル以下の口径は、同口径とみなす。）以下であるとき。

オ　共同住宅において、水道メーターによる検針を子メーターによる検針に切り替える場合で、子メーターに係る額が水道メーターに係る加入金相当額以下であるとき。

カ　共同住宅（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する共同住宅を除く。）において、水道メーターを改造する場合で改造後の水道

メーターに係る加入金相当額が子メーターに係る加入金相当額以下であるとき又は子メーターを増設する場合で増設後の子メーターに係る加入金相当額が水道メーターに係る加入金相当額以下であるとき。

キ　共同住宅において、給水装置の所有者が給水装置と水道メーター（子メーターを含む。）を撤去した後、同一敷地内にこれらを新設する場合において、工事後の加入金の額が工事前の加入金相当額以下であるとき。

ク　共同住宅（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する共同住宅を除く。）の給水装置をその所有者が同一敷地内において共同住宅以外の給水装置に改造する場合において、改造後の加入金相当額が改造前の加入金相当額以下であるとき。共同住宅以外の給水装置を共同住宅の給水装置に改造する場合も、また同様とする。

ケ　地方公共団体が設置する公園、緑の広場、児童遊園地等に給水施設として、口径20ミリメートル以下の水道メーターを設置する場合

コ　地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する住宅に付帯する次に掲げる施設の給水施設

（ア）　児童遊園地

（イ）　集会所

（ウ）　足洗い場

（エ）　ごみ置場

（オ）　浄化槽及び排水処理施設

2　前項第１号ウ若しくはケ若しくはコ又は第２号エ若しくはカからクまでに該当する者として同項の適用を受けようとする者で、水道を利用する意思のない者以外のものは、速やかに同項の規定により水道利用加入金減額（免除）申請書及び加入金の減額又は免除に必要な書類を提出しなければならない。

3　前項第１号ウ若しくはケ若しくはコ又は第２号エ若しくはカからクまでに該当する者として同項の適用を受けようとする者で、水道を利用する意思のないものは、速やかに水道利用加入金減額（免除）申請に関する保留届（様式第２号）を提出しなければならない。

4　事業管理者は、第２項の規定による水道利用加入金減額（免除）申請書の提出があった場合を除き、前項の届出があった場合で給水装置を廃止した日から５年を経過しない間に第１項の規定による水道利用加入金減額（免除）申請書及び加入金の減額又は免除に必要な書類の提出があった場合に限り、同項第１号ウ若しくはケ若しくはコ又は第２号エ若しくはカからクまでに該当する者として減額又は免除することができる。

第７条　（工事の承認及び取消し）

工事の承認及び取消しは、次のとおりとする。

（1）　承認　工事の承認は、水道局で加入金が納付されたことを確認した後に行い、加入金等の納期限が過ぎても納付されないときは、当該工事を承認しない。

（2）　取消し　加入金に不足を生じ、その差額が納付されないものについては、その工事の承認を取り消すものとする。

＝附則は、省略＝

１－１７．自費工事による配水管等整備事業事務取扱要綱

自費工事による配水管等整備事業事務取扱要綱

平成 16 年４月１日

（趣旨）

第１条　この要綱は、小田原市水道事業給水条例（平成４年条例第 63 号。以下「条例」という。）第４条に規定する給水装置工事に併せ配水管その他の水道施設（以下「配水管等」という。）の整備を要する場合に、給水装置工事をしようする者（以下「申請者」という。）が小田原市水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）に申し込むことができる、配水管等自費工事の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、配水管等自費工事とは、申請者が自らの費用負担において口径５０ミリメートル以上の配水管等を事業管理者の指示する条件で施行し、工事完成後、当該工事に係る配水管等を、事業管理者に無償で譲渡する工事をいう。

（対象工事）

第３条　配水管等自費工事を施行することができるのは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1)　都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条に規定する開発行為に伴い必要となる配水管工事。

(2)　配水管等が設置されていない場所又はすでに設置されている配水管等が能力の限界に達している場所において配水管等工事で事業管理者がその場所の周辺の水の需要等を考慮して必要と認めるもの。

(3)　事業管理者が、特に必要と認めるもの。

（費用負担）

第４条　配水管等自費工事に要する費用は、申請者の負担とする。ただし、事業管理者が別に定める基準により、事業管理者がその費用の一部を負担する場合がある。また、既設給水管の取出し替えに係る工事は、事業管理者が施工し、その費用を負担する。

（工事施工者）

第５条　配水管等自費工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）は、小田原市指定給水装置工事事業者とする。ただし、事業管理者が特に必要と認めたときはこの限りではない。

（事前協議）

第６条　申請者は、配水管等自費工事を申し込もうとするときは、事前に位置図、水道管路情報管理図など事業管理者が必要と認める書類を提示の上、事業管理者と当該工事の適否について協議をしなければならない。

（申請及び承認）

第７条　前条の事前協議を終えた申請者が、配水管等自費工事を申し込もうとするときは、配水管等自費工事施行承認申請書（様式第１号）に次に挙げる書類を添えて事業管理者に申請しなければならない。

(1)　位置図

(2)　誓約書（様式第２号）

(3)　公図の写し

(4)　工事施工図面一式

(5)　主任技術者及び工事従事者等届出書（当該工事に配置する主任技術者及び管路工事に従事する技能講習修了者の氏名）及び資格者証の写し（様式第３号）

(6)　既設給水管の取出替え承諾書（様式第４号）

(7)　配水管等を設置する道路が私道のときは、土地無償使用承諾書（様式第５号）

(8)　前各号に揚げるもののほか、事業管理者が必要と認めるもの。

２　事業管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、配水管等自費工事施行承認書（様式第６号）により申請者に通知するものとする。この場合において、事業管理者は配水管等自費工事の施工に必要な条件を付すことができる。

（工事の着手）

第８条　申請者は、配水管等自費工事の承認を受けたときは、工事に着手しようとする日の３日前までに配水管等自費工事着手届（様式第７号）を事業管理者に提出しなければならない。

（工事の施工）

第９条　工事施工者は、小田原市水道局水道工事標準仕様書を遵守し、当該工事を安全に施行しなければならない。

２　工事施工者は、当該工事の施工に当たって建設業法第７条第２号に該当する者を主任技術者として従事させなければならない。ただし、事業管理者が適当と認めた場合は、この限りではない。

３　工事施工者は、当該工事に係る管路工事において、小田原市水道局水道工事標準仕様書で定められた各技能講習修了者を直接雇用し、現場従事させなければならない。

（使用材料の検査）

第 10 条　工事施工者は、使用材料について使用する前に配水管等使用材料確認願い（様式第８号）を事業管理者に提出したうえで、検査を受けなければならない。

（断水作業）

第 11 条　工事施行者は、配水管等の断水作業が生じるときは、あらかじめ事業管理者に承諾を得るとともに、関係する住民に対し十分な周知をする。

（通水作業）

第 12 条　工事施行者は、配水管等の通水作業等を実施するときは、事業管理者の立会いを求めるものとする。

（変更申請）

第 13 条　申請者は、申請内容に変更が生じた場合には、速やかに変更申請書に必要な書類を添えて事業管理者に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、事業管理者が行う変更承認通知については、第７条の規定を準用する。

（工事の中止）

第 14 条　申請者は、工事を中止せざるを得なくなった場合には、速やかに配水管等自費工事中止届（様式第９号）を事業管理者に提出しなければならない。

（工事の完成及び検査）

第 15 条　申請者は、配水管等自費工事が完成したときは、その日から７日以内に、配水管等自費工事完成届（様式第 10 号）に次に揚げる書類を添えて事業管理者に提出し、当該工事担当者の主任技術者を立ち会わせて、事業管理者

の完成を確認するための検査を受けなければならない。

(1)　配水管等水道施設譲渡届（様式第 11 号）

(2)　配水管等完成図面（竣工図、オフセット図等）

(3)　工事施工写真

(4)　前各号に揚げるもののほか、事業管理者が必要と認めるもの。

２　事業管理者は、検査を実施したときは配水管等自費工事完成検査調書（様式第 12 号）を作成し、申請者に配水管等自費工事完成検査結果通知書（様式第 13 号）で検査済であることを通知するものとする。

３　事業管理者は、検査を実施し手直しが必要とする箇所があると認めたときは、配水管等自費工事手直し指示書（様式第 14 号）により、申請者に工事の手直しを指示するものとする。

４　申請者は、手直し完了期限までに手直しを完了させ、完了を事業管理者に連絡し、手直し工事の検査を受けなければならない。

（配水管等の譲渡）

第 16 条　申請者は、配水管等の完成検査に合格したときは、速やかに配水管等譲渡届を事業管理者に提出するものとする。

（かし担保）

第 17 条　事業管理者は、無償譲渡された水道施設にかしがあるときは、申請者に対しそのかしの補修の請求ができるものとする。ただし、かしが重要でなく、かつ、その補修に過分の費用を要するときは、事業管理者は、補修を請求することができない。

２　前項の規定によるかしの補修の請求は、無償譲渡を受けた日から２年間とする。

附　則（平成 16 年４月１日）

この要綱は平成１６年４月１日から施行する。

附　則（令和２年４月１日）

この要綱は令和２年４月１日から施行する。

２．関係法令・各種基準、仕様書

２－１．建築基準法 施工令（抜粋）

昭和二十五年政令第三百三十八号

建築基準法施行令

内閣は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定に基き、この政令を制定する。

目　次

第一章　総則

第一節　用語の定義等（第一条―第二条の二）

第二節　建築基準適合判定資格者検定（第二条の三―第八条の三）

第二節の二　構造計算適合判定資格者検定（第八条の四―第八条の六）

第二節の三　建築基準関係規定（第九条）

第二節の四　特定増改築構造計算基準等（第九条の二・第九条の三）

第三節　建築物の建築に関する確認の特例（第十条）

第三節の二　中間検査合格証の交付を受けるまでの共同住宅に関する工事の施工制限（第十一条・第十二条）

第三節の三　検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限（第十三条・第十三条の二）

第三節の四　建築監視員（第十四条）

第三節の五　保安上危険な建築物等に対する措置（第十四条の二）

第四節　損失補償（第十五条）

第五節　定期報告を要する建築物等（第十六条―第十八条）

第二章　一般構造

第一節　採光に必要な開口部（第十九条・第二十条）

第一節の二　開口部の少ない建築物等の換気設備（第二十条の二・第二十条の三）

第一節の三　石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置（第二十条の四―第二十条の九）

第二節　居室の天井の高さ、床の高さ及び防湿方法（第二十一条・第二十二条）

第二節の二　地階における住宅等の居室の防湿の措置等（第二十二条の二）

第二節の三　長屋又は共同住宅の界壁の遮音構造（第二十二条の三）

第三節　階段（第二十三条―第二十七条）

第四節　便所（第二十八条―第三十五条）

第三章　構造強度

第一節　総則（第三十六条―第三十六条の四）

第二節　構造部材等（第三十七条―第三十九条）

第三節　木造（第四十条―第五十条）

第四節　組積造（第五十一条―第六十二条）

第四節の二　補強コンクリートブロツク造（第六十二条の二―第六十二条の八）
第五節　鉄骨造（第六十三条―第七十条）
第六節　鉄筋コンクリート造（第七十一条―第七十九条）
第六節の二　鉄骨鉄筋コンクリート造（第七十九条の二―第七十九条の四）
第七節　無筋コンクリート造（第八十条）
第七節の二　構造方法に関する補則（第八十条の二・第八十条の三）
第八節　構造計算
第一款　総則（第八十一条）
第一款の二　保有水平耐力計算（第八十二条―第八十二条の四）
第一款の三　限界耐力計算（第八十二条の五）
第一款の四　許容応力度等計算（第八十二条の六）
第二款　荷重及び外力（第八十三条―第八十八条）
第三款　許容応力度（第八十九条―第九十四条）
第四款　材料強度（第九十五条―第百六条）
第四章　耐火構造、準耐火構造、防火構造、防火区画等（第百七条―第百十六条）
第五章　避難施設等
第一節　総則（第百十六条の二）
第二節　廊下、避難階段及び出入口（第百十七条―第百二十六条）
第三節　排煙設備（第百二十六条の二・第百二十六条の三）
第四節　非常用の照明装置（第百二十六条の四・第百二十六条の五）
第五節　非常用の進入口（第百二十六条の六・第百二十六条の七）
第六節　敷地内の避難上及び消火上必要な通路等（第百二十七条―第百二十八条の三）
第五章の二　特殊建築物等の内装（第百二十八条の三の二―第百二十八条の五）
第五章の二の二　避難上の安全の検証（第百二十九条―第百二十九条の二の二）
第五章の三　主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物（第百二十九条の二の三）
第五章の四　建築設備等
第一節　建築設備の構造強度（第百二十九条の二の四）
第一節の二　給水、排水その他の配管設備（第百二十九条の二の五―第百二十九条の二の七）
第二節　昇降機（第百二十九条の三―第百二十九条の十三の三）
第三節　避雷設備（第百二十九条の十四・第百二十九条の十五）
第六章　建築物の用途（第百三十条―第百三十条の九の八）
第七章　建築物の各部分の高さ等（第百三十条の十―第百三十六条）
第七章の二　防火地域又は準防火地域内の建築物（第百三十六条の二―第百三十六条の二の三）
第七章の二の二　特定防災街区整備地区内の建築物（第百三十六条の二の四）
第七章の三　地区計画等の区域（第百三十六条の二の五―第百三十六条の二の八）
第七章の四　都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物の敷地及び構造
（第百三十六条の二の九・第百三十六条の二の十）
第七章の五　型式適合認定等（第百三十六条の二の十一―第百三十六条の二の十三）

第七章の六　　指定確認検査機関等（第百三十六条の二の十四―第百三十六条の二の十八）
第七章の七　　建築基準適合判定資格者等の登録手数料（第百三十六条の二の十九）
第七章の八　　工事現場の危害の防止（第百三十六条の二の二十―第百三十六条の八）
第七章の九　　簡易な構造の建築物に対する制限の緩和（第百三十六条の九―第百三十六条の十一）
第七章の十　　一の敷地とみなすこと等による制限の緩和（第百三十六条の十二）
第八章　　既存の建築物に対する制限の緩和等（第百三十七条―第百三十七条の十九）
第九章　　工作物（第百三十八条―第百四十四条の二の四）
第十章　　雑則（第百四十四条の三―第百五十条）
附則

第一章　総則

第一節　用語の定義等

第一条　（用語の定義）

この政令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　敷地　一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。

二　地階　床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの三分の一以上のものをいう。

三　構造耐力上主要な部分　基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。

四　耐水材料　れんが、石、人造石、コンクリート、アスファルト、陶磁器、ガラスその他これらに類する耐水性の建築材料をいう。

五　準不燃材料　建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後十分間第百八条の二各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

六　難燃材料　建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後五分間第百八条の二各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

＝　第１章　第二条　（面積、高さ等の算定方法）　～　第八条の二　（受検の申込み）　は、省略　＝

第九条　（建築基準関係規定）

法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二（法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に

係るものとする。

一　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第九条、第九条の二、第十五条及び第十七条

二　屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第三条から第五条まで（広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。）

三　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十条第一項

四　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十四条

五　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百六十二条

六　駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二十条

七　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第十六条

八　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十条第一項及び第三項、第二十五条の二並びに第三十条第一項

九　宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第八条第一項及び第十二条第一項

十　流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第五条第一項

十一　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十八条の二

十二　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条、第四十三条第一項、第五十三条第一項並びに同条第二項において準用する同法第五十二条の二第二項

十三　特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）第五条第一項から第三項まで（同条第五項において準用する場合を含む。）

十四　自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）第五条第四項

十五　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第三条の二第一項

十六　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第八条

＝　第二節の四　第九条の二　～　第一節　第百二十九条の二の四　まで、省略　＝

第五章の四　建築設備等

第一節の二　給水、排水その他の配管設備

第百二十九条の二の五　（給水、排水その他の配管設備の設置及び構造）

建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

一　コンクリートへの埋設等により腐食するおそれのある部分には、その材質に応じ有効な腐食防止のための措置を講ずること。

二　構造耐力上主要な部分を貫通して配管する場合においては、建築物の構造耐力上支障を生じないようにすること。

三　第百二十九条の三第一項第一号又は第三号に掲げる昇降機の昇降路内に設けないこと。ただし、地震時においても昇降機の籠（人又は物を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）の昇降、籠及び出入口の戸の開

閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障が生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの及び国土交通大臣の認定を受けたものは、この限りでない。

四　圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設けること。

五　水質、温度その他の特性に応じて安全上、防火上及び衛生上支障のない構造とすること。

六　地階を除く階数が三以上である建築物、地階に居室を有する建築物又は延べ面積が三千平方メートルを超える建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、メールシュート、リネンシュートその他これらに類するもの（屋外に面する部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）は、不燃材料で造ること。

七　給水管、配電管その他の管が、第百十二条第十五項の準耐火構造の防火区画、第百十三条第一項の防火壁、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁（以下この号において「防火区画等」という。）を貫通する場合においては、これらの管の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合するものとすること。ただし、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。

イ　給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に一メートル以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。

ロ　給水管、配電管その他の管の外径が、当該管の用途、材質その他の事項に応じて国土交通大臣が定める数値未満であること。

ハ　防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間（第百十二条第一項から第四項まで、同条第五項（同条第六項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第七項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）、同条第八項（同条第六項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第七項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第十三項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第百十三条第一項の防火壁にあつては一時間、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間）防火区画等の加熱側の反対側に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

八　三階以上の階を共同住宅の用途に供する建築物の住戸に設けるガスの配管設備は、国土交通大臣が安全を確保するために必要があると認めて定める基準によること。

2　建築物に設ける飲料水の配管設備（水道法第三条第九項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。）の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

一　飲料水の配管設備（これと給水系統を同じくする配管設備を含む。この号から第三号までにおいて同じ。）とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。

二　水槽そう 、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓せん の開口部にあつては、これらの設備のあふれ面と水栓せん の開口部との垂直距離を適当に保つ等有効な水の逆流防止のための措置を講ずること。

三　飲料水の配管設備の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

イ　当該配管設備から漏水しないものであること。

ロ　当該配管設備から溶出する物質によつて汚染されないものであること。

四　給水管の凍結による破壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置を講ずること。

五　給水タンク及び貯水タンクは、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とし、金属性のものにあつては、衛生上支障のないように有効なさび止めのための措置を講ずること。

六　前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

3　建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、第一項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

一　排出すべき雨水又は汚水の量及び水質に応じ有効な容量、傾斜及び材質を有すること。

二　配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること。

三　配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結すること。

四　汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造ること。

五　前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

＝　第百二十九条の二の六（換気設備）～第百二十九条の十五（構造）は、省略　＝

第六章　建築物の用途

第百三十条　（用途地域の制限に適合しない建築物の増築等の許可に当たり意見の聴取等を要しない場合）

法第四十八条第十五項の政令で定める場合は、次に掲げる要件に該当する場合とする。

一　増築、改築又は移転が法第四十八条各項（第十五項及び第十六項を除く。以下この条において同じ。）のただし書の規定による許可（以下この条において「特例許可」という。）を受けた際における敷地内におけるものであること。

二　増築又は改築後の法第四十八条各項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないこと。

三　法第四十八条各項の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築、改築又は移転後のそれらの出力、台数又は容量の合計が、特例許可を受けた際におけるそれらの出力、台数又は容量の合計を超えないこと。

＝　第百三十条の二　（特定用途制限地域内において条例で定める制限）　以下、省略　＝

２－２．建築物に設ける飲料水の配管設備 及び 排水のための配管設備の構造方法を定める件

建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準（抄）

昭和 50 年 12 月 20 日建設省　告示第 1597 号

最終改正　平成 12 年 5 月 30 日建設省　告示第 1406 号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条の 2 の 5 第 2 項第六号及び第 3 項第五号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための構造方法を次のように定める。

第 1

飲料水の配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一　給水管

イ　ウォーターハンマーが生ずるおそれがある場合においては、エアチャンバーを設ける等有効なウォーターハンマー防止のための措置を講ずること。

ロ　給水立て主管からの各階への分岐管等主要な分岐管には、分岐点に近接した部分で、かつ、操作を容易に行うことができる部分に止水弁を設けること。

二　給水タンク及び貯水タンク

イ　建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける場合においては、次に定めるところによること。

(1)　外部から給水タンク又は貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）の天井、底又は周壁の保守点検を容易かつ安全に行うことができるように設けること。

(2)　給水タンク等の天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用しないこと。

(3)　内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。

(4)　内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置に、次に定める構造としたマンホールを設けること。ただし、給水タンク等の天井が蓋を兼ねる場合においては、この限りでない。

(い)　内部が常時加圧される構造の給水タンク等（以下「圧力タンク等」という。）に設ける場合を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らないように有効に立ち上げること。

(ろ)　直径 60cm 以上の円が内接することができるものとすること。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な給水タンク等にあっては、この限りでない。

(5)　(4)のほか、水抜管を設ける等内部の保守点検を容易に行うことができる構造とすること。

(6)　圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管を有効に設けること。

(7)　最下階の床下その他浸水によりオーバーフロー管から水が逆流するおそれのある場所に給水タンク等を設置する場合にあっては、浸水を容易に覚知することができるよう浸水を検知し警報する装置の設置その他の措置を講じること。

(8)　圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造の通気のための装置を有効に設けること。ただし、有効容量が 2m3 未満の給水タンク等については、この限りでない。

(9)　給水タンク等の上にポンプ、ボイラー、空気調和機等の機器を設ける場合においては、飲料資水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずること。

ロ　イの場所以外の場所に設ける場合においては、次に定めるところによること。

(1)　給水タンク等の底が地盤面下にあり、かつ、当該給水タンク等からくみ取便所の便槽（そう）、し尿浄化槽（そう）、排水管（給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する排水管を除く。）、ガソリンタンクその他衛生上有害な物の貯溜（りゅう）又は処理に供する施設までの水平距離が 5m 未満である場合においては、イの(1)及び(3)から(8)までに定めるところによること。

(2)　(1)の場合以外の場合においては、イの(3)から(8)までに定めるところによること。

第 2

排水のための配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一　排水管

イ　掃除口を設ける等保守点検を容易に行うことができる構造とすること。

ロ　次に掲げる管に直接連結しないこと。

(1)　冷蔵庫、水飲器その他これらに類する機器の排水管

(2)　滅菌器、消毒器その他これらに類する機器の排水管

(3)　給水ポンプ、空気調和機その他これらに類する機器の排水管

(4)　給水タンク等の水抜管及びオーバーフロー管

ハ　雨水排水立て管は、汚水排水管若しくは通気管と兼用し、又はこれらの管に連結しないこと。

二　排水槽（排水を一時的に滞留させるための槽をいう。以下この号において同じ。）

イ　通気のための装置以外の部分から臭気が洩れない構造とすること。

ロ　内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置にマンホール（直径 60cm 以上の円が内接することができるものに限る。）を設けること。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な排水槽にあっては、この限りでない。

ハ　排水槽の底に吸い込みピットを設ける等保守点検がしやすい構造とすること。

ニ　排水槽の底の勾配は吸い込みピットに向かつて 1/15 以上 1/10 以下とする等内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる構造とすること。

ホ　通気のための装置を設け、かつ、当該装置は、直接外気に衛生上有効に開放すること。

三　排水トラップ

イ　雨水排水管（雨水排水立て管を除く。）を汚水排水のための配管設備に連結する場合においては、当該雨水排水管に排水トラップを設けること。

ロ　二重トラップとならないように設けること。

ハ　排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に防止することができる構造とすること。

ニ　汚水に含まれる汚物等が付着し、又は沈澱しない構造とすること。ただし、阻集器を兼ねる排水トラップについては、この限りでない。

ホ　封水深は、５ｃｍ以上１０ｃｍ以下（阻集きを兼ねる排水トラップについては５ｃｍ以上）とすること。

ヘ　容易に掃除ができる構造とすること。

四　阻集器

イ　汚水が油脂、ガソリン、土砂その他排水のための配管設備の機能を著しく妨げ、又は排水のための配管設備を損傷するおそれがある物を含む場合においては、有効な位置に阻集器を設けること。

ロ　汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に分離することができる構造とすること。

ハ　容易に掃除ができる構造とすること。

五　通気管

イ　排水トラップの封水部に加わる排水管内の圧力と大気圧との差によって排水トラップが破封しないように有効に設けること。

ロ　汚水の流入により通気が妨げられないようにすること。

ハ　空気が屋内に漏れることを防止する装置が設けられている場合にあつてはない。

六　排水再利用配管設備（公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水する前に排水を再利用するために用いる排水のための配管設備をいう。以下この号において同じ。）

イ　他の配管設備（排水再利用設備その他これに類する配管設備を除く。）と兼用しないこと。

ロ　排水再利用水の配管設備であることを示す表示を見やすい方法で水栓及び配管にするか、又は他の配管設備と容易に判別できる色とすること。

ハ　洗面器、手洗器その他誤飲、誤用のおそれのある衛生器具に連結しないこと。

ニ　水栓に排水再利用水であることを示す表示をすること。

ホ　塩素消毒その他これに類する措置を講ずること。

第 3　適用の特例

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 1(い)欄に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、階数が 2 以下で、かつ、延べ面積が 500m2 以下のものに設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備については、第 1（第一号ロを除く。）並びに第 2 第三号イ及び第四号の規定は、適用しない。

ただし、2 以上の建築物（延べ面積の合計が 500m2 以下である場合を除く。）に対して飲料水を供給するための給水タンク等又は有効容量が 5m3 を超える給水タンク等については、第 1 第二号の規定の適用があるものとする。

２－３．建築物に設ける飲料水の配管設備の構造方法を定める件

平成 12 年 5 月 29 日　建設省告示第 1390 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の二の五第二項第三号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備の構造方法を次のように定める。

建築物に設ける飲料水の配管設備の構造方法を定める件

建築基準法施行令第百二十九条の二の五第二項第三号に掲げる基準に適合する飲料水の配管設備（これと給水系統を同じくする配管設備を含む。以下同じ。）の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一　配管設備の材質は、不浸透質の耐水材料その他水が汚染されるおそれのないものとすること。

二　配管設備のうち当該設備とその外部を区画する部分の材質を前号に掲げる材質とし、かつ、配管設備の内部に次に掲げる基準に適合する活性炭等の濾材その他これに類するもの（以下「濾材等」という。）を内蔵した装置を設けること。

イ　容易に清掃、点検又は交換できる構造とすること。

ロ　逆止弁を設ける等逆流を防止できる構造とすること。

ハ　濾材等が飲料水に流出しないこと。

ニ　濾材等により飲料水中の残留塩素が除去される構造の装置にあっては、配管設備に有効に塩素消毒設備を設けること。ただし一の住戸又は一団として設けられた水栓にのみ給水する配管設備に設ける装置にあっては、この限りでない。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

２－４．道路占用工事共通指示書

昭和 51 年 6 月 1 日　建関道政第 150 号

関東地方建設局長　通達

第一章　総則

第１条　（目的）

本指示書は、道路占用工事の施工に関する一般的事項を示すことにより、道路占用工事の安全かつ円滑な施工並びに道路の構造の保全及び機能の維持を図ることを目的とする。

第２条　（適用範囲）

本指示書は、道路の掘削を伴う道路占用工事（以下「工事」という。）に適用する。

２　道路の占用の許可若しくは回答を受けようとする者又はこれを受けた者（以下「占用者」という。）は、道路法、同法施工令、同法施行規則、道路占用許可申請（協議）書、その添付図書に記載された事項、許可（回答）書に付された条件及び本市地所に定めるところによりとともに、工事の実施に関する諸規定を遵守して工事を施工しなければならない。

３　道路管理者は、本指示書の他に、必要と認めた場合は、特記指示書を付加する。

４　特記指示書は、本指示書に優先するものとする。

第３条　（工事の指示又は変更）

工事の施工の細部については、担当出張所長又は建設監督官（以下「出張所長等」という。）の指示に従わなければならない。

２　占用者は、本指示書及び添付図書により難い事象が生じたときは、出張所長等に届け出て、その指示に従わなければならない。

３　施工計画書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一　工事の概要

二　計画工程表

三　現場組織表

四　緊急時の体制 及び 対応

五　使用機械

六　使用資材

七　施工方法

八　施工管理計画

九　交通管理

十　安全管理

十一　仮設計画

十二　環境対策

十三　その他

4　占用者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合において、その内容が重要な場合は、その都度、変更施工計画書を出張所長等に提出しなければならない。

5　占用者は、ガス管埋設箇所及びその周辺における工事の施工に当たっては、第３項第四号の緊急時の体制及び対応として次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　ガス漏えいが発生した場合における工事区間ごとの通報責任者氏名、ガス事業者、警察及び消防機関に対する連絡方法

二　ガス漏えいが発生した場合における近隣住民等に対する警報措置

三　緊急処理用の機械の配備等の緊急体制に関する措置

四　ガス管保護のため、現地に立会うガス事業者の担当者氏名及び連絡方法

五　上記のほか、自己防止対策等のために必要と認められる事項

第５条　（工期）

占用者は、許可（回答）書に記載した工期内に工事を完成しなければならない。

第６条　（保安）

保安私設は、「道路工事保安私設設置基準」（平成 18 年 4 月 1 日付　国関整道管第 65 号）に準拠しなければならない。

2　占用者は、工事の施工中は警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行なう１級又は２級検定に合格した交通整理員１名以上を充て、他は経験１年以上の者を「道路工事保安施設設置基準」に準拠して配置し、保安要員に巡視点検をさせ、安全かつ円滑な道路の交通を確保しなければならない。

なお、これにより難い場合は、出張所長等の指示に従わなければならない。

第７条　（提出書類）

占用者は、道路管理者が必要とする書類等を速やかに提出しなければならない。

第８条　（着手、完了届 及び 情報提供等）

占用者は、工事の施工に先立ち、「道路占用工事着手届」を出張所長等に提出しなければならない。

2　占用者は、工事の施工に先立ち、「路上規制情報提供システム」へ必要な情報の入力を行い、同システムにより発行される「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲出しなければならない。

なお、これにより難い場合は、出張所長等の指示に従わなければならない。

3　占用者は、工事を開始する１週間前から工事を開始するまでの間、「道路工事保安施設設置基準」に準拠した工事情報看板を設置し、工事に関する情報を提供するとともに、施工中は、工事が占用工事であることを道路利用者に対して明確に認識できるような表示板等を設置しなければならない。

なお、設置方法等の細部については、施工計画書によるほか、出張所長等の指示に従わなければならない。

4　占用者は、工事が完了したときは、直ちに「道路占用工事完了届」を出張所長等に提出しなければならない。また、出張所長等の指示により、各種調書（舗装調書、排水調書等）を提出し、道路台帳等の修正をしなければならない。

第９条　（検査）

占用者は、工事完了後速やかに出張所長等の検査を受けなければならない。ただし、工事中においても出張所長等が必要と認めた場合は、検査を受けなければならない。

２　前項の検査は、次の各号に掲げる事項によるものとする。

一　占用者は、検査に立会うと共に必要な資料を求められた場合は、その指示に従わなければならない。

二　検査方法等については、別途に指示を受けるものとするが、品質検査については、公的機関による品質に関する考察を持って代えることができる。

三　検査の際に指摘された箇所の手直しは直ちに行い、再検査を受けなければならない。

四　検査に要する費用は、占用者が負担しなければならない。

第１０条　（騒音振動対策）

占用者は、工事の施工に当たり、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 51 年 3 月 2 日付　建設省経機発第 54 号）及び管径法令を遵守し、騒音及び振動の防止又は軽減を図り、生活環境の保全に勤めなければならない。

２　占用者は、工事の施工に起因して、著しい交通振動が発生していると認められる場合は、出張所長等の指示により、交通振動の測定を行なわなければならない。

３　占用者は、前項の測定の結果、基準を超過している場合は、速やかに振動の防止又は軽減を図るための措置を講じなければならない。

第１１条　（路面の維持）

占用者は、工事現場付近の路面を常に良好な状態に保つと共に、路面及び排水施設等に補修又は清掃の必要が生じた場合は、速やかに実施しなければならない。

第１２条　（現場発生品の処理）

占用者は、工事の施工により生じた現場発生品について、現場発生品調書を出張所長等に提出し、その処理に関する指示に従わなければならない。

第１３条　（品質管理）

占用者は、道路復旧材料について、常に品質及び規格を満足するように管理するとともに、出張所長等がその資料の提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

第１４条　（安全確保）

占用者は、常に工事の安全に留意し、事故の防止に万全を期すとともに、万一事故が発生した場合における対策を平素から立案しておかなければならない。

なお、事故が発生した場合又は出張所長等及び関係官公庁に連絡し、その指示を受けて必要な措置を講じなければならない。また、その事故原因を究明して、再発防止のための対策を講じなければならない。

２　占用者は、ガス管埋設箇所及びその周辺における工事の施工にあたり、現場において工事の施工方法に誤りがないように工事の施工者及び現場作業員を指導しなければならない。

３　前項において工事が「ガス爆発事故の防止に関する緊急の措置について」（大規模掘削工事）に該当する場合は、ガス事業者を立ち併せなければならない。

第１５条　（境界杭等）

占用者は、境界杭、境界病、基準点、水準点及びこれらに類するものの位置・高さに変動の内容に必要な措置を講じなければならない。ただし、工事の状況により支障が生じた場合は、出張所長等 及び 関係者と立会い確認のうえ一時撤去し、工事完成後出張所長等及び関係者の立会い確認を受け、その指示により設置しなければならない。

第１６条　（写真撮影）

占用者は、工事着手前の状況（街路樹等を含む。）、完了後外部から明視できない箇所（埋設物明示を含む。）及び 重要な段階等の工事状況写真を撮影し、出張所長等からの指示があったときには、速やかに提出しなければならない。ただし、軽微な工事で事前に出張所長等の了承を得た場合は、この限りではない。

第１７条　（工事現場の照明）

工事の施工が夜間である場合は、「道路工事保安施設設置基準」に準拠して照明装置を設置しなければならない。

第１８条　（市街地における工事の施工）

市街地において工事を施工する場合は、「建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）」（平成５年１月１２日付　建設省経建発第１号）に準拠して施工しなければならない。

第１９条　（現場管理）

占用者は、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

第２０条　（関係官公署等との連絡）

占用者は、関係官公署と常に県密な連絡を保つよう努めるとともに、必要がある場合は、出張所長等にその内容を報告しなければならない。

第２１条　（紛争の防止等）

占用者は、工事現場が隣接し、又は他の工事と競合する場合は、相互協調して紛争を防止するよう努めなければならない。

２　占用者は、工事の施工中においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一　道路の構造に影響を及ぼす行為

二　安全かつ円滑な道路交通を妨げる行為

三　公衆に迷惑を及ぼす行為

３　占用者は、工事現場内の安全巡視を行い、風紀衛生、火災及び盗難に対して注意を払わなければならない。

第２２条　（工事に起因する損害又は紛争の処置）

占用者は、工事に起因して道路構造物に損傷を与えた場合 若しくは 第三者に損害を与えた場合 又は、第三者と紛争が生じた場合は、速やかに出張所長等に報告し、占用者の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決しなければならない。

第２３条　（条件変更その他）

道路管理者が必要と認めたときには、工事の方法 又は 条件の変更をすることが出来る。

２　道路管理者は、占用者が本指示書を履行せず 又は履行が不完全であると認められるときには、当該工事の全部又は一部を中止させることが出来る。

３　占用者は、道路管理者から工事の手直しを命じられたときには、速やかにその指示に従わなければならない。

第２章　掘削

第２４条　（取り壊し）

占用者は、舗装の切断 及び 取り壊しにあたり、施工位置、方法等について、出張所長等の承認を受けて実施しなければならない。

２　車道部分の掘削幅は、必要最小限としなければならない。

３　歩道部分の掘削幅は、アスファルト系舗装の場合は前項に準ずるものとし、平板等の舗装の場合においては、１枚を単位として、必要最小限とする。

第２５条　（土砂 及び 公滋養資材の搬入・搬出）

舗装の破壊片 及び 掘削土砂は直ちに工事現場から搬出するものとし、歩車道に堆積したり路上で小割してはならない。

２　多量の土砂 又は 工事用資材の搬入・搬出 及び 工事機械の輸送を伴うダンプトラック等の大型貨物自動車を使用する工事については、搬送計画、交通道路の選定、運行に関する事項、交通誘導員の配置、及び 標示板等の設置その他の安全対策の基本的事項を定め、事故防止に万全を期さなければならない。

第２６条　（掘削）

掘削は次の各号に掲げる事項を遵守して施工しなければならない。

一　掘削は、布掘り、つぼ掘り 若しくは推進工法 又はこれに準ずる工法とし、えぐり掘りを行なってはならない。

二　掘削面積は当日中に復旧可能な範囲とする。ただし、出張所長等の承認を受けた場合は、その限りではない。

三　軟弱地盤 又は 湧水地帯等で湧水若しくは溜り水がある場合は、路面に放流してはならない。ただし、やむを得ず道路の排水施設に放流する場合は、出張所長等の指示により、沈砂濾過施設等を設けなければならない。

四　湧水 又は、溜り水が多量な場合は、出張所長等と打合せの上、当該箇所にグラウト工、止水工等を行い、土砂の流出、地盤のゆるみ等を防止しなければならない。

五　沿道に近接して施工する場合は、出入を妨げないように必要な措置を講じなければならない。

六　掘削は、地山の状態、掘削周辺の荷重の状態、掘削面の開放時間等によって掘削工法を検討し、施工しなければならない。

第３章　土留工

第２７条　（土留）

掘削は原則として土留工を施すものとし、施工方法は土質、占用物件の規模、既設埋設物、交通状況等を考慮したうえで選定するとともに、その構造は安全なものでなければならない。

第２８条　（杭、矢板等の打設）

杭、矢板等を打設する場合はあらかじめ地下埋設物件を調査確認のうえ打設するものとし、原則として掘削底面から１．５メートル以上の深さまで根入れをしなければならない。

第２９条　（土留板）

土留板は、掘削後直ちにはめ込み、土留板と掘削土壁との間にすき間がないように念入りに施工しなければならない。

第３０条　（切り梁り）

切りばりは、座屈のおそれがなく、かつ、ゆるみが生じて落下することのないように施工しなければならない。

第３１条　（特殊工法）

アースアンカー、ウェルポイント、連続杭、連続地中壁、凍結工法、注入工法、グラウト工法等の特殊な工法を用いる場合は、施工計画書に明記しなければならない。

第４章　埋設物

第３２条　（埋設物の事前確認 及び 保安措置、電線共同溝等近接施工）

占用者は、工事着手前に工事区域 並びに その周辺の埋設物の位置、構造 及び 老朽度を調査し、埋設物の確認 及び 保安のために必要な措置を講じなければならない。

２　占用者は、電線共同溝、情報ボックスに近接して工事を施工する場合は、「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル（案）Ver.2　TYPE-B」（平成１５年１０月）に基づき事故防止に努めなければならない。

第３３条　（施工時の留意事項）

占用者は、工事の施工中、周囲の地番のゆるみ 又は 沈下について常に注意し、特に近接埋設物について危険のないように十分留意して掘削を行なわなければならない。

２　杭 及び 矢板等の打設のための布掘り 及び つぼ掘り等の掘削は、人力を持って行なわなければならない。ただし、埋設物のないことが明確である場合は、その限りではない。

第３４条　（火気）

引火の恐れのある埋設物等の付近においては、溶接機、切断機などの機械を使用してはならない。

第３５条　（埋設物の保護）

工事のため露出した地下埋設物に対し、受け防護又は吊り防護を行なう場合に使用する材料は、十分な強度を有するものでなければならない。

２　防護を行う場合は、事前に埋設物管理者の承認を受けなければならない。

第３６条　（埋設物の明示）

地下に埋設し、又は埋設してある通信線、水道管、下水道管、ガス管、電線及び石油管（各戸の引込み、及び国土交通省令で定めるものを除く）については、埋設物件の名称、管理者、埋設の年及びその他保安上必要な事項を次の各号に従い明示しかければならない。

一　明示事項

種　別	企業名等	記載事項
通　信	○　○　通　信	メタルケーブル、光ケーブル
水　道	○　○　水　道	
下水道	○　○　下水道	圧送
ガ　ス	○　○　ガ　ス	中圧
電　気	○　○　電　力	特高
石　油	○　○　石　油	

埋設の年は、西暦年を使用すること。

二　明示材料（以下のいずれかを使用する。）

規　格　…　テープ幅　3cm 以上

シート幅　15cm 以上

明示板　縦 15cm 以上、横 7cm 以上

材　料　…　耐薬品性、無腐蝕、長期無退色

三　明示色

通　信　…　赤色

水　道　…　青色（工業用水　…　白色）

下水道　…　茶色

ガ　ス　…　緑色

電　気　…　オレンジ色

石　油　…　黄色

２　シートの埋設位置は、管上 30cm（ガス管については 50cm とすることができる。）を標準とする。ただし、管路の土被りとの関係上 舗装との離隔が確保できない場合は、どちらも 10cm まで縮小できるものとする。また、更に管天端が舗装下端に等しいときは、舗装下端に埋設しなければならない。

第５章　覆工

第３７条　（車道の覆工及びすり付け）

覆工板、桁及び杭等の仮設構造物は、安全な構造で設計し、施工しなければならない。

2　覆工は、原則として鋼製又は PC コンクリート製覆工板を使用するものとし、安全で強固な滑り抵抗の大きい製品でなければならない。

3　覆工板は荷重に耐え、はね上がり、ばたつき又は振動等によりゆるみを生じないようにし、各覆工板との間はすき間が生じないようにしなければならない。

4　舗装路面と覆工板との接合部は、極力段差が生じないように施工しなければならない。ただし、やむを得ず段差が生じた場合は、縦・横断方向ともアスファルト・コンクリートで交通に支障のないように擦り付けなければならない。（縦断方向は５％以下ですり付け、「道路工事保安施設設置基準」に準拠した「段差」の標示板を設置しなければならない。）

第３８条　（歩道の覆工）

歩道の覆工は、従来の歩道計上を保持する構造とし、すき間がないように取り付け、必要に応じて歩車道の境界には、防護柵を設置しなければならない。

第３９条　（覆工の管理）

覆工部は常時点検し、その機能保全に万全を期すと共に、現場付近に常時予備覆工板を用意しておかなければならない。

2　覆工板表面の滑り止めが摩擦等によってその機能が低下した場合は、取替え等を行なわなければならない。

第４０条　（覆工の出入口）

覆工部に地下への出入口を設ける場合は、作業場内に設けることを原則とする。やむを得ず作業場以外に設ける場合には、車道部以外に設置しなければならない。

2　地下への出入口の周囲には、高さ 1.2 メートル以上の柵等を設置し、視認しやすい色彩とするとともに照明を設けるものとし、出入時以外は閉じておかなければならない。

第４１条　（材料等の搬入・搬出）

材料等の搬入・搬出にあたり覆工板の一部をはずす場合は、その周囲に保安施設を設けるとともに、専任の誘導員を配置して関係者以外の立入りを防止し、夜間は照明設備を設置しなければならない。

2　材料等の搬入・搬出作業が終了したときは、直ちに覆工板を復元しなければならない。

第６章　埋戻し

第４２条　（撤去、点検）

埋戻しに際し、杭・矢板等は抜き取ることを原則とし、掘削箇所内に工事材料等が残置しないように点検しなければならない。

第４３条　（埋戻しの材料及び方法）

埋戻しに使用する材料は、良質で適当な粒度を持ち、ごみ、どろ、有機不純物等の有害物を含まない土砂とする。また、改良土、発生土等の埋戻し材料を使用する場合には、あらかじめ出張所長等に届け出て、その指

示に従わなければならない。

2　埋戻しは埋設物、構造物等に留意のうえ実施し、その周辺は特に入念に突き固めなければならない。

3　路盤工から上層部の施工については、第１０章によるものとする。

4　埋戻しは特に指示がない限り、当日に仮復旧または本復旧まで完了しなければならない。

なお、短期間に再掘削する歩道等における小規模工事の仮埋戻し材のうち、路盤材の下部に用いる材料として、十分に強度を有する材料を使用する場合は、あらかじめ出張所長等に届け出て、その指示に従わなければならない。

第４４条　（杭、矢板等の残置）

残置は原則として禁止であるが、やむを得ず杭、矢板等を残置する必要が生じた場合は、あらかじめ道路管理者の承認を受けなければならない。また、残地をする場合は、原則として車道部は路面から深度が 2.5 メートル以上、歩道部は路面から深度が 1.5 メートル以上で切断しなければならない。

2　残置物権が生じた場合は、残置物件を明らかにした図面、調書を道路管理者に提出しなければならない。

第７章　特殊工法

第４５条　（推進工法、シールド工法等）

推進工法又はシールド工法等における施工で、発進坑及び到達坑の土留工については、第３章を遵守し、掘削に際してはえぐり堀を行なってはならない。

2　掘削部における覆工背面の充填は十分に行なわなければならない。

3　グラウト工法においては、注入量及び材料の配合に関する関係資料を出張所長等に提出しなければならない。ただし、薬液注入工法を行なう場合には、「薬液注入工法による建築工事の施工に関する暫定指針」（昭和 49 年 7 月 10 日付け建設省官技発第 160 号）によるものとする。

4　スキップの設置位置及び方法については、出張所長等の指示に従わなければならない。この場合において、スキップは囲いを設け歩行者及び通行車両に土砂の飛散等の迷惑とならないような措置を講ずるとともに、必要な安全施設を設けなければならない。

5　次の各号に掲げる事項については、出張所長等に報告しなければならない。

一　施工状況

二　進捗状況

6　工事着手前、工事期間中及び工事完了後に工事現場付近の路面の高さを測量し、その資料を出張所長等に提出しなければならない。

第８章　仮復旧

第４６条　（仮復旧）

仮復旧は、埋戻し完了後直ちに行なわなければならない。

2　仮復旧は、交付された特記指示書により施工しなければならない。

なお、特記指示書により、仮復旧（車道、歩道共）の際、本復旧構造の砕石路盤については本復旧（路盤先行）として施工することができる。

3　本復旧を施工するまでの間、占用者は、工事の施工箇所を常に巡回し、道路の周辺の生活環境を保全するた

め、道路交通に伴う騒音及び振動の防止又は軽減を図るよう、特に配慮しなければならない。また、路面の沈下、排水処理その他不良箇所が生じたときは、直ちに手直しを実施し、安全かつ円滑な交通を確保しなければならない。

第９章　本復旧

第４７条　（復旧方法）

本復旧は、次の各号に掲げるところにより施工しなければならない。

一　交付された特記指示による。

二　復旧面積は出張所長等の立会いにより決定する。

第４８条　（費用負担）

道路管理者が本復旧を行なう場合は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一　工事に要する費用は、道路管理者の算定するところにより占用者が負担しなければならない。

二　本復旧に要する費用は、歳入徴収官関東地方整備局総務部長の発行する納入告知書により納入しなければならない。

第４９条　（責任期間）

工事完了後の道路構造物の責任期間は、検査合格の日から２箇年とする。ただし、街路樹の復植については、１箇年とする。

第１０章　舗装工

第５０条　（路盤工）

下層路盤材料は、砕石、玉砕、砂利、砂等又はこれらの混合物で、粘土塊、有機物、ごみ又はその他有害物を含んでいてはならない。

２　上層路盤材は、堅硬で耐久的な砕石、玉砕等を砂あるいはその他の適当な材料と混合したもので、粘土塊、有機物、ごみ又はその他有害物を含んでいてはならない。

３　路盤の一層あたりの仕上り厚は、上層路盤では 15cm 以下、下層路盤では 20cm 以下になるように敷きならさなければならない。

４　路盤の締固めは、最適含水比で締固めなければならない。

５　プライマーは炉盤面の状態、施工時期などにより適当なものを選定しなければならない。

第５１条　（アスファルト・コンクリート舗装）

混合物を自動車で運搬する際の気象条件によっては、シート類等で覆わなければならない。

２　基層工及び表層工の施工に先立ち、路盤面又は基層面の浮石、その他有害物を除外しなければならない。

３　タックコートは原則として気温 5℃以下の時には施工してはならない。

４　表層を舗装するに当たって、表層の不陸が甚だしい時には、アスファルト混合物でレベリング層を作り、不陸を製正したのち施工しなければならない。

５　敷きならしは原則としてフィニッシャーによるものとする。ただし、フィニッシャーを使用できない場合は、

出張所長等の指示に従って施工しなければならない。

6　混合物は敷きならし後、ローラーによって十分に締固めなければならない。ただし、ローラーによる締固めが不可能な箇所は、タンパ等で十分に締固めなければならない。

7　横継目、縦継目及び構造物との接触部は、十分に締固め密着させなければならない。

8　継目は十分に締固めて密着させ、平たんに仕上げなければならない。

既に舗装した端部が十分に締固められていない場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。

9　各層の縦継目の位置は 15cm 以上、横継目の位置は 1m 以上ずらさなければならない。

第５２条　（コアー採取）

検査のためのコアー採取するときは、出張所長等の指示する箇所から抜き取らなければならない。

第１１章　歩道舗装

第５３条　（歩道復旧）

歩道の復旧は、路床の不陸を生成し、十分に転圧を行なった後、次の各号に掲げるところにより施工しなければならない。

一　砂利道の場合は、路面に砕石あるいは切り込み砂利を敷きならし、十分に転圧を行なわなければならない。

二　平板等の舗装の場合は、所定の砂又は路盤工を施工し、その上に平板等を丁寧に張り立てるものとする。ただし、平板等の張り立てが不可能な箇所については、現場打ちコンクリートで舗装し、平板等の目地と併せて目地切りを行なわなければならない。

三　アスファルト・コンクリート舗装の場合は、所定の路盤工を施工し、その上にアスファルト混合物で舗装（厚 4cm）しなければならない。

四　切り下げ箇所の場合は、セメント・コンクリート（標準として路盤厚 20cm、コンクリート厚 20cm、コンクリート強度δ28 ≧21 N/㎜²）又はアスファルト・コンクリート（標準として路盤厚 25cm、アスファルト厚 10cm）で舗装しなければならない。

第１２章　道路附属物その他

第５４条　（道路附属物の工事の承認）

占用者は、道路附属物に移設の必要が生じたときには、あらかじめ出張所長等に届け出て、その指示に従わなければならない。また、工事中に数量等の変更が生じた場合も同様とする。

第５５条　（道路附属物の原状回復）

工事に起因して生じた道路附属物の損傷は、占用者の責任において現状に回復しなければならない。この場合において必要な材料及び強度は、出張所長等の指示に従わなければならない。

第５６条　（道路標識、区画線及び道路標示）

工事のためやむを得ず道路標識の移設を行なう場合は、沿道の樹木、広告物、建造物等に留意し、道路の管

理上支障とならない場所を選定しなければならない。

２　工事のためやむを得ず区画線及び道路標示を消去する場合は、削り取り等の適切な方法により消去するものとし、新旧の区画線が錯綜して見えることのないようにしなければならない。

第５７条　（防護柵）

工事のためやむを得ず防護柵を一時撤去した場合には、本復旧までの間必要な措置を高じておかなければならない。

第５８条　（街路樹等）

工事区間内に植栽されている樹木等は、むやみに剪定等を行なってはならない。また、消毒、整枝剪定、灌水、植樹枡内の保護等については、出張所長等の指示に従わなければならない。

２　工事のためやむを得ず移植を行なう場合は、次の各号に掲げる事項について出張所長等の指示に従わなければならない。

一　移植時期（復植を含む）

二　移植方法（復植を含む）

三　移植場所

第５９条　（照明設備）

工事のためやむを得ず照明設備の移設を行なう場合は、既照度を保つ照明設備にしなければならない。

２　引込柱、配電塔及び地中線等を移設する場合は、出張所長等の指示によらなければならない。

なお、移設に伴い電気の需給契約等に変更が生じる場合は、出張所長等に報告し、その指示に従わなければならない。

第６０条　（路肩、法面等）

路肩及び法面等の復旧は、原則として占用者の責任において現状に復旧しなければならない。ただし、細部については、出張所長等の指示に従わなければならない。

２－５．神奈川県道路占用工事共通仕様書（抜粋）

平成 23 年 3 月 30 日　道管第 220 号

道路部長通知

第一章　総則

第１条　（目的）

この仕様書は、神奈川県道路占用規則（昭和 62 年規則第 21 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、道路占用工事の施工にあたり、遵守すべき事項を定め、道路　占用工事の安全かつ円滑な施工並びに道路の構造の保全及び機能の維持を図る　ことを目的とする。

第２条　（適用範囲）

この仕様書は、道路の掘削を伴う道路占用工事（以下「工事」という。）に適用する。

２　道路占用の許可若しくは同意を受けようとするもの又はこれを受けたもの（以下「占用者」という。）は、当該道路占用に係る許可書又は同意書（以下「道路　占用許可書」という。）に付された条件（以下「許可条件」という。）及びこの仕様書に定めるところによるとともに、工事の実施に関する諸規定を遵守して　工事を施工しなければならない。

３　所管土木事務所長（厚木土木事務所 東部センター所長を含む。以下同じ。）は、この仕様書のほかに、必要と認めた場合は、特記仕様書を付加することができる。

４　特記仕様書は、この仕様書に優先するものとする。

第３条　（工事の指示又は変更）

占用者は、工事の施工において、許可条件及びこの仕様書により難い事情が生じたときは、その旨を所管土木事務所長に届け出て、その指示を受けなければならない。

第４条　（工事の計画及び施工）

占用者は、所管土木事務所長が必要と認めた工事について、「施工計画書」を提出しなければならない。なお、「施工計画書」は「神奈川県土木工事共通仕様書（以下「土木工事　仕様書」という。）第 1 編の共通編」に準拠して作成しなければならない。

２　工事用仮設物は、特記仕様書に指定されたものを除き、占用者の責任において選択するものとする。この場合、特に所管土木事務所長が必要と認めて指示する仮設物等については、応力計算を行なって設計図書等を提出しなければならない。

第５条　（工期）

占用者は、道路占用許可書に記載された工期内に工事を完成しなければならない。ただし、やむを得ない事情により工期内に完成できないときは、事前に理由書を添えて道路占用変更許可申請（協議）をしなければならない。

第６条　（保安）

保安施設は、「道路工事等における表示及び保安施設の設置基準」（昭和 49 年 12 月 1 日土木部長通知）に準拠して実施しなければならない。なお、このことについては、併せて所管警察署長の指示を受けなければならない。

2　工事施工中は、交通整理員を配置し、保安要員を巡視させ、安全かつ円滑な道路交通を確保しなければならない。

第７条　（提出書類）

占用者は、所管土木事務所長が必要とする書類等を速やかに提出しなければならない。

第８条　（着手、完了届及び情報提供等）

占用者は、工事に着手しようとするときは、工事の 7 日前までに神奈川県道路占用規則（昭和 62 年規則第 21 号）第 7 条第 2 項に定める工事着手届を提出しなければならない。なお、緊急を要する場合は、所管土木事務所長の指示に従うこと。

2　占用者は、工事を開始するまでの間に、「道路工事等における表示及び保安設置基準」及び「道路工事現場における表示施設等の設置基準について（平成 18 年 3 月 31 日付け国道利第 37 号国道国防第 205 号国土交通省道路局長　通知）」並びに「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について（同国道利第 38 号国道国防第 206 号国土交通省道路局長　通知）」に準拠した工事情報看板を設置し、工事に関する情報を提供するとともに、施工中は、当該工事が　占用工事であることを道路利用者が明確に認識できるような標示板等を設置しなければならない。

3　占用者は、工事（仮復旧までの工事を含む。）が完了したときは、第 15 条に定める工事写真及び出来形管理図を添付して、完了の日から 7 日以内に神奈川県道路占用規則第 8 条第 2 項に定める工事完了届を提出しなければならない。

ただし、出来形管理図は小規模工事等で所管土木事務所長が提出を要しないと認めた場合はこの限りではない。

4　占用者は、工事着手届及び工事完了届けの提出に当たっては、次の各号に注意すること。

（1）　工事着手届及び工事着手届の様式は、神奈川県道路占用規則に定める様式（第 3 号様式及び第 4 号様式）を使用すること。

（2）　前期各号以外の書類（舗装調書、排水調書等）に修正する必要が生じたときは、所管土木事務所長の指示に従い提出すること。

第９条　（騒音振動対策）

占用者は、工事の施行に当たり、「建設工事に伴う騒音振動対策技術 指針」（昭和 51 年 3 月 2 日付け建設省経機発第 54 号）及び関係法令を遵守し、騒音及び振動の防止又は軽減を図り、生活環境の保全に努めなければならない。

2　占用者は、工事の施行に起因して、著しい交通振動が発生していると認められる場合は、所管土木事務所長の指示により、交通振動の測定を行なわなければならない。

3　占用者は、前項の測定の結果、基準を超過している場合は、速やかに振動の防止又は軽減を図るための措置を講じなければならない。

第１０条　（路盤の維持）

占用者は、工事現場付近の路面を常に良好な状態に保つとともに、路面及び排水施設等に補修又は清掃の必要が生じた場合は、速やかに実施なければならない。

第１１条　（品質管理）

占用者は、工事に使用する材料について、必要な時期に、かつ所定の場所に準備し、適切に管理しなければならない。

2　占用者は、工事に使用する材料について、土木工事仕様書、その他の規格や基準値を満足するように品質管理に掛かる資料提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

第１２条　（安全確保）

占用者は、常に工事の安全に留意し、事故の防止に万全を期すとともに、万一事故が発生した場合における対策を平素から立案しておかなければならない。

なお、事故が発生した場合又は発生する恐れがあるときは、直ちに応急措置を行なうとともに、速やかに所管土木事務所長及び関係機関に連絡し、その指示を受けて必要な措置を講じなければならない。また、その事故原因を究明して、再発防止のための対策を講じなければならない。

2　占用者は、ガス管埋設箇所及びその周辺における工事の施行にあたり、現場において工事の施行方法に誤りがないように工事の施行者及び現場作業員を指導しなければならない。

3　前項において工事が「ガス爆発事故の防止に関する緊急の措置について」（昭和 45 年 5 月 11 日付け建設省道政発第 34 号建設省道路局長通達）の記２に定める「大規模掘削工事」に該当する場合は、ガス事業者を立会わせなければならない。

第１３条　（境界杭等）

占用者は、境界杭、境界標、基準点、水準点及びこれらに類するものの位置・高さに変動のないように必要な措置を講じなければならない。ただし、工事内容によりやむを得ず一時的に移動する必要が生じる場合は、事前に復元方法について所管土木事務所長の指示を受けなければならない。また、工事完了後　原状回復し、所管土木事務所長の確認を受けなければならない。

第１４条　（道路附属物の取扱い）

道路附属物の取扱いについては、第 12 章の規定によるものとする。

第１５条　（写真撮影）

占用者は、工事着手前及び工事完了後における現場の状況並びに完了後　外部から明視できない箇所、特に暗渠伏せ越し等の重要な段階の工事状況写真（工事施工、工事出来形）を撮影し、所管土木事務所長に提出しなければならない。

2　工事出来形の写真撮影は、掘削深さ、幅、厚さ、構造物の幅、高さ等を帯広テープ、スタッフ等を正確にあて、目盛り判読が可能なように行なわなければならない。

3　その他写真撮影は、別に定める「道路占用掘削工事出来形管理用写真撮影要領」（平成 23 年 3 月 30 日付け道管第 221 号道路部長通知）により行なわなければならない。

第 16 条　（工事現場の照明）

工事の施行が夜間である場合は、「道路工事等における表示及び保安施設の設置基準」に準拠して照明設備を設置しなければならない。

第 17 条　（市街地における工事の施行）

市街地において工事を施工する場合は、「建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）」（平成 5 年 1 月 12 日付け建設省経建発第 1 号）に準拠して施工しなければならない。

第 18 条　（現場管理）

占用者は、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

2　現場責任者は、現場の指揮監督にあたらなければならない。

第 19 条　（現場管理）

占用者は、関係官公署及び関係企業者と常に緊密な連絡を保つよう努めるとともに、必要がある場合は、所管土木事務所長にその内容を報告しなければならない。

第 20 条　（検査）

占用者は、工事完了後速やかに所管土木事務所長の検査を受けなければならない。ただし、所管土木事務所長が必要と認めた場合は、工事中においても検査を受けなければならない。

2　前項の検査は、次の各号に掲げる事項によるものとする。

（1）　占用者は、所管土木事務所長から検査の立会いや必要な資料を求められた場合は、その指示に従わなければならない。

（2）　検査方法等については、その都度所管土木事務所長の指示を受けるものとするが、品質検査については、公的機関による品質に関する考察を持って代えることが出来る。

（3）　検査の際に指摘された箇所の手直しは直ちに行ない、再検査を受けなければならない。

（4）　検査に要する費用は、占用者が負担しなければならない。

第 21 条　（報告）

占用者は、所管土木事務所長が必要と認めたときは、その求めに応じて報告書を提出しなければならない。

第 22 条　（紛争の防止等）

占用者は、工事現場が隣接し、又は他の工事と競合する場合は、相互協調して紛争を防止するよう努めなければならない。

2　占用者は、工事の施工中においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（1）　道路の構造に影響を及ぼす行為

（2） 安全かつ円滑な道路交通を妨げる行為

（3） 公衆に迷惑を及ぼす行為

3　占用者は、工事現場内の安全巡視を行い、風紀衛生、火災及び盗難に対して注意を払わなければならない。

第23条　（工事に起因する損害又は紛争の処置）

占用者は、工事に起因して道路構造物に損傷を与えた場合若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者と紛争が生じた場合は、速やかに所管土木事務所長に報告し、占用者の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決しなければならない。

第24条　（条件変更その他）

所管土木事務所長が必要と認めたときには、工事の方法又は条件の変更を行う事ができる。

2　所管土木事務所長は、占用者がこの仕様書を履行せず又は履行が不完全であると認められるときには、当該工事の全部又は一部を中止させることができる。

3　占用者は、所管土木事務所長から工事の手直しを命じられたときには、速やかにその指示に従わなければならない。

第25条　（後片付け及び清掃）

占用者は、工事に伴う土砂、資材等の後片付け及び排水施設等の清掃を工期内に完了しなければならない。

第2章　掘削

第26条　（掘削の制限）

舗装路面は、原則として次の期間内は、掘削を許可しない。

（1） セメントコンクリート舗装　　5年

（2） アスファルト舗装　　3年

（3） 歩道舗装　　3年

（4） 簡易舗装　　2年

<table>
<tr><th></th><th>1年</th><th>2年</th><th>3年</th><th>4年</th><th>5年</th></tr>
<tr><td>セメントコンクリート舗装</td><td colspan="5">掘削制限期間</td></tr>
<tr><td>アスファルト舗装</td><td colspan="3">掘削制限期間</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>歩道舗装</td><td colspan="3">掘削制限期間</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>簡易舗装</td><td colspan="2">掘削制限期間</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

ただし、次に掲げる場合はその限りではない。

ア　災害の防止、事故の復旧等一般への危険防止のために行うもの

イ　沿道建築物への水道、下水、電気、ガス、電話の各戸引込み地下埋設管の布設工事等のために行うもの。なお、この復旧については、掘削制限期間の起点としない。

第27条　（取り壊し）

路面及び構造物の取り壊しの範囲は、許可条件に基づくこととする。

第 28 条　（発生土の搬出）

舗装破片及び掘削土砂は直ちに工事現場から搬出し、適正に処理するものとし、歩車道に堆積したり路上で小割してはならない。

2　土運搬車の荷台には、シートをかける等の措置を行い、運搬中土砂を巻き散らかさないようにしなければならない。

3　路面を汚した場合は、直ちに清掃しなければならない。

4　アスファルト塊、コンクリート塊その他の産業廃棄物は、関係法令に従い適正に処理しなければならない。

第 29 条　（掘削）

掘削は次の各号に掲げる事項を遵守して施工しなければならない。

（1）　掘削は、布掘り、つぼ掘り若しくは推進工法またはこれに準ずる工法とし、たぬき掘り、えぐり掘りを行なってはならない。

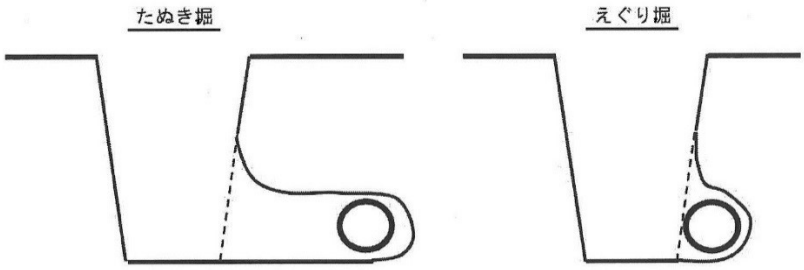

（2）　掘削は、特に指示した場合を除いて、当日中に復旧可能な範囲とする。

（3）　軟弱地盤又は湧水地帯等で、湧水又は溜まり水を排水する場合は、路面に放流してはならない。ただし、やむを得ず、道路の排水施設に放流する場合には、所管土木事務所長の指示を受けて、沈砂濾過施設等を設けてから行なうこと

（4）　湧水又は溜り水が多量にある場合や、掘削に伴い地盤沈下等を起こすおそれのある箇所を施工する場合は、土砂の流出、地盤沈下等を防止するために、グラウト工あるいは薬液注入工等を行うこと。ただし、薬害を付近に及ぼさないよう適切な措置を講じなければならない。

（5）　沿道に接近して掘削する場合は、出入りを妨げないように必要な措置を講じなければならない。

（6）　掘削は、地山の状態、掘削周辺の荷重の状態、掘削面の開放時間等によって掘削工法を検討し、施工しなければならない。

（7）　側溝及び暗渠等の伏越しについては、押込工法にて施工すること。

第 30 条　（特殊工法）

アースアンカー、ウェルポイント、連続杭、連続地中壁、凍結工法、注入工法、グラウト工法等の特殊な工法を用いる場合は、その旨を道路占用工事許可（協議）申請書に明記し、所管土木事務所長の許可を得なければならない。

第３章　土留工

第 31 条　（土留）

掘削は原則として土留工を施すものとし、施工方法は土質、占用物件の規模、既設埋設物、交通状況等を考慮した上で選定するとともに、その構造は安全なものでなければならない。

2　掘削の深さが 4 メートルを超えるときは、親杭横矢板、鋼矢板、ライナープレート等を用いた土留を行なわなければならない。

3　土留工を施してある間　必要がある場合は、絶えず地下水位、地盤沈下及び移動を観測してこれを記録し、地盤の隆起、沈下等以上が発生したときは、保全上の措置を講ずるとともに、その旨を所管土木事務所長その他関係者に通知しなければならない。

第 32 条　（杭、矢板等の打設）

杭、矢板等を打設する場合はあらかじめ地下埋設物件を調査確認のうえ打設するものとし、原則として掘削底面から 1.5 メートル以上の深さまで根入れをしなければならない。

第 33 条　（土留板）

土留板は、掘削後直ちにはめ込み、土留板と掘削土壁との間にすき間がないように念入りに施工しなければならない。

第 34 条　（切りばり）

切りばりは、座屈の恐れがなく、かつ、ゆるみが生じて落下することのないように施工しなければならない。

第 4 章　既設埋設物

第 35 条　（埋設物の事前確認及び保安措置、電線共同溝等近接施行）

占用者は、工事着手前に工事区域並びにその周辺の埋設物の位置、構造及び老朽度を調査し、埋設物の確認及び保安のために必要な措置を講じなければならない。

2　占用者は、電線共同溝、情報ボックスに近接して工事を施工する場合は、その旨を道路占用工事許可（協議）申請書に明記しなければならない。

第 36 条　（施行時の留意事項）

占用者は、工事の施工中、周囲の地盤のゆるみ又は沈下について常に注意し、特に近接埋設物に危険のないように十分留意して掘削を行なわなければならない。

2　杭及び矢板等の打設のための布掘り及びつぼ掘等の掘削は通常埋設物が予想される 2 メートル程度までは人力を持って行なわなければならない。ただし、埋設物のないことが明確である場合は、この限りではない。

3　埋設物を露出させたまま工事を施行する場合は、埋設物の管理者と連絡、調整の上事故の内容に留意するとともに、必要に応じて適切な措置を講じた後、掘削を行なわなければならない。

第 37 条　（火気）

引火のおそれのある埋設物等の付近においては、溶接機、切断機などの機械器具を使用してはならない。

第 38 条　（埋設物の防護）

工事のため露出した地下埋設物に対し、受け防護又はつり防護を行う場合に使用する材料は、十分な強度を有するものでなければならない。

2　防護を行う場合は、事前に埋設物管理者の承認を受けなければならない。

第 39 条　（埋設物の明示）

地下に埋設し、又は埋設してある通信線、水道管、下水道管、ガス管及び電線（各戸の引込管及び国土交通省令で定めるものを除く。）については、「地下埋設物表示に関する取扱要領」（昭和 47 年 1 月 6 日道補第 679 号）に従い明示しなければならない。

2　シートの埋設位置は、管上 30 センチメートル（ガス管については 50 センチメートルとすることができる。）を標準とする。ただし、管路の土被りとの関係上　舗装との離隔が確保できない場合は、どちらも 10 センチメートルまで縮小できるものとする。また、更に管天端が舗装下端に等しいときは、舗装下端に埋設しなければならない。

第 5 章　覆工

第 40 条　（車道の覆工及びすり付け）

覆工板、桁及び杭等の仮設構造物は、安全な構造で設計し、施工しなければならない。

2　覆工は原則として鋼製又は PC コンクリート製覆工板を使用するものとし、安全で強固なすべり抵抗の大きい製品でなければならない。

3　覆工板は荷重に耐え、はね上がり、ばたつき又は振動等によりゆるみを生じないようにし、各覆工板との間は隙間が生じないようにしなければならない。

4　舗装路面と覆工板との接合部は極力段差が生じないように施工しなければならない。ただし、やむを得ず段差が生じた場合は、縦･横断方向ともアスファルト・コンクリートで交通に支障のないように擦り付けなければならない。（縦断方向、市道等への取付部、マンホール周りは 5%以下、横断方向は 10%以下ですり付けなければならない。また、「道路工事等における表示及び保安施設の設置基準」に準拠した「段差」の標示板を設置しなければならない。）

第 41 条　（歩道の覆工）

歩道の覆工は在来の歩道計上を保持する構造とし、すき間がないように取り付け、必要に応じて歩車道の境界には、防護柵を設置しなければならない。

第 42 条　（覆工の管理）

覆工部は常時点検し、その機能保持に万全を期すとともに、現場付近に常時呼び覆工板を用意しておかなければならない。

2　覆工板表面の滑り止めが摩滅等によってその機能が低下した場合は、取替え等を行なわなければならない。

第 43 条　（覆工の出入口）

覆工部に地下への出入口を設ける場合は、作業場内に設けることを原則とする。やむを得ず作業場以外に設ける場合には、車道部位外に設置しなければならない。

2　地下への出入口の周囲には、高さ 1.2 メートル以上の柵等を設置し、視認しやすい色彩とするとともに照明を設けるものとし、出入時以外は閉じてかなければならない。

第 44 条　（材料等の搬入･搬出）

材料等の搬入･搬出に当たり覆工板の一部をはずす場合は、その周囲に保安施設を設けるとともに、専任の誘導員を配置して関係者以外の立入りを防止し、夜間は照明設備を設置しなければならない。

2　材料等の搬入･搬出作業が終了したときは、直ちに覆工板を復元しなければならない。

第 6 章　埋め戻し

第 45 条　（撤去、点検）

埋戻しに際し、杭･矢板等は抜き取ることを原則とし、掘削箇所内に工事材料等が存置しないように点検しなければならない。

第 46 条　（埋戻しの材料及び方法）

埋戻しに使用する材料は、埋設物上面 30 センチメートルまで砂又は再生砂を使用し、その上面については、再生砕石、再生砂又は良質土、改良土を使用する。

良質土及び改良土、発生土等の埋戻し材料を使用する場合には、「良質土・改良土の品質及び品質管理基準」（平成 7 年 3 月 22 日付け道管第 378 号道路管理課長通知）に適合するものとして、道路占用許可申請（協議）時に所管土木事務所長の許可を得なければならない。

なお、施工は掘削底面より一層 20 センチメートル以下にして埋戻し転圧する。ただし、路体については一層厚 30 センチメートル以下とする。

2　埋戻しは埋設物、構造物等に留意の上実施し、その周辺は特に念入りに突き固めなければならない。

3　路盤工から上層部の施工については、第 10 章（舗装工）によるものとする。

4　埋戻しは特に指示がない限り、当日に仮復旧まで完了しなければならない。

第 47 条　（杭、矢板等の残置）

残置派原則として禁止であるが、やむを得ず杭、矢板等を残置する必要が生じる場合は、道路占用許可申請（協議）時に所管土木事務所長の許可を得なければならない。

なお、残置をする場合は、原則として車道部は路面から深度が 2.5 メートル以上、歩道部は路面から深度が 1.5 メートル以上で切断しなければならない。

また、工事施行中に残置の必要が生じた場合は、所管土木事務所長の許可を得なければならない。

2　残置物件が生じた場合は、残置物件を明らかにした図面等を所管土木事務所長に提出しなければならない。

第 7 章　特殊工法

第 48 条　（推進工法、シールド工法等）

推進工法又はシールド工法等における施行で、発進坑及び到達坑の土留工については、第 3 章を遵守し、掘削に際しては、えぐり掘りを行なってはならない。

2　推進工法

（1） 薬液注入工法、グラウト工法の施工にあたっては、国土交通省が定める基準に基づき施工するものとし、あらかじめ道路占用許可申請（協議）書に位置、範囲、施工工法等を添付し所管土木事務所長の許可を得なければならない。

（2） 工事実施前及び実施後の工事現場付近の路面の高低差を計測し、その結果を所管土木事務所長に提出しなければならない。

3　シールド工法

（1） 土砂搬出の設備の位置箇所及び土砂搬出の方法は、道路占用許可申請（協議）書に明記した上で、あらかじめ所管土木事務所長の許可を得なければならない。

土砂搬出設備は、土砂の飛散等を防止する措置を工事、外観は周囲の美観を損なわないようにしなければならない。

（2） 「縦後部」を設置する際に所管土木事務所長が指示した場合は、当該工事完了後、完成検査を受けなければならない。

（3） 占用者は次の各号について、所管土木事務所長が資料の提出を求めた場合には、速やかに提出できるよう事前に資料を作成しなければならない。

ア　路面の変動状況

イ　坑内からの排水状況

ウ　シールドの計画法線に対する変位量

エ　セグメントの直円からのひずみ量

オ　覆工の内空断面の水平、垂直各々の最大変位量

（4） 覆工背面の充填は十分行なわなければならない。

（5） 事故防止対策については、十分な措置を講じなければならない。

4　工事現場における路面や道路構造物に変動が生じないよう施工するとともに、以上が発見された場合には、直ちに所管土木事務所長に報告し、その指示を受けて、原状回復又はそれに変わる措置を講じなければならない。

第５章　仮復旧

第 49 条　（仮復旧）

仮復旧は、埋戻し完了後直ちに行なわなければならない。

2　仮復旧は、次の構造を標準とする。

		路盤工	表層工
車道	N_7　（3000　≦　T） N_6　（1000　≦　T　＜3000）	再生砕石又はｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ t =15～20cm	表層：再生密粒度又は密粒度 t =5cm 基層：再生粗粒度又は粗粒度 t =5cm
	N_5　（250　≦　T　＜1000） N_6　（100　≦　T　＜250） N_1、N_2、N_3　（T　＜100）	再生砕石又はｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ t =15cm	表層：再生密粒度又は密粒度 t =5cm
歩　道		再生砕石又はｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ t =5cm	表層：再生密粒度又は密粒度 t =3cm

注）T とは、舗装計画交通量（単位：台／日・方向）をいう。

注） t とは、舗装の厚さをいう。

3　すり付け工は、縦断方向、市道等への取付部、マンホール周りは 5%以下、横断方向は 10%以下ですり付けを

行うものとする。

4　本復旧を施工するまでの間（1週間以上は間を置くこと）、占用者は、工事の施行箇所を常に巡回し、道路の周辺の生活環境を保全するため、道路交通に伴う騒音振動の防止又は軽減を図るよう、特に配慮しなければならない。また、路面の沈下や表層の剥離、排水処理その他不良箇所が生じたときは、所管土木事務所長の指示に従い直ちに補修を実施し、安全かつ円滑な交通を確保しなければならない。

5　路面表示類は、法令に基づき設置されているものであり、又交通安全確保のために重要なものであるので、仮復旧であっても、仮区画線をペイント等で原形どおり必ず標示すること。なお、仮復旧での交通開放期間が長期に及ぶ場合は、長期間の使用に耐える路面表示を施さなければならない。

6　次の条件を全て満たした場合、路盤先行をすることができる。

（1）　アスファルト舗装であること。

（2）　掘削面積が 300 平方メートル以上で、神奈川県土木工事施行管理基準所（以下「施行管理基準書」という。）の品質管理基準及び規格値に規定する締固め度が得られること。

（3）　周辺の舗装状態が良好であること。

（4）　工事完了後において沈下の有無の現地確認を行う体制が整っていること。

（5）　その他所管土木事務所長が指示した条件。

第9章　本復旧

第 50 条　（復旧方法）

本復旧は、次のとおり施工しなければならない。

（1）　復旧工事は次の各号に掲げる場合を除き、占用者が行うものとする。

ア　復旧工事に高度の技術を必要とする場合

イ　道路工事の先行工事として行なう場合

ウ　道路占用者が競合して掘削する場合で、道路管理上、道路管理者が一括して復旧することが適当と判断した場合

エ　その他、所管土木事務所長が特に必要と認めた場合

（2）　復旧方法は次のとおりとする。

ア　復旧方法は、交付された許可条件及びこの仕様書に基づき行うこと。

イ　復旧構造は、特に指示しない限り原形復旧を原則とする。

ウ　復旧範囲は、特に指示しない限り第 60 条（路面復旧範囲の算定方法）による。

エ　本復旧は、許可書に明示された期限内に行うものとする。

（3）　路面表示類

路面表示についても原形どおり（材料含む）復旧すること。

第 51 条　（費用負担）

占用者は、神奈川県道路占用規則第 10 条の規定に基づき、路面復旧工事に要する費用を負担するものとし、道路管理者が指定する次の路面復旧に要する費用を、別に発行する納入通知書により納入する者とする。

（1）　神奈川県道路占用規則第 10 条第 1 項第 1 号に規定する自費復旧工事の場合は、掘削面積に 2.4 を乗じた面積（ただし、電柱等で占用物件が路面に露出することにより、路面の復旧を要しない部分がある場

合は、その面積を控除した面積とする。）に道路管理者の決定した単価を乗じた額に 100 分の 6 を乗じて得た金額とする。

（2） 神奈川県道路占用規則第 10 条第 1 項第 2 項に規定する管理者復旧工事の場合は、道路管理者が決定する面積を基本にし、神奈川県の積算基準に基づいて積算した工事費と、その工事費に 100 分の 10 を乗じて得た間接事務費の合計額に、消費税相当額を加算した金額とする。なお、現場の状況による設計変更に伴う工事費の増減は、精算によりこれを行う。

第 52 条　（道路補修責任期間）

占用者が占用工事を施行した舗装、路床、法部その他の道路構造に関係あるものに欠陥があるときは、当該工事完了の日から 2 年間（当該道路の構造に関係があるものが簡易舗装、コンクリート平板ブロック、砂利道又は街路樹である場合は、1 年間）、当該工事を施行した占用者がその補修を行なわなければならない。

第 10 章　舗装工

第 53 条　（本復旧の施行）

本復旧の施行については、「土木工事仕様書第 6 編道路編第 2 章舗装」に準拠して行うものとする。ただし、当該仕様書に定めのないものについては、所管土木事務所長の指示によるものとする。

2　本復旧の施工管理は、施工管理基準書に基づくものとする。ただし、当該管理基準に定めのないものについては、所管土木事務所長の指示によるものとする。

第 54 条　（路面復旧の範囲）

路面復旧の範囲の基本は、第 60 条（路面復旧範囲の算定方法）に定めるとおりとする。ただし、路盤を含めないで算定した場合、復旧箇所及び付近に悪影響を生ずる可能性があるときは、全面積路盤を含めて算定するものとする。

2　また、特殊舗装の場合においては、現場の状況を鑑定しその都度別に算定するものとする。

第 55 条　（路盤工）

下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等の有害物を含まず、土木工事仕様書に定められた規格に適合するものとする。

2　上層路盤に使用する粒度調整路盤材は、粒度調整砕石、再生粒度調整砕石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、又は、砕石、クラッシャラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を定められた粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機ごみ、その他の有害物を含まず、土木工事仕様書に定められた規格に適合するものとする。

3　路盤の一層の仕上り厚は、上層路盤では 15 センチメートル以下、下層路盤では 20 センチメートル以下になるように敷きならさなければならない。

4　路盤の締固めは、最適含水比付近の含水比で締固めなければならない。

5　プライムコートで使用する石油アスファルト乳剤は、発注者の指定のある場合を除き、JIS K 2208（石油アスファルト乳剤）の PK-3 の規格に適合するものとする。

第 56 条　（アスファルト系舗装）

舗装版（表層）に関わる復旧範囲は、原則として車線区分のあるときは車線、車線区分のないときは全幅又は半幅とする。

2　車線にまたがるときの復旧範囲は、原則として全幅とする。

3　路盤に関わる復旧範囲及び具体の算定については第 60 条（復旧範囲の算定方法）による。ただし、車道上層路盤面については、機械施工を基本とする。

4　加熱アスファルト混合物を自動車で運搬する際、温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆わなければならない。

5　基層工及び表層工の施工に先立ち、路盤面又は基層面の浮石、その他有害物を除去しなければならない。

6　加熱アスファルト混合物の舗装作業は、原則として気温 5℃以下の時には施工してはならない。

7　表層を舗装するにあたって、基層の不陸が甚だしいときには、アスファルト混合物でレベリング層を作り、不陸を整正した後施工しなければならない。

8　敷きならしは原則としてフィニッシャーによるものとする。ただし、フィニッシャーを使用できない場合は、所管土木事務所長の指示に従って施行しなければならない。

9　加熱アスファルト混合物は敷きならし後、ローラーによって十分に締固めなければならない。ただし、ローラーによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で十分に締固めなければならない。

10　横継目、縦継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。

11　継目は十分に締固めて密着させ、平坦に仕上げなければならない。

既に舗装した端部が十分に締固められていない場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施行しなければならない。

12　アスファルト混合物は、土木工事仕様書（第 1 編共通変第 3 章一般施工、第 6 節一般舗装工 3-6-2　19）に定められた規格に適合するものとする。

第 57 条　（コアー採取）

検査のためのコアー採取するときは、所管土木事務所長の指示する箇所から抜き取らなければならない。

第 58 条　（コンクリート系舗装（ホワイトベース））

セメントコンクリート舗装は、1 ブロック内の僅少の部分を掘削しても、路面復旧に際しては原則として 1 ブロックを復旧するものとする。隣接するブロックに影響部分があれば、それを含めて算定するものとする。

2　算定においては、路盤を含む面積は第 60 条（復旧範囲の算定方法）により、コンクリート版は原則として 1 ブロックごとにする。

3　アスファルト･セメントコンクリート舗装（ホワイトベース）の場合は、表面がカバーされており、ブロックの長さ及び幅が表面に現れないので、判断困難につき 1 ブロックの長さを 6.0 メートル、幅を 3.75 メートルとみなし、現場の状況を調査判断の上算定する。なお、影響部分については、セメントコンクリート舗装の場合の追徴方法を適用するものとする。

第 59 条　（連続点掘の復旧）

道路の中心線と平行の方向の復旧範囲は、最低でも舗装版（表層）で 3 メートルを確保すること。

2　連続点掘の復旧部分間又は既設舗装目地までの距離が 5 メートル未満のときは、その区間を所管土木事務所長の指示により、舗装版（表層）の打換又は切削オーバーレイをすることとする。

なお、上記の 5 メートル未満の区間について道路構造の保全上必要な場合は、路盤から打換を指示できることとする。

3　競合する給水管及び取付管工事については、道路構造物上連続点掘と同様の影響を生じることとなるので、工事調整を十分に行い、施工目地の減少に努めること。

第 60 条　（復旧範囲の算定方法）

復旧範囲の算定は、次のとおりとする。

～　以下省略　～

第 11 章　歩道舗装

第 61 条　（歩道の復旧）

歩道の復旧は、路床の不陸を整正し、十分に転圧を行なった後、次の各号に掲げるところにより施工しなければならない。

（1）　歩道の表層は全幅復旧を原則とする。ただし、所管土木所長が認めたときはこの限りではない。

仮復旧に当たっては、表層は再生密粒度アスファルトを用い、厚さ 3 センチメートルで行う。

（2）　平板・インターロッキングブロック等（以下「平板等」という。）の舗装の場合は、所定の砂又は路盤工を施工し、その上に平板等を丁寧に張り立てるものとする。

ただし、平板等の標準品の張り立てが不可能な箇所については、平板等を切断加工して間詰めを行うものとする。

（3）　アスファルト･コンクリート舗装の場合は、所定の路盤工を施工し、その上にアスファルト混合物で舗装しなければならない。

（4）　切り下げ箇所の場合は、コンクリート、アスファルト又は平板等で舗装しなければならない。

（5）　砂利道の場合は、路面に砕石あるいは切り込み砂利を敷きならし、十分に転圧を行なわなければならない。

ア　材料は再生砕石（RC-40）又はクラッシャーラン（C-40）を使用する。

イ　敷きならしは 1 層 15 センチメートル以下とし、ローラー等を用いて転圧を行なう。

（6）　舗装の構成については別表による。

ア　インターロッキングブロック舗装については、現況の舗装構成で復旧すること。

イ　平板インターロッキングブロックの場合は、影響幅までとする。

別表（第 61 条第 1 項第 6 号関係）

①透水性舗装における舗装構成

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td rowspan="2">標準の場合</td><td colspan="2">切り下げの場合</td><td rowspan="2">摘　要</td></tr>
<tr><td>普通車の場合</td><td>大型車の場合</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装</td><td>表　層</td><td>t=4cm　開粒度</td><td>t=5cm　開粒度</td><td rowspan="3">特殊部における舗装構成を参照</td><td rowspan="3">1　透水性舗装用加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物舗装を原則とする
2　路盤面のﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄは施工しない</td></tr>
<tr><td>路　盤</td><td>t=10cm
(RC-40・C-40)</td><td>t=20cm
(RC-40・C-40)</td></tr>
<tr><td>ﾌｨﾙﾀｰ層</td><td colspan="2">t=10cm　（砂層）</td></tr>
</table>

②特殊部における舗装構成

		標準の場合	切り下げの場合		摘要
			普通車の場合	大型車の場合	
ｱｽﾌｧﾙﾄ	表　層	t=3cm (密粒度･再生密粒度)	t=5cm (密粒度･再生密粒度)	t=5cm (密粒度･再生密粒度)	1　ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装を原則とする。
	基　層	－	－	t=5cm (粗粒度･再生粗粒度)	
	路　盤	t=10cm (RC-40・C-40)	t=20cm (RC-40・C-40)	t=30cm (RC-40・C-40)	
ｺﾝｸﾘｰﾄ	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版	t=7cm (σ_{ck}＝18N/㎜^{2})	t=10cm (σ_{ck}＝18N/㎜^{2})	t=15cm (σ_{ck}＝18N/㎜^{2})	
	路　盤	t=10cm (RC-40・C-40)	t=20cm (RC-40・C-40)	t=30cm (RC-40・C-40)	

※注 1　アスファルト舗装における表層の材料は、維持管理上必要と認める場合、細粒度（再生細粒度）とすることができる。

第１２章　道路附属物・その他

第 62 条　（道路附属物の移設）

占用者は、街路樹、ガードフェンス、道路照明施設その他の道路附属物に移設の必要が生じたときには、あらかじめ所管土木事務所長の指示に従わなければならない。また、工事中に道路附属物の移設の数量等の変更が生じた場合も同様とする。

第 63 条　（道路附属物の原状回復）

工事に起因して生じた道路附属物の損傷は、占用者の責任において現状に回復しなければならない。この場合において必要な材料及び強度は、所管土木事務所長の指示に従わなければならない。

第 64 条　（道路標識、区画線及び路面表示）

工事のためやむを得ず路面標識の移設を行なう場合は、沿道の樹木、広告物、建造物等に留意し、道路の管理上支障とならない場所を選定しなければならない。

2　工事のためやむを得ず区画線及び路面表示を消去する場合は、削り取り等適切な方法により消去するものとし、新旧の区画線が錯綜して見えることのないようにしなければならない。

第 65 条　（防護柵）

工事のためやむを得ず防護柵を一時撤去した場合には、本復旧までの間必要な措置を講じておかなければならない。

第 66 条　（街路樹等）

工事区間内に植栽されている樹木類は、むやみに剪定等を行なってはならない。また、消毒、整枝剪定、灌水、植栽枡内の保護等については、所管土木事務所長の指示に従わなければならない。

2　工事のためやむを得ず移植を行なう場合は、次の各号に掲げる事項について所管土木事務所長の指示に従わなければならない。

（1） 移植時期（復植を含む）

（2） 移植方法（復植を含む）

（3） 移植場所

第 67 条　（照明設備）

工事のためやむを得ず照明設備の移設を行なう場合は、既照度を保つ照明設備にしなければならない。

2　引込柱、配電塔及び地中線等を移設する場合は、所管土木事務所長の指示に従わなければならない。なお、移設に従い電気の需給契約等が生じる場合は、所管土木事務所長に報告し、その指示に従わなければならない。

第 68 条　（路肩、法面等）

路肩及び法面等の復旧は、原則として占用者の責任において現状に復旧しなければならない。ただし、細部については、所管土木事務所長の指示に従わなければならない。

第 69 条　（占用施設の管理）

占用者は、占用物件（特にマンホール）のパトロールを常に行い、良好な状態に維持･管理するものとし、占用物件やその周辺に破損があった場合は、所管土木事務所長に報告するとともに、指示に従わなければならない。

2　占用物件やその周辺が破損していることに起因した事故が発生した場合は、速やかに所管土木事務所長に報告するとともに、指示に従わなければならない。

附則　（平成 23 年 3 月 30 日付　道管第 220 号）

1　この仕様書は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2　この仕様書の施行の際　現に道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の規定により道路の占用の許可(同意)を受けている占用者及び道路占用許可申請（協議）書を受理している占用者に係る工事については、この仕様書の規定に関わらず、なお前述の例による。

3　神奈川県道路占用工事共通仕様書（平成 7 年 4 月）は、廃止する。

２－６．小田原市道路占用等規則（抜粋）

昭和 40 年 12 月 1 日　規則第 55 号

最終改正　令和元年 6 月 1 日　規則第４号

小田原市道路占用等規則

第１条　（趣旨）

この規則は、法令、条例その他別に定めのあるものを除き、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路で小田原市が管理するもの（同法第 18 条第 1 項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間の当該区域を含む。以下「道路」という。）の占用及び同法第 24 条の規定により道路管理者以外の者の行う工事に関し必要な事項を定めるものとする。

第２条　（占用工事の計画書）

道路法第 36 条第 1 項本文（同法第 91 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により市長に提出する工事の計画書は、道路占用工事計画書（様式第 1 号）とする。

第３条　（工事の調整）

市長は、道路法第 36 条第 1 項本文の規定による計画書の提出を受けたときは、占用に関する工事その他の相互調整を図るため必要な措置を講ずることができる。

第４条　（占用又は掘削の許可の申請）

道路法第 32 条第 1 項（同法第 91 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により道路の占用許可を受けようとする者又は占用の工作物、物件若しくは施設（以下「占用工作物等」という。）の改築、移転、除却等に伴い道路の掘削許可を受けようとする者は、占用し、又は掘削しようとする日の 15 日前までに、道路占用許可申請･協議書（様式第 2 号）2 通を市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が必要でないと認める場合は、添付書類の一部を省略することができる。

（1）　誓約書

（2）　位置図

（3）　境界確定図

（4）　公図写し

（5）　占用工作物等の平面図、断面図及び縦断図

（6）　実測求積図

（7）　工程表

（8）　占用位置付近の写真

（9）　当該占用に利害関係があると認められる者の同意書

(10)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて指示した書類

３　市長は、第 1 項の規定による申請書の提出があった場合において、当該申請書に係る道路の占用が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該占用を許可しないことができる。

（1）　道路に出入するための通路の設置に係るものであり、かつ、当該通路の幅員が 4 メートルを超えるとき又は当該通路に係る一の敷地に二以上の通路を設置しようとするものであるとき。

（2） 道路法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件の設置に係るものであり、かつ、一の道路を縦断して二以上の同種類の当該物件を並行して設置しようとするものであるとき。

第４条の２　（電線共同溝の占用）

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号。以下「電線共同溝法」という。）第 4 条第 1 項（電線共同溝法第 8 条第 3 項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第 11 条第 1 項の規定による占用の許可の申請をしようとする者は、電線共同溝占用許可申請書（様式第 3 号）2 通を市長に提出しなければならない。

２　電線共同溝法第 4 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の規定による占用の許可の申請をしようとする者は、前項の申請書に電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行規則（平成 7 年建設省令第 17 号）第 1 条第 2 項各号又は第 2 条第 2 項各号に掲げる書面を添付するものとする。

第５条　（占用又は掘削の許可）

市長は、道路法第 32 条第 1 項の規定により道路の占用を許可し、道路の掘削を許可し、又は電線共同溝法第 10 条若しくは第 11 条第 1 項の規定による電線共同溝の占用を許可したときは、道路占用許可書（様式第 4 号）を申請者に交付する。

第６条　（許可事項の変更）

道路法第 32 条第 1 項又は電線共同溝法第 10 条若しくは第 11 条第 1 項の規定による許可を受けた者（以下「占用者」という。）が、道路法第 32 条第 3 項（同法第 91 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は電線共同溝法第 12 条第 1 項の規定により変更の許可を受けようとするときは、道路占用許可申請･協議書又は電線共同溝占用許可申請書 2 通を市長に提出しなければならない。

２　第 4 条第 2 項及び第 3 項並びに前条の規定は、前項の規定による申請及びその申請を許可した場合に準用する。

第７条　（工事完了届）

占用者は、第 12 条第 1 項の規定により復旧工事（同条第 2 項の規定により市長が路面復旧工事を行う場合は、埋戻工事）を完了したとき又は占用工作物等を除却し、占用地を原状回復したときは、当該工事又は原状回復を完了した日の翌日から起算して 10 日以内に工事等完了届（様式第 5 号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

第８条　（占用の廃止）

占用者が自己の都合により占用を廃止したときは、道路占用廃止届（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。ただし、占用の廃止に伴い占用工作物等を除却し、前条の規定により工事等完了届を提出する場合は、この限りでない。

第９条　（占用の継続）

占用者は、占用期間が満了し、引き続いて占用（電線共同溝の占用を除く。）の許可を受けようとするときは、占用期間満了の日の 15 日前までに、道路占用継続許可申請書（様式第 7 号）2 通を市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、第 4 条第 2 項各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めるときは、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

３　第 5 条の規定は、第 1 項の規定による申請を許可した場合に準用する。

第 10 条　（占用許可の期間）

占用許可の期間は、次に定めるところによる。

（1） 道路法第35条及び第36条第1項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による事業のための占用又は電線共同溝の占用の場合は、10年以内とする。

（2） 前号に掲げる占用以外の占用については、5年以内とする。ただし、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条に規定するもののうち、特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占用工作物等については、許可の申請のあった年度内とする。

第10条の2　（電線、水管、ガス管又は下水道管の占用の場所）

電線、水管、ガス管又は下水道管で市長が一定以上の強度を有する構造及び材質と認めるものの占用については、道路法施行令第10条、第11条及び第12条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによる。

（1） 地下電線を埋設する場合においては、その頂部と路面との距離は、車道（歩道（当該歩道の舗装が一定以上の強度を有すると市長が認めるものに限る。以下この条において同じ。）以外の部分をいう。）の地下にあっては当該地下電線を設ける道路の舗装の厚さ（路面から路盤の最下面までの距離をいう。以下この条において同じ。）に0.3メートルを加えた距離（当該距離が0.6メートルに満たない場合は、0.6メートル）以下、歩道の地下にあっては0.5メートル以下としないこと。

（2） 水管又はガス管を埋設する場合においては、その頂部と路面との距離は、当該水管又はガス管を設ける道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた距離（当該距離が0.6メートルに満たない場合は、0.6メートル）以下（本線以外の線を歩道の地下に埋設する場合にあっては、0.5メートル以下）としないこと。

（3） 下水道管の本線を埋設する場合においては、その頂部と路面との距離は、当該下水道管を設ける道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた距離（当該距離が1メートルに満たない場合は、1メートル）以下としないこと。

（4） 下水道管の本線以外の線を埋設する場合においては、その頂部と路面との距離は、当該下水道管を設ける道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた距離（当該距離が0.6メートルに満たない場合は、0.6メートル）以下、歩道の地下にあっては0.5メートル以下としないこと。

（5） 前2号の規定にかかわらず、その材質が遠心力鉄筋コンクリートである下水道管を埋設する場合においては、その頂部と路面との距離は、1メートル以下としないこと。

2　前項の規定によるほか、次の各号に掲げる道路に係る電線、水管、ガス管又は下水道管の占用については、当該各号に定める基準によるものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、占用者と協議の上、当該基準と異なる基準を適用することができる。

（1） 排水施設が整備されていない道路　地下電線、水管、ガス管又は下水道管の頂部と路面との距離は、1.1メートル以上とすること。

（2） 既設構造物を有する道路　地下電線、水管、ガス管又は下水道管と当該既設構造物との距離は、0.3メートル以上とすること。

3　第1項に掲げる基準により電線、水管、ガス管又は下水道管を歩道の地下に埋設する場合において、その頂部と当該歩道の車両の乗り入れ等のための切り下げ部分の路面との距離が同項に掲げる基準に満たないときは、占用者は、当該部分の地下に設ける電線、水管、ガス管又は下水道管につき所要の防護措置を講じなければならない。

第11条　（舗装道路掘削の制限）

舗装道路について新設又は全面的な補修を行った後は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間は、掘削を許可しない。ただし、公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（1） セメント・コンクリート舗装道路　5年

（2） アスファルト・コンクリート舗装道路　3年

第12条　（掘削及び復旧工事の施工方法等）

占用者は、掘削許可を受けたときは、市長の指示する方法により掘削及び復旧工事（埋戻工事及び路面復旧工事をいう。以下同じ。）を行わなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認める場合は、占用者に代わって復旧工事のうちの路面復旧工事を行うことができる。

第13条　（路面復旧面積の裁定）

前条の規定により路面復旧工事を行わなければならない路面の面積（以下「路面復旧面積」という。）は、掘削深さ及び掘削幅に応じて定める別表第1の規定により裁定する幅に掘削延長を乗じて得た面積（第11条ただし書に係る掘削を許可した場合にあっては、当該幅に2を乗じて得た幅に道路の全幅を乗じて得た面積）とする。この場合において、計算して得た面積に小数点以下の端数があるときは、小数点以下第2位を四捨五入する。

第14条　（路面復旧費の負担）

第12条第2項の規定により市長が路面復旧工事を行う場合は、占用者は、前条の規定により裁定された路面復旧面積に舗装の種別に応じて定める別表第2の路面復旧工事単価を乗じて得た額を路面復旧費として負担しなければならない。この場合において、計算して得た額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

第15条　（事務費の負担）

掘削許可を受けた占用者は、次の各号に掲げる路面復旧工事を行う者の区分に応じ、当該各号に定める額を事務費として負担しなければならない。この場合において、計算して得た額に10円未満の端数があるときはこれを四捨五入する。

（1） 占用者が行う場合　前条の規定により算出して得た額の100分の6に相当する額

（2） 市長が行う場合　前条の規定により算出して得た額の100分の10に相当する額

2　前項の規定にかかわらず、市長は、占用者が水道法（昭和32年法律第177号）又は下水道法（昭和33年法律第79号）による工事を行う場合その他特に必要があると認める場合は、同項の事務費を減額し、又は免除することができる。

第16条　（路面復旧面積への加算等）

市長は、路面復旧面積を裁定する場合において、道路の実状、掘削位置等により掘削前の道路機能が十分発揮できないと認めるときは、第13条の規定にかかわらず、占用者と協議の上、同条の規定により算出して得た面積に必要と認める面積を加えた面積を路面復旧面積として裁定することができる。

2　前項の規定の適用がある路面復旧工事を第12条第2項の規定により市長が行う場合の路面復旧費は、第14条の規定にかかわらず、同条の規定により算出して得た額に市長が別に定める額を加えた額とし、当該工事に係る事務費は、当該額を基礎として前条の規定を適用して得た額とする。

第17条　（路面復旧費及び事務費の徴収方法）

路面復旧費及び事務費は、掘削許可の日から起算して30日を超えない範囲で納期を指定し、一括して徴収す

る。

2　前項の規定にかかわらず、占用者が国又は地方公共団体その他公益事業を行う団体である場合は、市長が別に定めるところにより路面復旧費及び事務費を徴収することができる。

第 17 条の２　（路面復旧費及び事務費の不還付）

既納の路面復旧費及び事務費は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

（1）　占用者の責めに帰さない理由により掘削することができないとき。

（2）　掘削の開始前に、掘削の取消しを申し出たとき。

（3）　前２号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

第 18 条　（占用権譲渡等の禁止）

占用者は、道路の占用に関する権利を他人に譲渡し、又は占用地若しくは占用工作物等を他人に使用させ、若しくは管理させてはならない。ただし、電線共同溝法第 6 条第 1 項の規定により電線共同溝の占用予定者の地位を承継する場合その他市長が必要と認める場合は、この限りでない。

第 19 条　（連帯保証人）

市長は、道路の占用に関し、占用期間が長期にわたるとき、地元居住者等の利害に重大な関係がある場合その他で、必要があると認めるときは、この規則により申請をする者に市内に居住する身元の確実な連帯保証人 2 人を選任させることができる。

第 20 条　（代理人）

市長は、道路の占用に関し必要と認めるときは、この規則により申請をする者又は占用者に市内に居住する者のうちから適当な代理人を選任させることができる。

第 21 条　（住所変更等の届出）

占用者又は第 18 条ただし書の規定により占用の権利を承継しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が発生した日の翌日から起算して 30 日以内に当該事実を証明する書類を添えて市長に届け出なければならない。

（1）　占用者、電線共同溝法第 5 条第 1 項に規定する電線共同溝の占用予定者（以下「電線共同溝の占用予定者」という。）、連帯保証人又は代理人が住所又は氏名を変更したとき。

（2）　相続により占用者又は電線共同溝の占用予定者の地位を承継したとき。

（3）　占用者又は電線共同溝の占用予定者である法人の名称又は代表者に変更があったとき。

（4）　占用者又は電線共同溝の占用予定者である法人が解散し、又は合併したとき。

第 22 条　（道路管理者以外の者の行う工事の申請及び承認）

道路法第 24 条の規定により道路に関する工事又は道路の維持（以下「自費工事等」という。）の承認を受けようとする者は、自費工事等を行おうとする日の 15 日前までに、道路自費工事等施行承認申請書（様式第 8 号）2 通に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項の規定による申請を承認したときは、道路自費工事等施行承認書（様式第 9 号）を申請者に交付する。

3　第 6 条第 1 項及び第 7 条の規定は、自費工事等の変更承認申請及び完了届をする場合に準用する。この場合において、同項中「道路占用許可申請･協議書及び電線共同溝占用許可申請書」とあるのは「道路自費工事等変更承認申請書（様式第 10 号）」と、第 7 条中「工事等完了届（様式第 5 号）」とあるのは「道路自費工事等完了

届（様式第 11 号)」と読み替えるものとする。

＝附則は、省略　＝

別表第１（第 13 条関係）

路面復旧幅裁定基準表

<table>
<tr><td rowspan="6"> 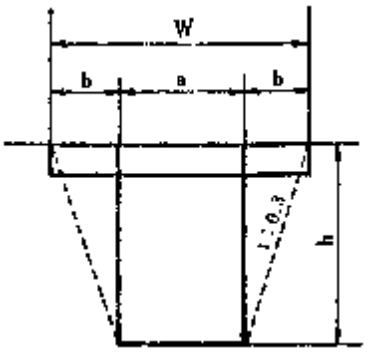
</td><td>h</td><td>a</td><td>b</td><td>W
（ａ＋２ｂ）</td></tr>
<tr><td>1.2m以下</td><td>0.60m</td><td>0.30m</td><td>1.20m</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1.2mを超え1.5m
以下</td><td>0.60</td><td>0.45</td><td>1.50</td></tr>
<tr><td>0.80</td><td>0.45</td><td>1.70</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1.5mを超え
2.0m以下</td><td>0.80</td><td>0.60</td><td>2.00</td></tr>
<tr><td>1.00</td><td>0.60</td><td>2.20</td></tr>
<tr><td></td><td>2.0mを超える場合</td><td colspan="3">W＝ａ＋２×0.3ｈ
ただし、打込土留工法の場合で、ｈ≧3.5メートルのときは、W＝ａ＋２（ｔ＋1.0）</td></tr>
</table>

備考

１　この表において「ａ」とは掘削幅、「ｂ」とは影響幅、「ｈ」とは掘削深さ、「ｔ」とは矢板高、「W」とは路面復旧幅を表す。

２　ｂの数値は、掘削場所の土質の状況等に応じて変更することがある。

２－７．道路工事等における表示 及び 保安施設の設置基準

実施　昭和 49 年 12 月 1 日

改正　平成 19 年 4 月 1 日

１．　（目的）

道路利用者に対し道路工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、円滑な道路交通を確保するため、道路工事（道路占用工事に関わるものを含む。以下同じ。）現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取扱を下記のとおり定める。

２．　（適用範囲）

神奈川県において管理する道路での道路工事について適用する。

３．　（設置の方法及び位置）

別紙の各標示及び施設は、工事十別に定められた位置に設置するものとする。但し別紙一覧表及び標準は位置図によることが不適切な場合はこの限りではない。

４．　（道路工事の標示）

道路工事を行う場合は、必要なる道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を表示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事についてはこの限りではない。

なお、標示板の設置にあたっては、別紙図６を参考とするものとする。

（１）工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

（２）工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

（３）工事種別

工事種別（道路補修工事等）を標示するものとする。

（４）施工主体

施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

（５）施工業者

施工業者及びその連絡先を標示するとする。

５．　（防護施設等の設置）

車両等の進入を防ぐ必要のある工事箇所には、両側にバリケード保安柵（ネット付）等を設置し、交通に対する危険の程度に応じた赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。

６．　（迂回路の標示）

道路工事のための迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中迂回路の入り口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点（迷い込む恐れのない小分岐点を除く。）において、道路標識「まわり道」を設置するものとする。（別紙図１７－２及び別紙図１７－３を参照）

なお、標示板の設置にあたっては、別紙図１７－１を参考とするものとする。

７．　（寸法及び色彩）

計上及び色彩は別紙のとおりとし、原則としてこれを使用しなければならない。各標示及び施設の前面及び側面には定められた以外の文字、記号および色彩を使用してはならない。但し設置区分により小規模工事等に

ついては、この限りではない。

道路工事現場においては、一般交通に対する標示を目的として、標示施設または防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅１０ｃｍ）を用いるものとする。

８．　（管理）

道路工事現場における標示板および防護施設は堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか夜間において遠方から確認し得るよう照明または反射装置を施すものとする。

９．　（特定）

この設置基準は、一般的な基準であり必要に応じ、これ以外のものを指示することができる。

１０．　（実施期日）

この設置基準は平成 19 年 4 月 1 日から実施する道路工事等について適用する。

標示及び施設の設置一覧表

区分 ＼ 標示及び施設の種別	警戒標識 規制標識				工事標示板 お願い板		ネット付保安柵 バリケード 保安灯			回転灯	予告板	その他						標準配置様式図 標示及び施設
	図—1—1	図—1—2	図—2	図—3	図—6	図—7	図—4	図—5	図—13	図—12	図—9	図—17	図—11	図—14	図—15	図—10	図—16	
								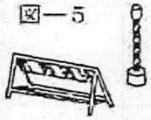		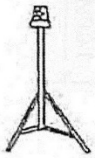								
	それぞれの工事区間の前後に各々1基（反射式及び内部照明式を併用）				工事区間の起終点に各々1基		工事区間の縦横断方向に設置			それぞれの工事区間の前後に各々1基	工事区間の起終点の前後にそれぞれ設置	現場状況に応じて設置する。						
	図 1—1	1—2	2	3	図 6、7、8		図 4	5	6	図 12	図 9	図 10	11	14	15	16	17	
交通規制による 全面交通止	×		○（倍率1.3）	×			△				×	×	×		×	×	○	
交通規制による 片側通行 交通量5,000台／12h以上	○		（倍率1.6）	○			○	○	○	○	○ 工事区間起終点から100、200、400Mの各地点	△	△	×	○	△	×	A
交通規制による 片側通行 交通量5,000台／12h未満	○		（倍率1.3）								○ 工事区間起終点から50～100、300Mの各地点							B
交通規制による 上下同時通行 交通量5,000台／12h以上	○		（倍率1.6）		○（板照明200Wスポット型水銀灯（図—8）工事標示板は占用工事）						○ 工事区間起終点から50～100、300Mの各地点							C・D / F・G
交通規制による 上下同時通行 交通量5,000台／12h未満	○		（倍率1.3）								○ 工事区間起終点から50～100、300Mの各地点				×			E / F・G
路側工事	○		（倍率1.3）								○ 車道部基準による							H
歩道工事	△（倍率1.3）		○（倍率1.3）	△	○（必要に応じて板照明200Wスポット型水銀灯）		△				△ 車路上に仮歩道を設置する時、他車道部基準による	×		△		×		I・J

○—必要　△—必要に応じて　×不必要

標準配置様式図

車　　道　　部

片　側　通　行

A型（交通量５，０００台／１２ｈ以上）

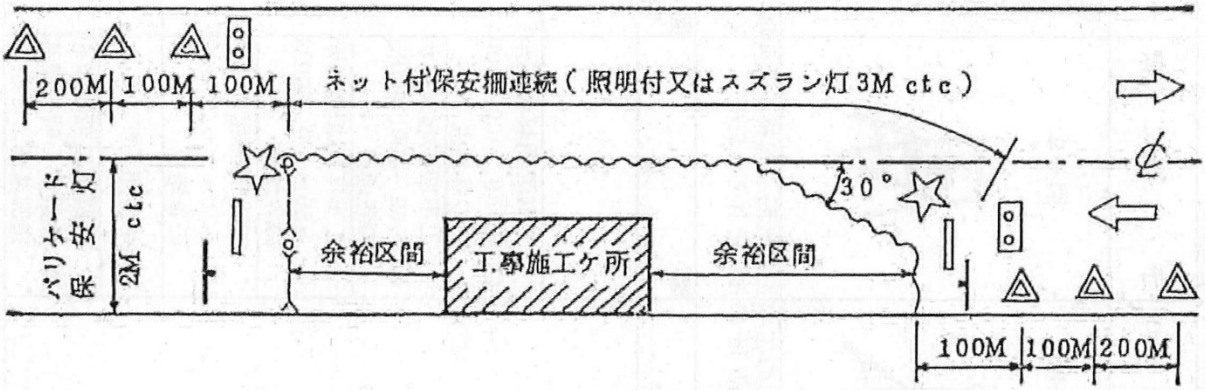

B型（交通量５，０００台／１２ｈ以上未満）

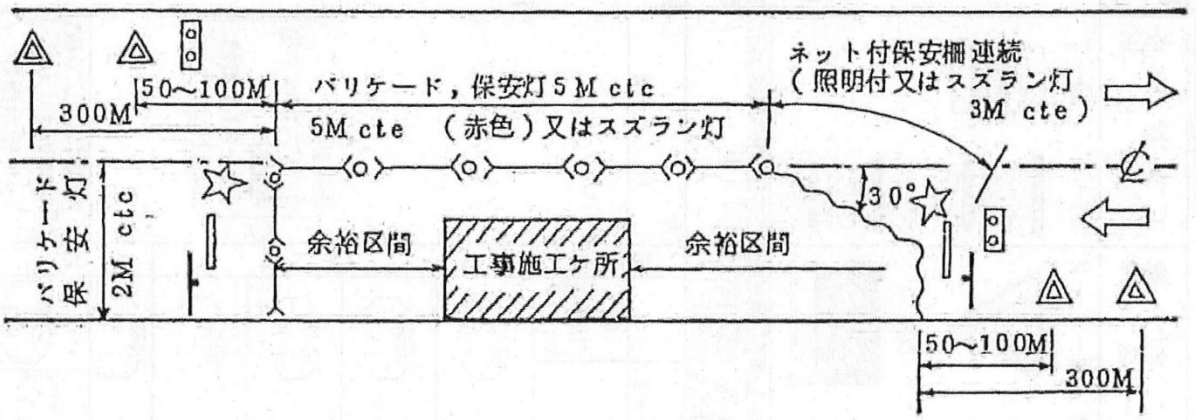

車　　道　　部

上下同時通行

C型（４車線、交通量５，０００台以上）

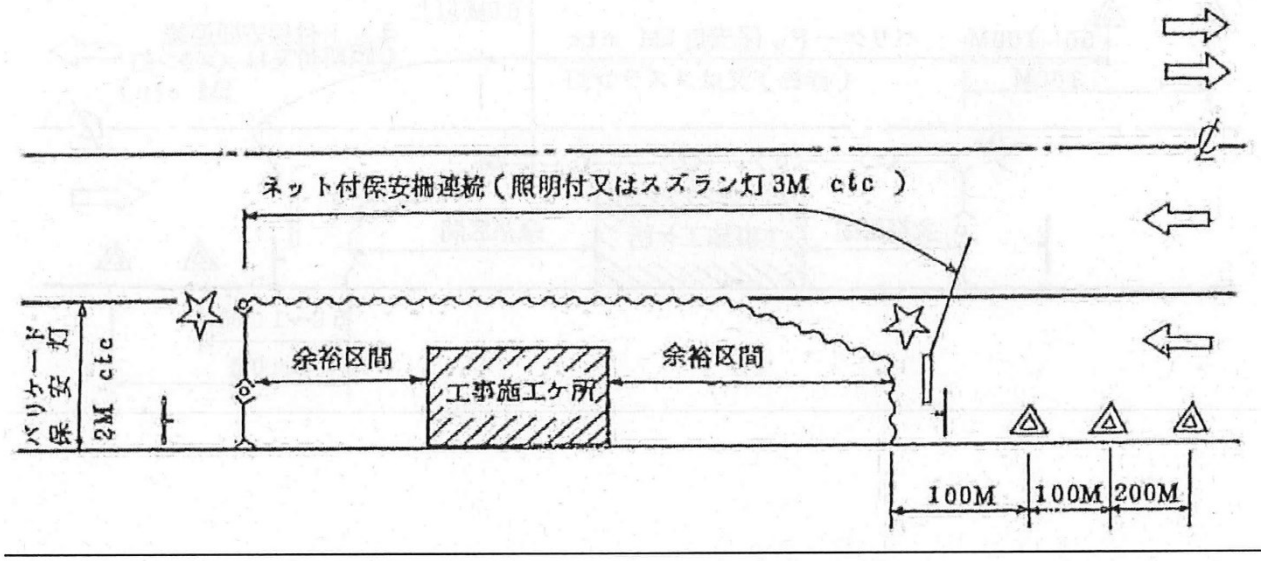

D型（２車線、交通量５，０００台未満）

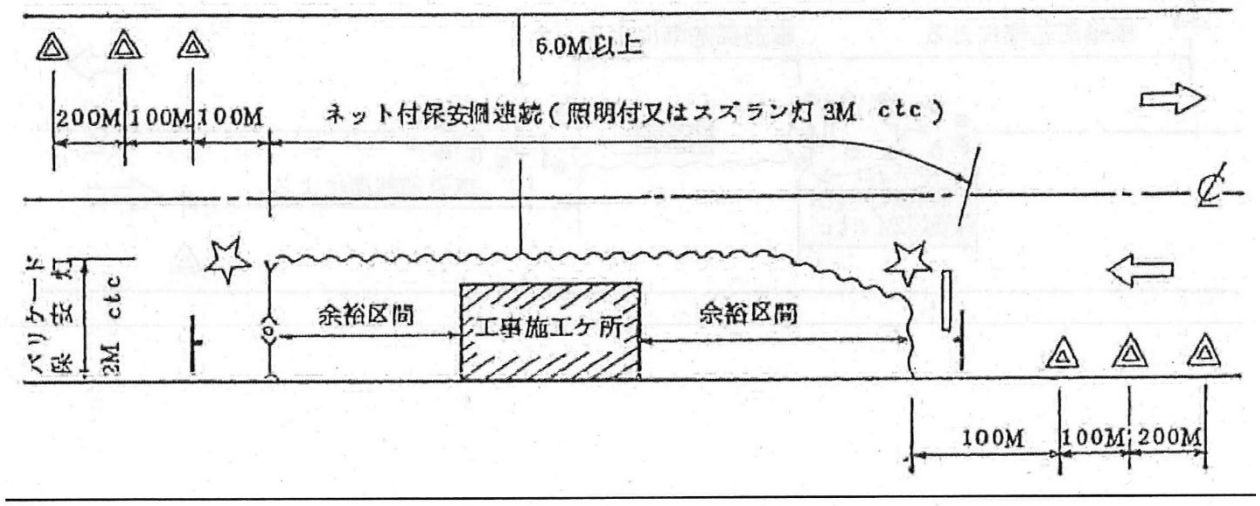

上下同時通行

E型（交通量５，０００台／１２ｈ未満）

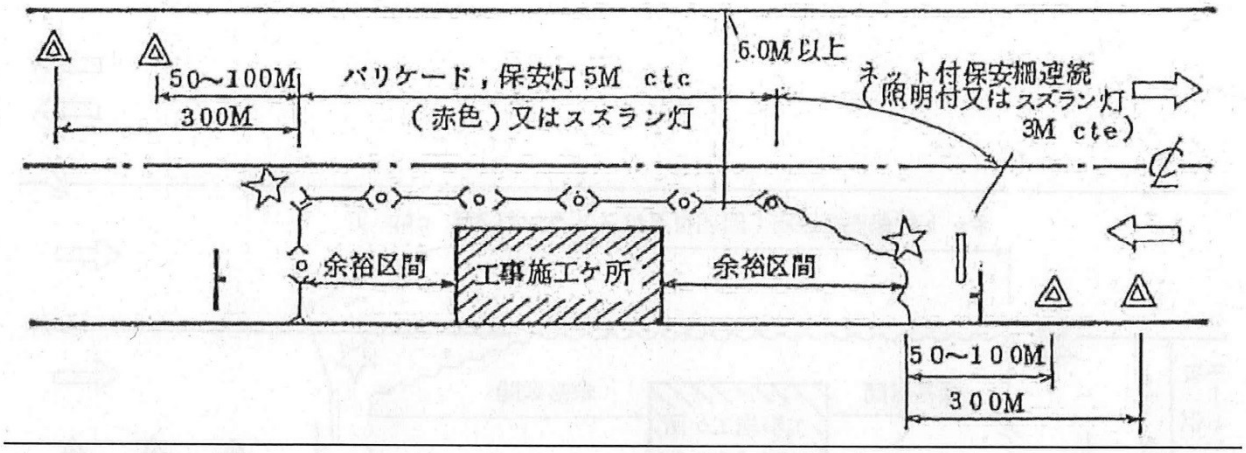

F型（車道中央部工事）

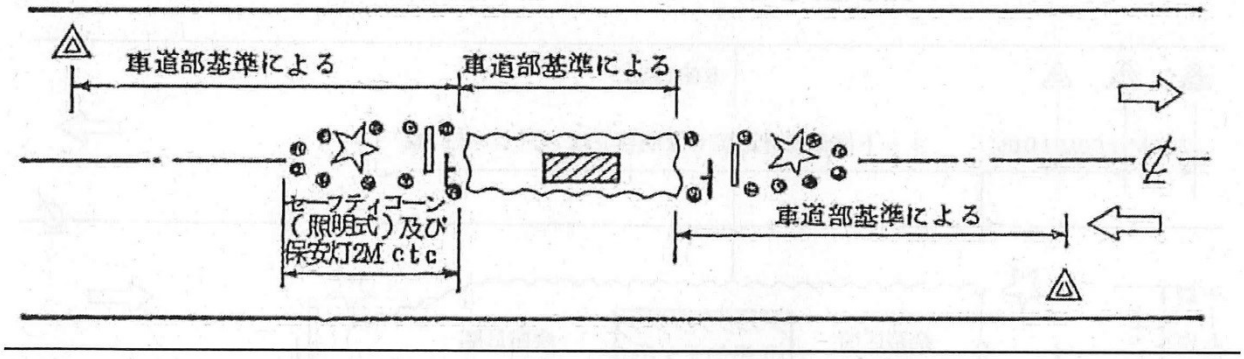

G型（区画線設置）

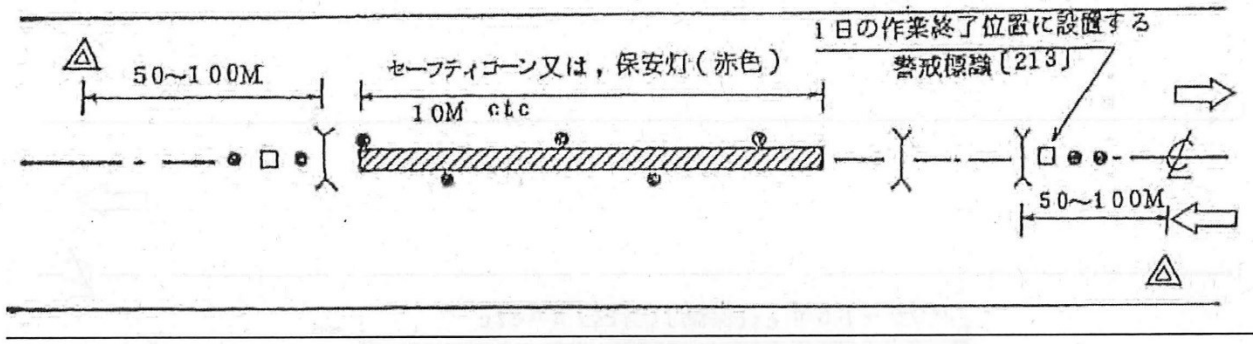

路 側 工 事

H型（側溝工事等）

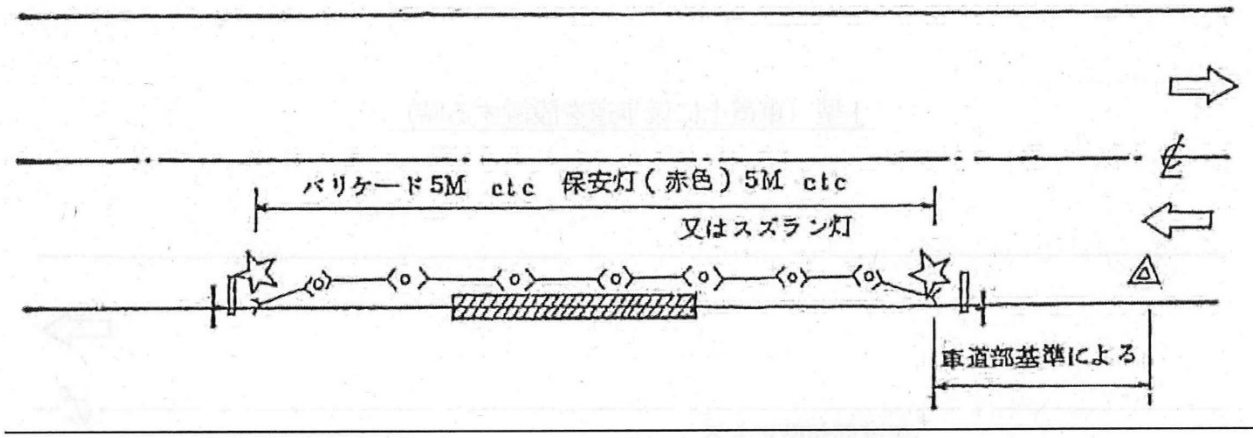

歩 道 工 事

I型（歩道内に歩道を設置できる時）

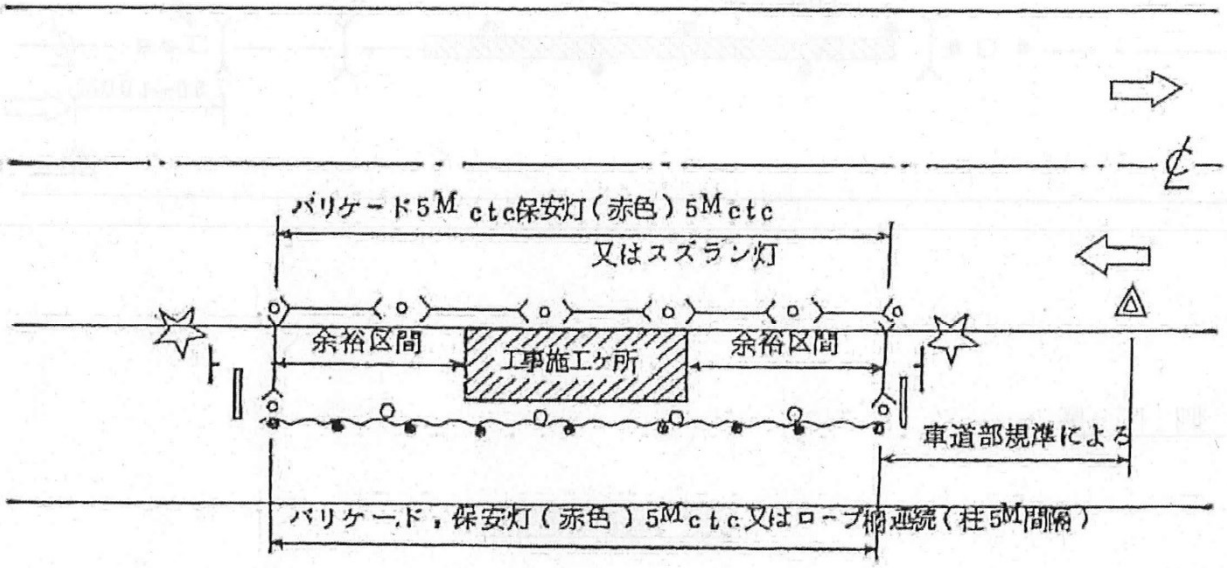

J型（車道上に仮歩道を設置する時）

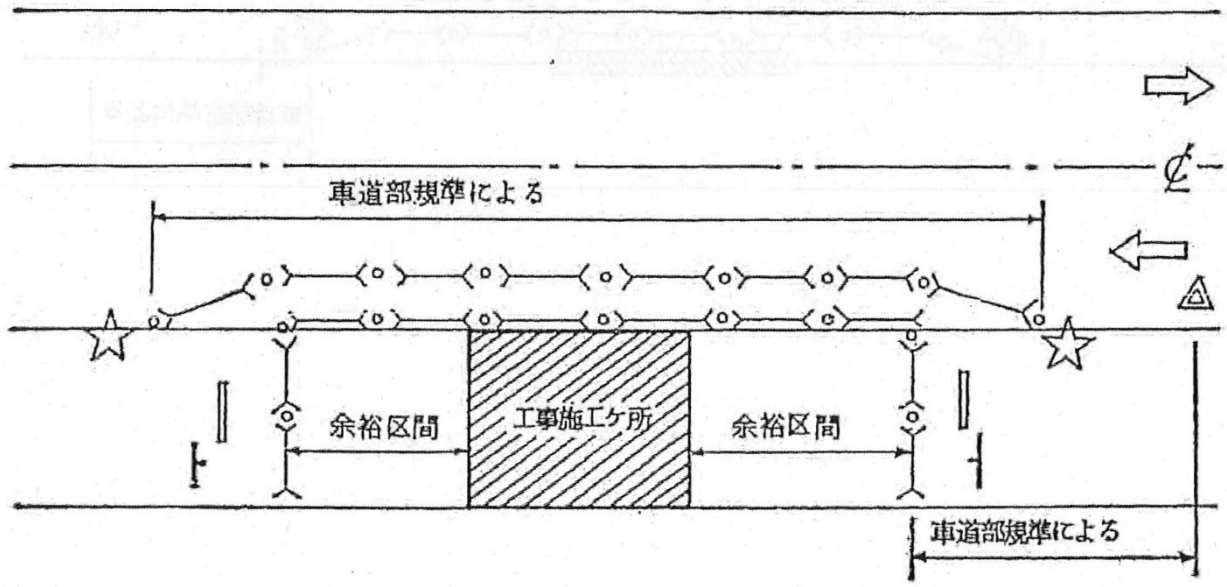

記 号 凡 例

ネット付保安柵（図－４）

バリケード　（図－５）

標識ロープ柵　（図－１４）

予 告 板　（図－９）

回 転 灯　（図－１２）

保 安 灯（赤色）（図－１３）

規制・警戒標識（図１－１，１－２，２，３）

工事標示板，お願い板（図６，７，８）

警戒標識（図－２）

セーフティコーン（図－１１）

車両進行方向（交通流）

信号機

(注) １．片側通行　　信号機等により交通規制を行い、片側通行をおこなうものであり、片側車道巾員は最低３．０m以上確保する事。

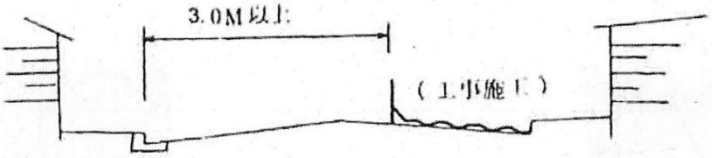

２．上下同時通行　　徐行等の交通規制を行うが交通流に対して影響の少ないもの。車道巾員は最低６．０m以上確保する事。

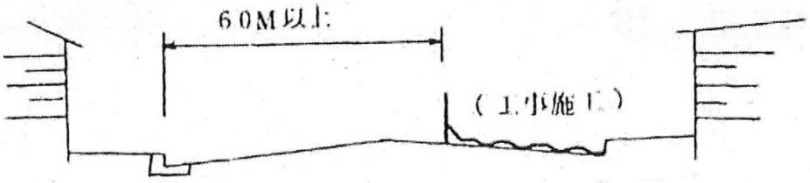

３．歩道工事　　歩道工事を行う場合には様式図Ｉ型、Ｊ型共に最低、１人線（０．７５m）を確保する事。

４．余裕区間長　　工事延長、資器材の配置状況により決定するが一般は１０m を標準とする。

５．工事施工延長　　一区間原則として１００m以内にする。ただし駅周辺、繁華街交差点、踏切、橋梁等については、現場状況等に応じて決定すること。

1　規制標識

図　1－1

〔329〕　徐　行

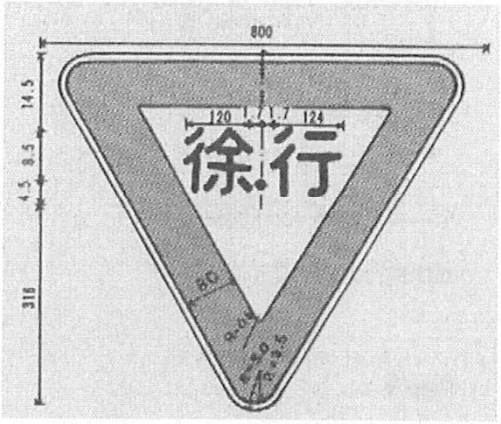

図　1－2

〔311-E〕指定方向外進行禁止

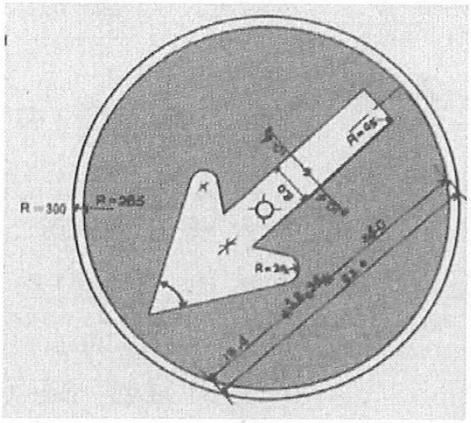

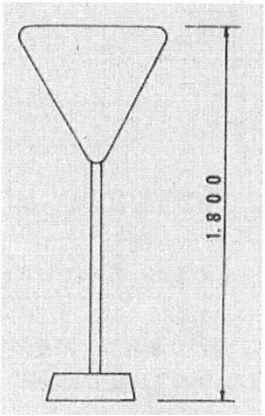

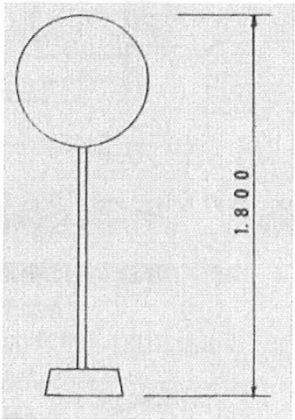

2　警戒標識

図－2

〔213〕　　道路工事中

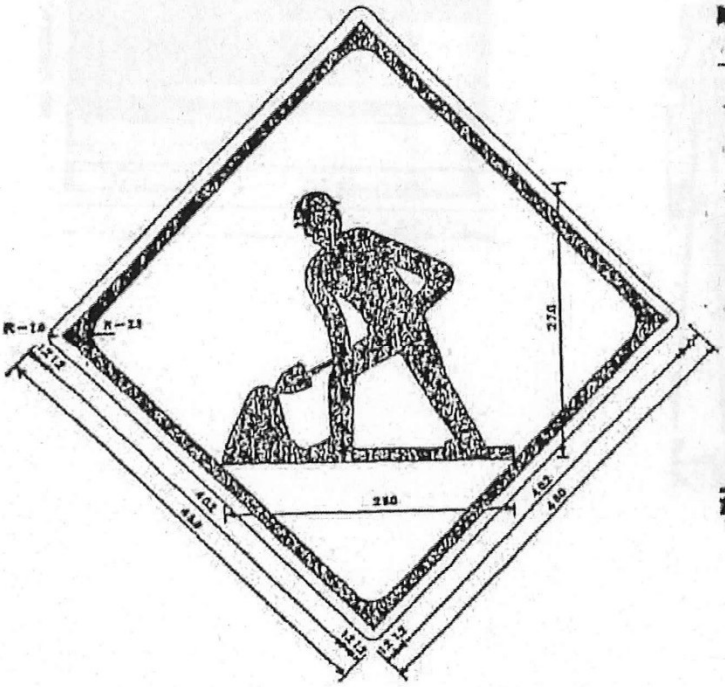

3　警戒標識板（内部照明式）

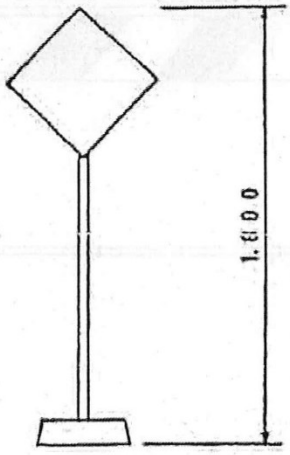

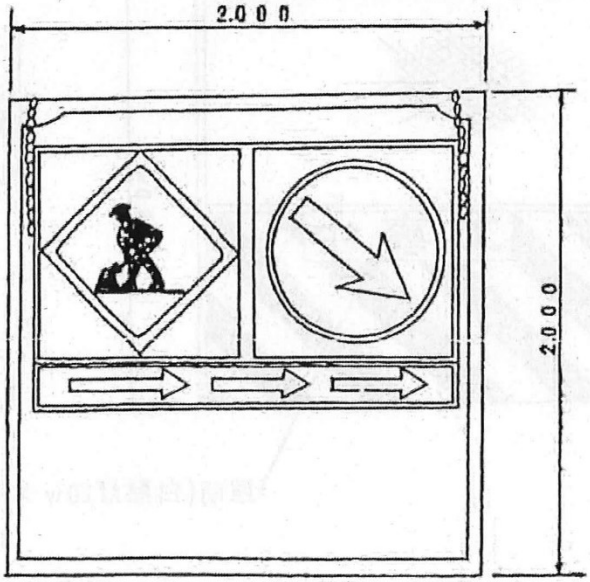

4　保安柵（ネット付）

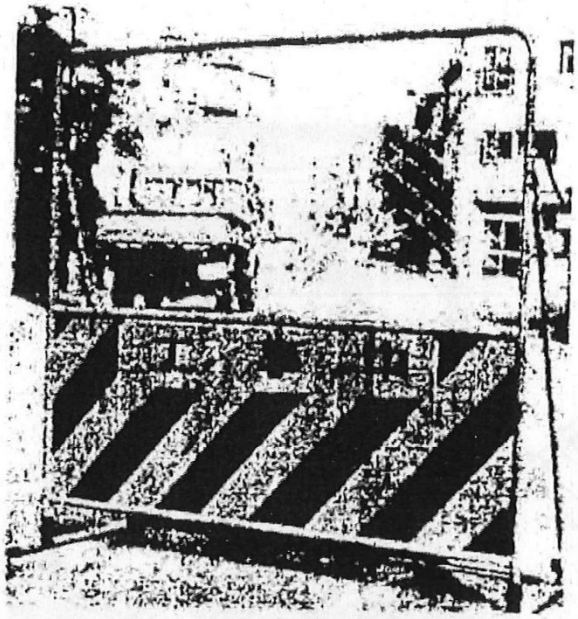

5　バリケード

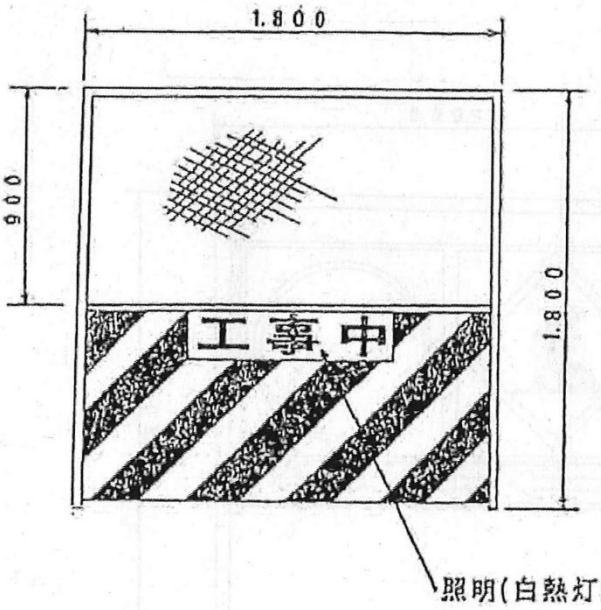

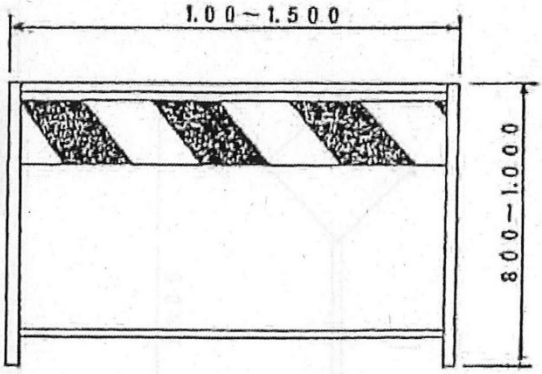

6　工事の標示板

- 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び縁は黒色、地を白色とする。
- 縁の余白は２ｃｍ、縁線の太さは１ｃｍ、区画線の太さは０．５ｃｍとする。

7　お願い板

設置方法　板の下端は地上２００㎜とし、上部吊り下げて風圧で倒れないようにする。

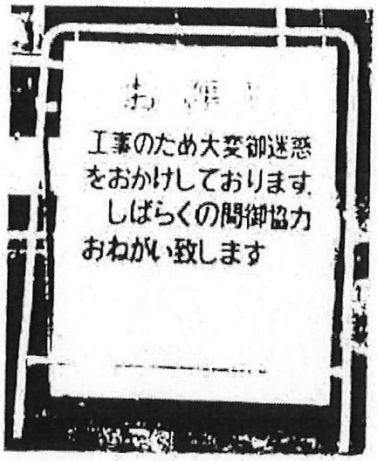

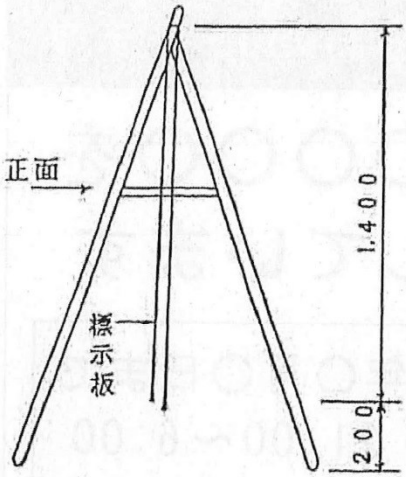

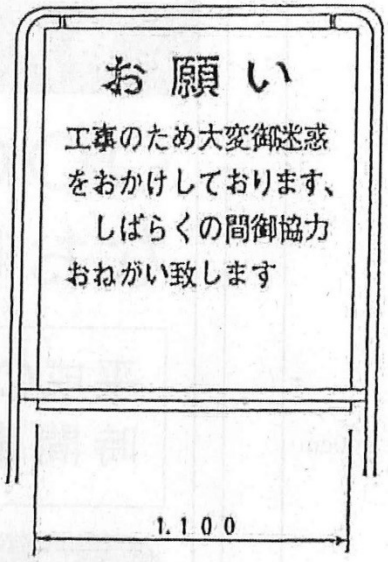

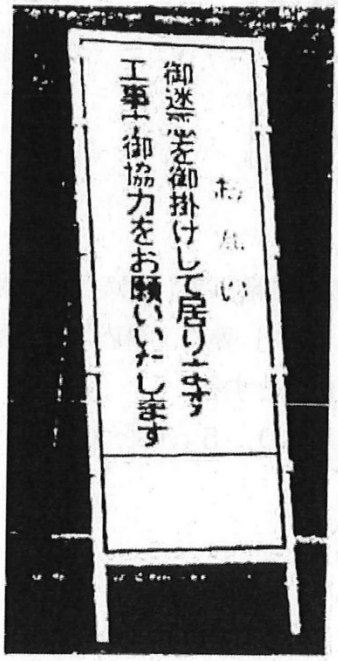

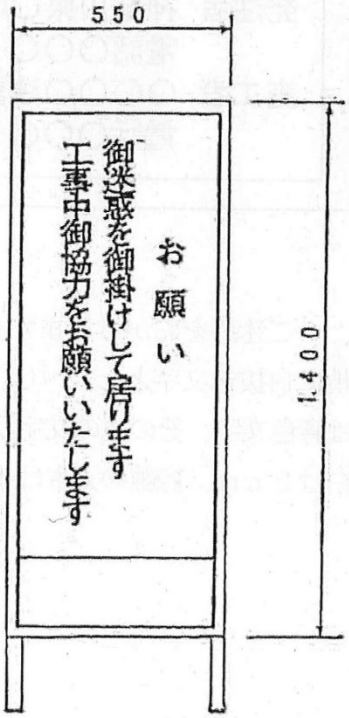

8　占用工事の標示板

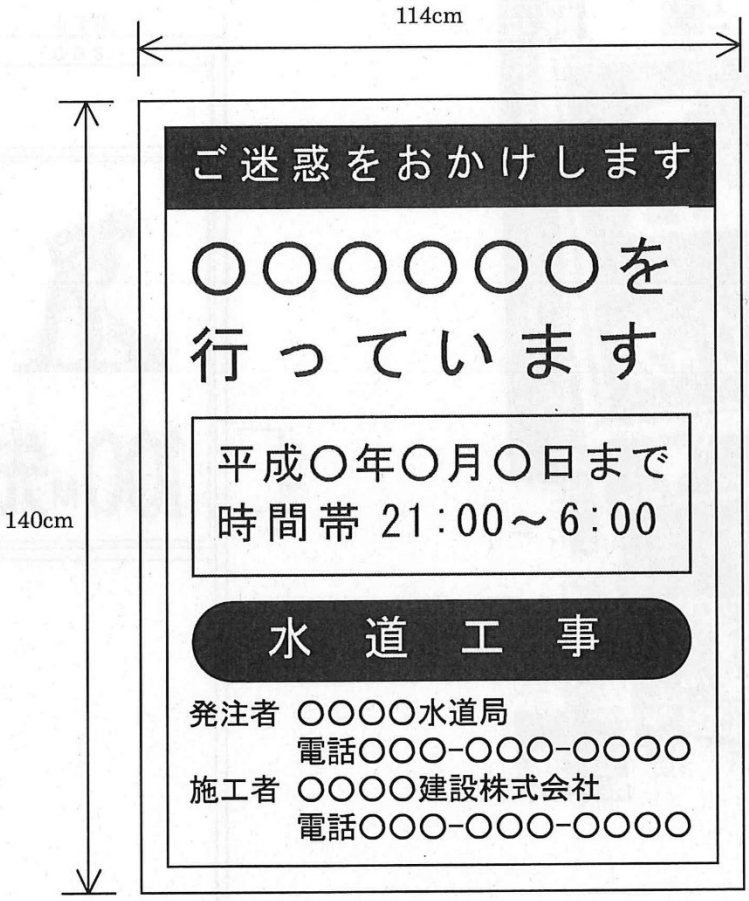

- 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「水道工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇を行っています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び縁は黒色、地を白色とする。
- 縁の余白は２ｃｍ、縁線の太さは１ｃｍ、区画線の太さは０．５ｃｍとする。

9　予告板

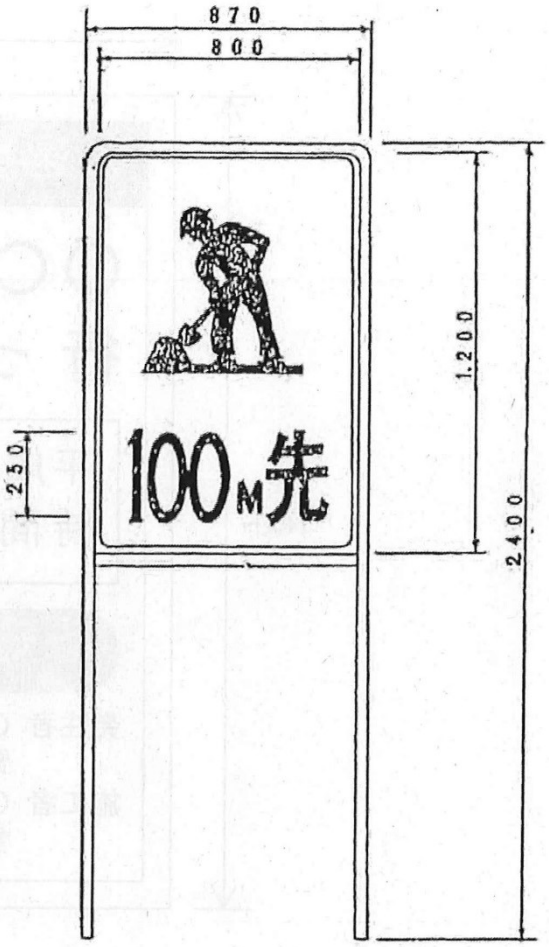

１０　この先段差あり

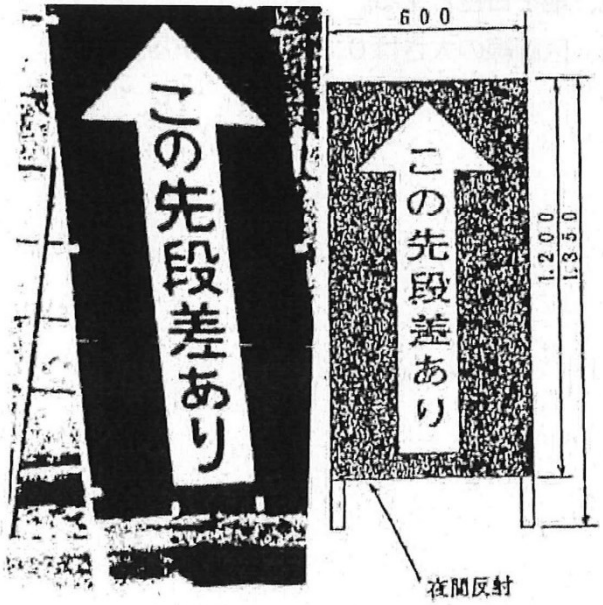

１１　セフティーコーン

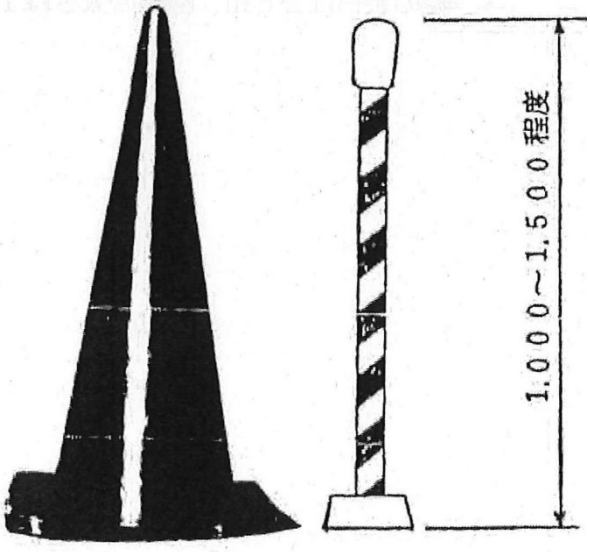

(注) この工事により内部照明式を併用すること。

１２　回転灯

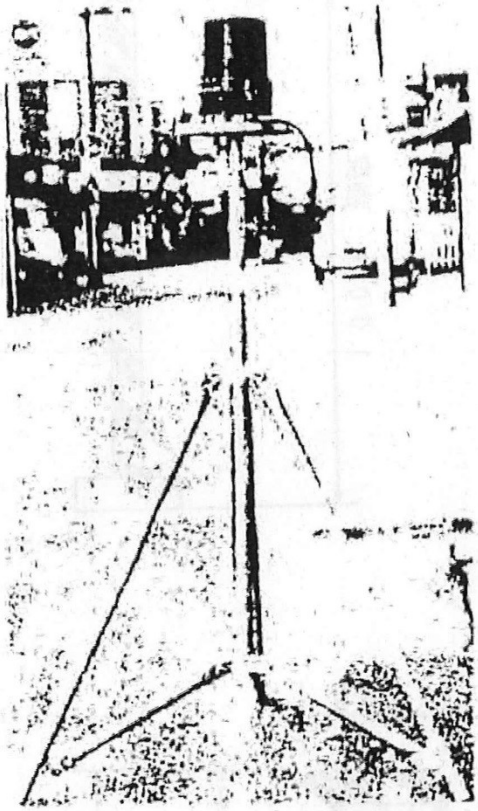

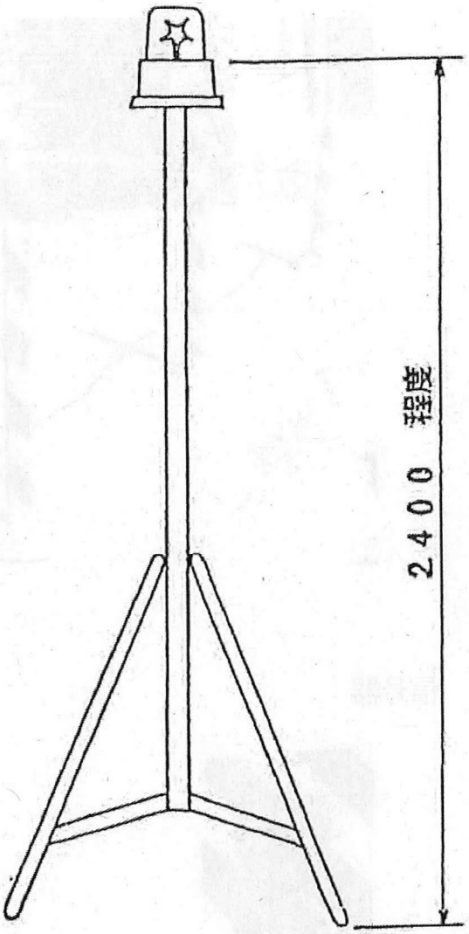

１３　保安灯

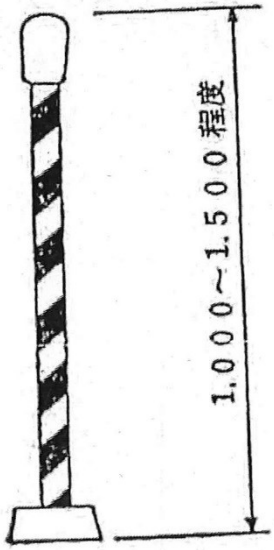

１４　標識ロープ支柱

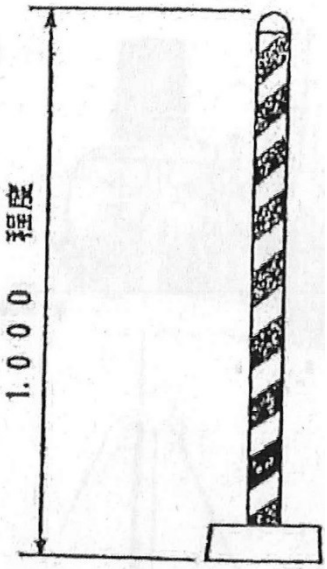

１５　信号器

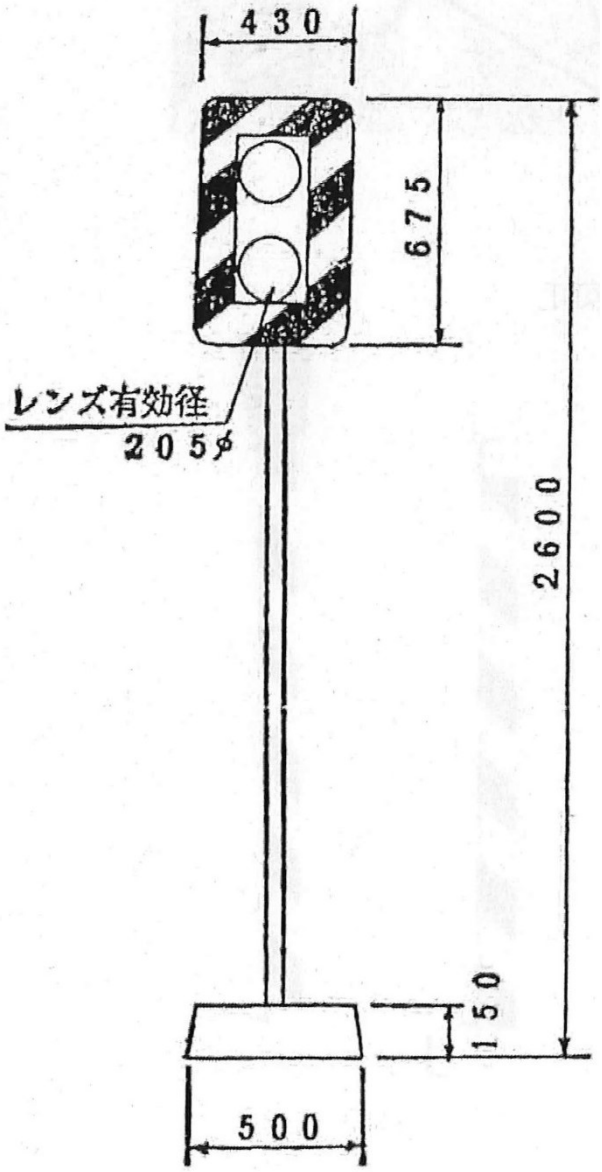

１６　工事中混雑標識

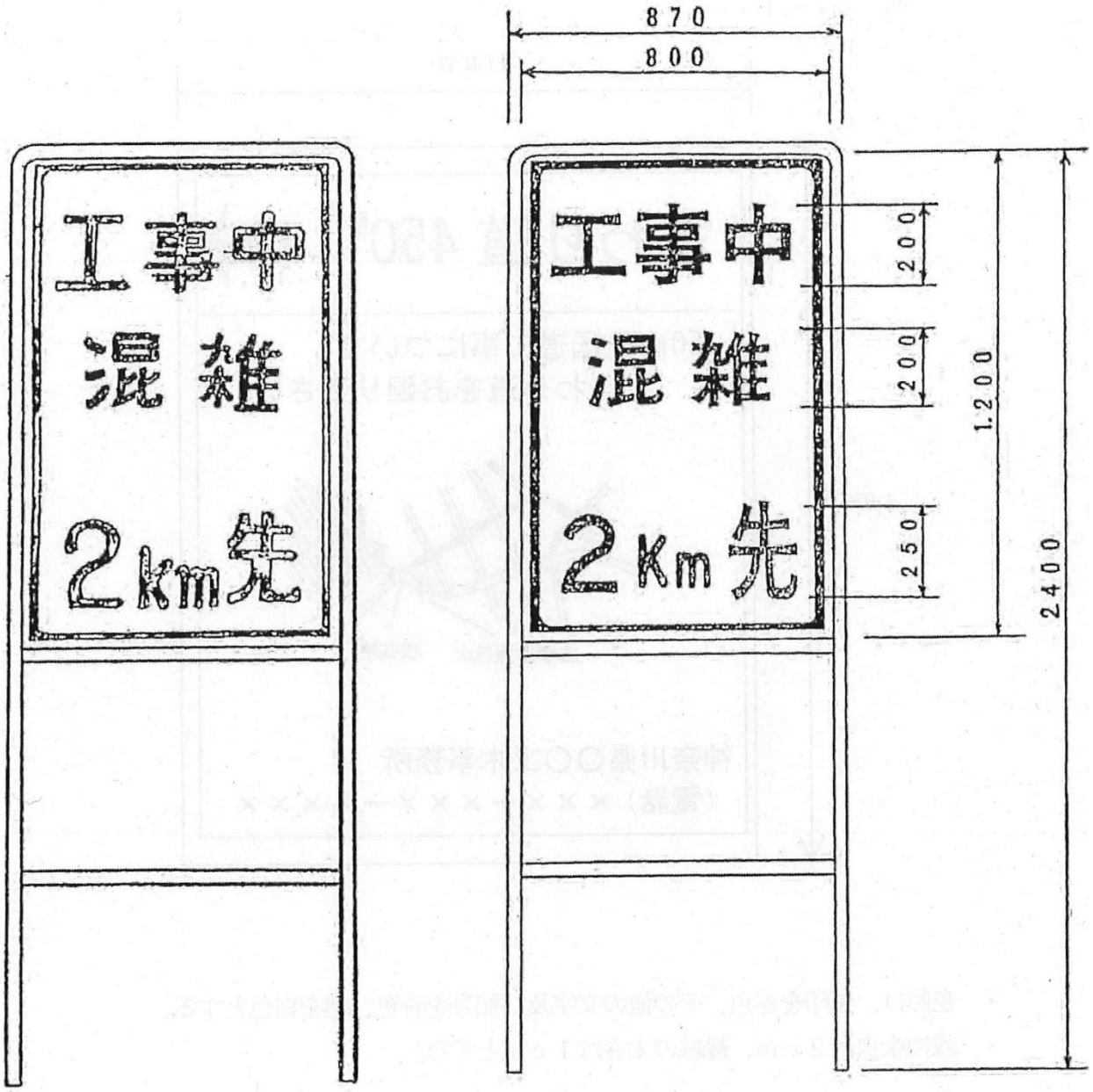

(注)

片側通行等により交通渋滞が予想される場合に１km先、２km先の標識を随時設置する。

１７　迂回路の標示

図　１７－１

・　色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
・　縁の余白は２ｃｍ、縁線の太さは１ｃｍとする。

図　１７－２

工事中迂回路の標示例（市街部の場合）（進行方向に対する標識の設置例を示す）

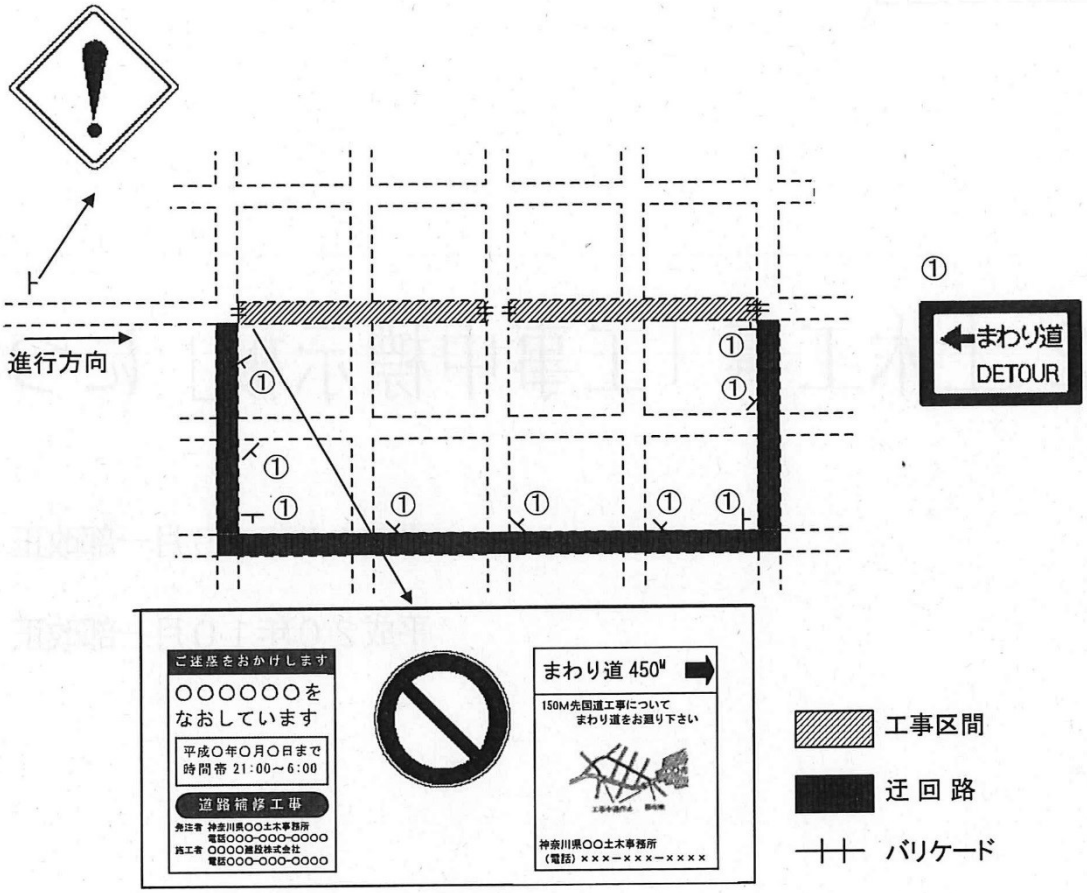

図　１７－３

工事中迂回路の標示例（部の場合）（進行方向に対する標識の設置例を示す）

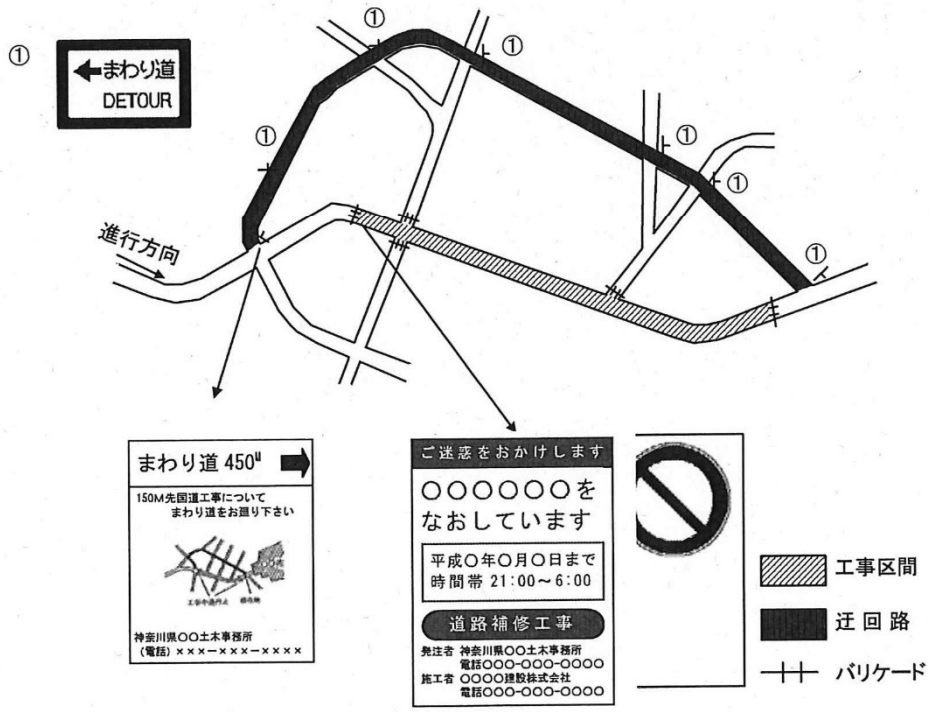

○　挨拶文の例

ご迷惑をおかけします

○○○○○○○を
なおしています

平成○年○月○日まで
時間帯　21:00～6:00

道路補修工事

発注者　神奈川県○○土木事務所
電話○○○―○○○－○○○○
施工者　○○○○建設株式会社
電話○○○―○○○－○○○○

(例文1)
「ご迷惑をおかけします」

ご協力をお願いします

○○○○○○○を
なおしています

平成○年○月○日まで
時間帯　21:00～6:00

道路補修工事

発注者　神奈川県○○土木事務所
電話○○○―○○○－○○○○
施工者　○○○○建設株式会社
電話○○○―○○○－○○○○

(例文2)
「ご協力をお願いします」

(例文3)

「ご理解をお願いします」

※　請負者が選択し監督員の確認を得ること。

２－８．地下埋設物表示に関する取扱要領

昭和 47 年 1 月 6 日　道補第 679 号

この取扱要領は昭和 46 年 2 月及び 3 月に一部改正された道路法施行令（昭和 46 年政令第 20 号）及び同法施行規則（昭和 46 年建築省令第 6 号）に伴う地下埋設物表示の効果的な運用と関係事業者間の円滑なる相互連絡を図り、もって道路管理の適正化と地下埋設物の安全管理を行うことを目的とする。

第１　（表示を要する道路）

地下埋設物の表示をしなければならない道路は、神奈川県内の道路（昭和 27 年法律第 180 号）に基づく神奈川県が管理する道路とする。

但し、将来管理する予定の道路についても表示するよう措置を講ずるものとする。

第２　（表示を要する地下埋設物）

次に掲げる地下埋設物については表示しなければならない。

ア　認定電気通信事業者が管理する通信線

イ　東京電力株式会社が管理する電力線

ウ　水道管

エ　下水道管

オ　ガス事業法により許可を受けたものが管理するガス管

カ　その他、道路管理者が指定する地下埋設物

２　前項各号のうち次に掲げるものは表示を要しない。

ア　各戸引込管

イ　管路に収容されない電線

ウ　外径０．０８メートル未満の管及び管路

エ　洞道又はコンクリート造の堅固なトラフ

第３　（表示の色別）

地下埋設物の色別は「地下に埋設する電線等の表示に用いるビニールテープ等の地色について」（昭和 46 年 5 月 6 日付け建設省道政発第 59 号及び同第 69 号建設省道路局路政課長通達）に基づき次のとおりとする。

ア　通信線	赤色
イ　電力線	オレンジ色
ウ　水管	青色
エ　工業用水管	白色
オ　下水道管	茶色
カ　ガス管	緑色

キ　その他道路管理者が指定する地下埋設物については、その都度定める。

第４　（表示方法等）

表示に使用する材料等及び表示方法は、次のとおりとする。

（1）　テープ若しくはシート又は明示板により行うものとし、その規格はおおむね次のとおりとする。

ア　テープ　　幅３センチメートル以上

イ　シート　　幅１５栓センチメートル以上

ウ　明示板　　縦１５センチメートル以上×横７センチメートル以上

（2）　テープ及びシート並びに金属製又は陶製以外の明示板の材質は低密度のポリエチレン又は塩化ビニール等の重合樹脂材等で耐薬品性にすぐれバクテリアによる腐食することなく弾力性に富むものとし、記事の顔料及び表示文字等が長期にわたり退色しないよう良質のものを使用するものとする。

（3）　明示材料の接着剤は、明示材料が設置後においても長期間にわたり、すれ、めくれ及び脱落しない良質のものを使用するものとする。

（4）　表示の方法は、おおむね２メートル以下の間隔で行なうものとする。

（5）　当該占用仏又はこれに付属して設けられた物件に、ビニールその他の耐久性を有するテープを巻きつける等の方法により行なうものとする。

（6）　さや管等の設置を推進工法により行う場合にあっては、当該サヤ管等に明示内容を直接刻印又は明示板を設置した後に行うものとする。

第５　（表示の時期）

地下埋設物表示の時期は次のとおりとする。

（1）　地下埋設物を新設する場合は、埋戻し前に表示するものとする。

（2）　既設の地下埋設物が露出した場合は、埋戻し前に表示するものとする。

第６　（各事業者管の連絡方法）

地下埋設物の事業管理者は、試験掘削維持補修あるいは他事業者管理者の埋設工により地下埋設物が露出したときは、関係事業管理者間で十分なる相互連絡をとり責任を持って表示するよう万全の措置を講ずると共に本取扱要領を遵守すること。

２　各事業管理者は掘削占用工事に先立ち試験掘を行ない地下埋設物状況を把握するものとする。

第９　（付則）

この取扱要領は、昭和 47 年 1 月 6 日から適用する。